

出席委員 横手委員長、佐藤（正）副委員長
茂内委員、青木委員、天利委員、黒沢委員
佐藤（一）議長

欠席委員 なし

説明者 大川環境経済部長、原田産業振興課長、吉田副主幹、栢沼主査
小林環境課長、中野主査、大鷲主査、椎野主査
勝又農政課長（兼）農業委員会事務局長、渡辺副主幹、広田主査
黒木都市建設部長、富田道路課長、栢沼副技幹、飯塚主査、彦坂主査
中村下水道課長、金子技幹、臼井副主幹、西島副技幹、田中主任主事
畠山都市計画課長、前田主査、石黒主査、大野主査
廣田拠点づくり部長、皆川倉見拠点づくり課長、川部主査、小宮主査
飯尾田端拠点づくり課長、野地主査、小林主査
飯田寒川駅周辺整備事務所長、藤井主査
石川会計管理者（兼）会計課長、三枝副主幹、守屋主査
芝崎選挙管理委員会事務局書記長
磯崎監査委員事務局長、遠藤主査
小林消防長、濁川消防総務課長、甲予防課長、飯塚消防署長、権上副署長
古谷主幹、金子副主幹、小間副主幹、本村主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第14号 令和3年度寒川町一般会計予算
2. 議案第15号 令和3年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算
3. 議案第16号 令和3年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算
4. 議案第17号 令和3年度寒川町介護保険事業特別会計予算
5. 議案第18号 令和3年度寒川町下水道事業特別会計予算

令和3年3月23日

午前9時00分 開会

【横手委員長】 皆様、おはようございます。ただいまより予算特別委員会を再開いたします。

本日の案件は次第のとおりとなっておりますので、よろしくお願いいたします。また、質疑については、どうぞ皆様、簡潔明瞭にいただきまして、効率よく審査を進めてまいりたいと思いますので、どうぞご協力をお願いいたします。

それでは、執行部入室するまで暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、まず、環境経済部産業振興課の審査に入ります。

執行部の説明をお願いいたします。

大川環境経済部長。

【大川環境経済部長】 皆様、おはようございます。

それでは、これより環境経済部3課の令和3年度の審査のほうをよろしくをお願いいたします。

最初に、産業振興課が所管いたします予算の審査をお願いいたします。説明につきましては、原田産業振興課長が、ご質問には出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 原田産業振興課長。

【原田産業振興課長】 おはようございます。それでは、環境経済部、産業振興課が所管しております、令和3年度予算につきまして、ご説明をさせていただきます。説明につきましては、お手元の予算書のほかに令和3年度予算特別委員会説明資料とタブレットの資料11ページからの補助貸付事業一覧表により、ご説明をさせていただきますので、併せてご覧いただきますよう、よろしくお願いいたします。また、予算書は74ページから79ページとなります。なお、事業の組替え等によりまして、令和2年度の事業名から変更がある場合には、説明資料の事業名の右側に前年度事業名を記載しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、予算書の74ページ、5款労働費1項労働諸費1目労働諸費でございます。タブレット資料は、2ページをご覧ください。0001勤労者対策の充実事業費01勤労者福祉事務経費の旅費につきましては、職員の出張旅費でございます。

次に、負担金補助及び交付金でございますが、補助金等の説明資料、タブレットの11ページを併せてご覧ください。01、メーデー補助金は、労働者の祭典メーデーの開催に対して、湘南地区メーデー実行委員会へ補助するものでございます。03の湘南地域労働者福祉協議会補助金は、労働者福祉の向上を図るために活動しております湘南地域労働者福祉協議会に対して補助するものでございます。また、備考欄に記載のとおり、湘南地区、障害者卓球大会負担金につきましては、障害者の交流と勤労意欲の向上のため、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町と湘南地域連合、湘南地域労働者福祉協議会との共催で行う事業でございますが、新型コロナウイルス感染症に伴い、新たな生活様式に対応するため、時間の短縮であったり、参加者の弁当等の廃止の事業の見直しによりまして、減額とさせていただきました。なお、本年度につきましては、新型コロナウイルスの感染症の影響で中止となっております。

次に、タブレット3ページをご覧ください。03勤労者福祉事業費の報償費は、技能者表彰事業に要する記念品代で中小企業に勤務する方を対象に、同一事業に末長く従事し、技能・技術の錬磨及び後進の育成等に寄与した方を表彰するもので、本年度は、技能功労者2名、優秀技能者3名を表彰しております。

次に、役務費についてでございますが、備考欄に記載のとおり、勤労者実態調査を昨年末に実施いたしまして、現在、集計作業を行っており、3年に一度の実施となっていることから、令和3年度の予算はございません。

次に、負担金補助及び交付金でございますが、負担金は湘南就職面接会負担金で、ハローワークと藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、寒川町が連携して実施する面接会で、本年度は18企業が参加し、18企業、46

名の参加がございました。

補助金につきましては、タブレット11ページを併せてご覧ください。02寒川町勤労者個人住宅取得奨励金でございますが、事業所に勤務する勤労者が新たに町内に住居を取得したときに、町の共通商品券を交付するもので、予算額につきましては、利用実績に基づき、減額しております。

04勤労者教育資金利子補助金でございますが、勤労者家庭の就学促進と教育費の軽減を図るため教育資金融資の利子補助を行うものでございます。なお、この事業につきましても、利用実績に基づき、減額としております。

次に、貸付金でございますが、04勤労者福利資金預託金で、勤労者の生活安定と福祉の向上を図るため、生活資金融資の貸付資金として中央労働金庫に預託するものでございます。

次に、タブレット3ページ、下表の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は36、37ページ、勤労者福利資金貸付金元利収入は、勤労者向けの生活資金融資の貸付資金として中央労働金庫に預託した資金で、全て貸付金に充当しております。

以上、5款労働費の説明を終わらせていただきます。

続きまして、予算書は76ページから79ページ、7款商工費1項商工費1目商工総務費、タブレットは4ページでございます。0001の01職員給与費につきましては、環境経済部長を含む職員11名分の人件費でございます。

次に、タブレット5ページをご覧ください。2目商工業振興費0001商業の振興事業費01商工業振興事務経費の旅費は、職員の出張旅費でございます。

次に、タブレット6ページをご覧ください。02商業振興事業費の報償費は、町商工会が事務局となって実施しております、優良小売店舗表彰の町長賞、1店舗分の記念品等に関わる経費でございます。なお、本年度につきましては、本表彰の上位表彰となっております、神奈川県優良小売店舗表彰が新型コロナウイルス感染症の影響で中止になったことから、町につきましても、同様に中止とさせていただいております。

次に、負担金補助及び交付金でございますが、まず、負担金につきましては、テクニカル賞横浜負担金、湘南ビジネスコンテスト負担金でございます。テクニカル賞横浜は、神奈川県下最大級の工業技術見本市に藤沢市、茅ヶ崎市と連携して出店するための負担金でございます。湘南ビジネスコンテスト負担金は藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町で開催しております、域内の起業家の皆さんがビジネスプランを競うコンテストへの負担金でございます。次に、補助金につきましては、タブレット12ページを併せてご覧ください。01商工会補助金は、町商工業の総合振興を図るため、町商工会に対して補助を行うものでございます。この商工会補助事業につきましては、本年度、庁内宿泊施設の誘致調査といたしまして、人口動態や入込観光客数の推移、立地企業の訪問者の動向を基に、専門機関へビジネスホテル立地の可能性について、調査費用を計上させていただいておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、調査を見送ったことから、令和3年度、改めて予算計上し、予算につきましては今年度と同額とさせていただいております。

次に、02商店街街路灯電灯料補助金につきましては、寒川駅北口商店街、倉見商店会、小谷商店会の3商店会に対しまして、街路灯電灯料の75%を補助するものでございます。

次に、03寒川町にぎわい創出支援事業補助金は町内におけるにぎわいを創出する事業や、地域商業振興のための商業を行う団体等に対して補助を行うもので、今年度につきましては、寒川駅北口商店街と料理飲食業協会への支援を実施しております。

04商業協同組合すいせんカード事業補助金はすいせんカードを発行し、消費者サービスを展開している商業協同組合に対して、その事業の一部を補助するものでございます。なお、備考に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けた小売店への支援を強化するため、10万円の増額といたしました。

06産業まつり交付金は、町の産業振興の総合的な振興を図るため、毎年11月に開催しております、寒川町産業まつりの実行委員会に対して交付金を交付するものでございます。本年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を見送っておりますが、令和3年度につきましては、新型コロナウイルスの状況にもよりますが、新しい生活様式に対応すべく、感染症対策やステージイベントなどの事業の縮小検討をしており、補助金額を減額とさせていただいております。

08小規模事業者経営改善資金融資利子補助金、いわゆるマル経融資でございますが、町内産業の発展と振興、町内小規模事業者の経営の安定と支援を目的に、融資利子の一部を補助するものでございます。

09中小企業退職金共済掛金補助金でございますが、中小企業事業主の負担軽減を図るとともに、制度加入の促進と従業員の退職後の生活安定を図るため、中小企業事業主に対して、掛け金の一部を補助するものでございます。

11、創業者支援利子補助金は、地域の魅力を高めるため、町内で創業を目指す方へ、新たなビジネスの創出や創業を支援する環境を整備するため、創業融資に関わる利子の一部を補助するものでございます。

次に、12住宅リフォーム等建設工事推進助成金でございますが、地域経済活性化のため、町民が町内事業者を利用し行った個人住宅のリフォーム等の建築工事に係る費用に対しまして、寒川町共通商品券を交付することで助成するもので、実績に基づき減額をさせていただいております。

次に、タブレット7ページをご覧ください。002工業の振興事業01企業支援事業費は商工会や各支援機関と連携して、商工業者に対する総合的な支援を行い、エコノミックガーデニング事業を推進することにより、雇用の吸収力ある工業基盤の強化を図るための事業でございます。報償費は中小企業支援のために配置した地域経済コンシェルジュの活動に対する3名分の謝礼と、次世代経営者研究会など、中小企業向けセミナー開催に伴う講師の謝礼でございます。需用費につきましては、地域経済コンシェルジュとして活躍いただいております中小企業診断士の名刺代でございます。

次に、資料用及び賃借料につきましては、創業を支援するツール、地域のポテンシャルをデータとして提供できるよう準備しております、市場情報データ、市場情報評価ナビM i e N aを使用するための使用料でございます。

負担金補助及び交付金の負担金は、産業のまちネットワーク推進協議会負担金でございます。この協議会は、東日本にある工業都市で工業振興に力を入れております都市の産業政策担当者で組織する協議会で、担当者の意見交換や研究を通して、各自治体が抱える問題の解決を促し、併せて地域間企業のネットワーク化を進めることで地域経済の発展を図ることを目的としております。

補助金につきましては、タブレット13ページを併せてご覧ください。なお、備考に記載のとおり、実績に基づき、一部の事業につきまして減額をしております。

それでは、まず02、寒川エコノミックガーデニング推進協議会補助金は企業活動の活性化及び競争力強化を進め、町経済の活性化を図ることを目的に補助するものでございます。03中小企業活性化事業補助金につきましては、ISOなどの認証等取得事業や国内外で開催される展示会への出店など、販路拡大事業、企業に勤務する従業員が職務上必要な資格取得に関わる費用などに対して補助をするものでございます。

次に、05中小企業信用保証料補助金につきましては、中小企業の経営の安定と振興を図るため、町及び神奈川県の特定の融資を受ける際に、中小企業者が神奈川県信用保証協会に支払う保証料の一部を補助するものでございます。

次に、06中小企業施設整備資金特別融資利子補助金でございますが、中小企業施設整備資金特別融資を受けた事業者に対して、利子の一部を補助するものでございます。

次に、07中小企業事業資金融資利子補助金は中小企業者の経営合理化促進及び振興を図るため、町内中小企業が町事業資金融資を活用した場合の融資に対して、利子の一部を金融機関へ利子補助するものでございます。

次に、貸付金でございますが、01中小企業融資貸付金預託金につきましては、中小企業の経営の安定化と振興を図ることを目的に、町の中小企業事業融資、中小企業施設整備資金、特別融資を行うための資金を湘南信用金庫、平塚信用金庫、横浜銀行、静岡中央銀行の町内4金融機関に預託するものでございます。

続きまして、タブレット7ページの下表の特定財源でございますが、歳入番号①予算書は36、37ページの1、中小企業融資資金貸付金元利収入は中小企業の経営安定化を図ることを目的に、町内4金融機関が行う融資の資金として預託していたものを全て貸付金に充てております。

次に、タブレット8ページをご覧ください。02企業等立地促進事業費は地域産業の振興を図るため、既存企業の町内の投資や新規立地等をする企業に対して税の軽減や雇用奨励を行うための事業でございます。負担金補助及び交付金でございますが、タブレット13ページを併せてご覧ください。02企業立地雇用奨励金は、寒川町企業等の立地促進に関する条例により、固定資産税等の奨励措置を受けた企業で、新たに町民に常時雇用する従業員として、1年以上雇用した企業に対して奨励金を交付するものでございます。本年度につきましては、該当する企業がないことから予算計上をしておりませんでした。令和3年度につきましては、例年のとおり、30万円の予算計上をさせていただいております。

03企業立地促進融資利子補助金は、企業が寒川町企業等の立地促進に関する条例により、固定資産税等の不均一課税の適用と県の企業融資促進融資等を受けた場合に、その融資に対する利子を助成するものでございます。なお、備考に記載のとおり、県と県内市町、民間企業で連携して、企業誘致に取り組むために組織しております。県企業誘致促進協議会に対する負担金につきましては、令和3年度より退会することとなったための減額でございます。また、県の担当者からは必要に応じて再加入することができる確認をしておりますので、今後につきましては、田端西地区土地区画整理事業の進捗状況などを踏まえ、再加入の検討も進めてまいります。

次は、タブレット9ページ、3目観光費0001観光の振興事業費、01観光事務経費でございますが、報償費につきましては、毎年観光協会が実施しております、写真コンクールの記念品代でございます。旅費は職員の出張旅費でございます。需用費はさがみ縦貫道路寒川北インターチェンジ入口に設置しております、町観光案内看板につきまして、夜間のライトアップを開始したことに伴う電気使用料でございます。役務費は寒川駅南口、北口及び寒川北インターチェンジに設置されております、周辺案内看板等の建物共済保険加入費用でございます。

次に、タブレットは10ページ、02観光振興事業費の需用費でございますが、県内外で実施する観光キャンペーン等で配布するノベルティを購入するための消耗品費でございます。次に、負担金補助及び交付金でございます。まず、負担金につきましては、湘南地区の3市3町で組織いたします湘南地区振興協議会負担金、県内市町村と観光物産関連団体で組織する神奈川県観光協会負担金、また県と県内市町村で組織する県観光振興対策協議会への負担金でございます。

次に、補助金につきましては、タブレット14ページを併せてご覧ください。04町観光協会補助金でございますが、町内にある観光資源を広く町内外に紹介し、町の観光振興を図るとともに、多くの観光客が寒川町を訪れていただけるような事業を展開するため、寒川町観光協会に対しまして、運営費及び事業費について補助するものでございます。

次に、05浜降祭補助金でございますが、浜降祭実行委員会に対しての補助金と、同日寒川駅前公園で開催されるさむかわ神輿まつりを主催するさむかわ神輿まつり実行委員会に対して補助するものでございます。

以上が、産業振興課所管の令和3年度予算についての説明でございます。ご審議よろしく願いいたします。

【横手委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

青木委員。

【青木委員】 タブレットの6ページ、住宅リフォームについてお尋ねします。

今回、コロナが原因で減らしたんだと思うんですけども、その理由をお聞かせ願いたいのと、前年、件数が減って、実績を兼ねてということで、減っていると思うんですけども、件数と経済効果をまず、お聞きします。

それと、8ページの企業立地促進事業費、これは税務課で聞いたら、1億円ということで、6者に対して1億円出していますということを聞きました。それについて、まず、雇用奨励金という……、すいません、雇用促進という観点からいくと、1人30万円ということだったんですけども、これは進まない理由というのは、企業が誘致して、それに対して出しているんですけども、町として本来、雇用を促進するというのが目的ですから、その目的を、これは大体一人の計上だと思うんですけども、それについて……、違うところだったかな。ごめんなさい。雇用促進する意味で、何で増えないのかということについてお尋ねしたいということです。

【横手委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 大きく2点のご質問をいただいたかと思います。

まず、住宅リフォームの建設の助成金でございます。こちらは先ほど説明させていただいたとおり、実績による減額とさせていただいているところでございます。ただ、昨年度の予算につきましては、300万の予算に対して、今年度については200万という予算でございます。ただ、令和元年度の決算額としましては321万という形で、金額が増えているという状況でございます。

先ほどコロナの財政状況によりという話も青木委員のほうからお話がありましたが、こちらについては、基本的には単年度で見るのではなく、もう少し広い視野でもって確認をしているところでございまして、実際に平成30年度あたりだと265万円という実績が出ているのが現状です。そうしたことを考えると、今回コロナ禍ということもあって、かなり巣籠もり事情も増えてきているのかと担当としては考えておりまして、そうした特需で昨年度、また、今年度2月までの状況としては増えてきている状況なのかと。そういったことを考えると、来年度、コロナが明けると少し金額が落ち込むかという予想を立てて予算計上させていただいているところでございます。

ただ、この部分については、当然予算の範囲内であるということで、事業は実施しておりますが、そこで事業を打ち切りにして、仮にそれ以上の申請があった場合には不公平感が出てしまいますので、担当としてはしっかりと対応して、また議会にご説明をさせていただいて、ご承認等をいただきながら、しっかり予算手当はしていきたいと考えているところでございます。

次に2点目、企業立地の部分でございます。こちらは今回の予算委員会の中でも条例の継続を提案させていただいたところでございます。税務課のほうから1億円を超える影響が出ているというお話があったということは私のほうも聞いております。ただ、こちらに対しましては、企業の立地を促進することによる未来への投資という考えの下、進めているもので、企業さんからも投資により減税された部分につきましては、新たな投資であつたり雇用につなげていきたいというお話を伺っておりますので、町としてはこのまま進めていきたいと考えているところでございます。

また、雇用促進の部分につきましては、確かに、新たな施設整備をして、新たに町内の方を1年以上、正規雇用として雇用したという実績がなかなか出てきておりませんが、それだけの部分ではなく、町に町外から、企業立地で事業を持ってきたり、そういったところで雇用が増えてきているのかとは考えています。また、その方たちが将来、寒川町に住んでいただくということも1つの雇用対策にはなるのかと考えているところでございます。

以上でございます。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 住宅リフォームは効果があるということは、今、認めていただいたということはよく分かりました。経済波及効果があるということも何度となく答えていただいているんですけども、さらに進めていく上で、今現在、説明書でも工事費の5%、6万円が限度額だということの部分で、もう少し使い勝手をよくするのに、分かりやすく工事費10%、10万円助成みたいな感じで、さらに大きくすれば、波及効果がまた広がるんじゃないかと思っているんですけど、そういう点で考えがあるかお聞きします。

それと、企業立地促進事業費、雇用奨励金ですね。なかなか今も言っていましたけれども、まずは誘致してからということだとは思いますが、本来の目的が雇用促進なので、立地条件を受けて

いる企業さんから、最低限でも1人、2人ということは、町から言うということではできないんですか。すいません。それを確認させていただきます。

【横手委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 まず、リフォームのほうでございます。金額をさらに上乗せできないかというご質問でございますけれども、こちらにつきましては、町の共通商品券をお配りすることということで、必ずリフォームを申請していただいて、決定された方にはアンケート調査をさせていただいて、効果については諮っているところでございます。

令和2年度につきましても、まだ年度途中でございますが、調査はしているところでございまして、リフォーム工事助成がなかった場合に町外の企業、町内ではなく町外の企業に流れてしまう可能性はありましたかというご質問をさせていただく中で、3割の方が「はい」というご回答をいただいている、それなりの効果は出ているんだと思っています。そうしたことを考えた中で、当然、予算との兼ね合いもございますけれども、担当としてはこのまま、今の金額で事業を続けていきたいと考えているところでございます。

次に、企業立地の部分でございますが、確かに最終目的については人口の増加というところも当然狙いとしてはございます。それに、沿った狙いとしても、当然税収が上がることは町の財源にとってもとても重要なことでございますので、この部分については、施設整備について投資が進んだということになれば、当然、見た目は、最初は2分の1の軽減税率がございまして、最終的には投資が進んで設備が整えば、雇用も進んでいくと考えていますので、町としては重要な施策であると考えているところでございます。

また、雇用を条件にできるかというところでございますが、こちらにつきましては、工場の建て替えとかも当然ございますので、工場の建て替えが進めばオートメーション化も進むということもありますので、そこは企業さんの考え方もあると思いますので、それ以上のことは、町から申し伝えるつもりはないという状況でございます。

以上です。

【横手委員長】 よろしいですか。ほかに質疑のある方。

黒沢委員。

【黒沢委員】 3点ほど確認をさせていただきます。

まず、3ページの住宅取得奨励金、減になっていきますということでございました。ただ、これについては、実績を基にということではありますけれども、この事業については、人口を流出させない、また、人口をほかから来ていただくという部分については、一定の効果がある事業だと思っております。ただ、いまだ町内を見ると、戸建の住宅は相当建っているように思うんですが、要は実績をベースにということは、住宅を取得される方が減ってきているのかと思うわけですが、その辺について、担当課としてどういうふうに捉えているのか、住宅も売れ残りとかがここ最近、目立ってきているのかどうか、その辺について、何か捉えているのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、8ページですけれども、ここに負担金補助及び交付金の減額の理由として、神奈川県企業誘致促進協議会退会による減とあります。先ほど課長からも、今後もいつでも戻れますという担保は取

っているということなのですが、これから田端を進めていく中で、このタイミングで退会するというとは、この団体が寒川にとって、これまで入ってはいたけれども、あまり効果としてはなかったという判断をされての退会なのかどうか、退会に至る理由をもう少しお聞かせいただければと思います。

それから、新総合計画が来年度からスタートしますが、その中で、役場、それから中央公園、それから神社周辺を含めて、にぎわい創出交流ゾーンというゾーニングがされております。この中で、寒川が持つ歴史文化を基にした人とのつながりや産業観光の振興を行っていきますということなのですが、ここがゾーニングされたことによって、進めていく所管としてはここになると思うんです。そういう中で、ゾーニングされたことで新しい展開というのをどのように考えられているのか、令和3年度の予算を見ると、その部分についてはなかなか見えてこないんですが、その辺についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

【横手委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 3点、ご質問いただきました。

まず、1点目が、勤労者個人住宅取得奨励金の状況ということでございます。こちらにつきましては、確かに委員おっしゃるとおり、今、個別住宅の新築が進んでいるのかという状況は見受けられます。実際、申請件数につきましても、令和2年度、ここまでの180件の件数が出ております。ただ、ここについては、年によっても結構違うところがございまして、平成30年度については168件であったり、元年度の実績については、逆に217と伸びているような状況もございますので、こちらについては、全体的な長い目で見ると、若干ではありますが、増えているのかという状況は感じております。ただ、予算的な部分については、かなり出っ込み引っ込みがございまして、そうした中で、今回は減額をさせていただいているというところでございます。

ただ、こちらの部分につきましても、先ほどのリフォームと同様、しっかりと担当としては手当はしていきたいと考えておりますので、また、必要に応じて皆様のほうにご提案をさせていただければと考えましております。

続きまして、企業誘致促進協議会の退会の部分についてでございます。こちらにつきましては、企業誘致の部分で、新たな集積地、田端とかといったところをもったり、今後、持つ可能性があるところが入っている協議会になっております。寒川町も当然、田端の誘致がこれから進んでいく可能性があるという中で加入はしてはしておりますが、まだすぐに田端がここで企業誘致が見える形にはなっていないという部分もありまして、今回、1回、退会をさせていただいております。ただ、この先、保留地が決定し、事業が進んでいく中では企業誘致を進めていく必要が当然出てきますので、その部分については再加入ということも検討はしていきたいと考えているところでございます。

3点目、東参道構想のことですか。にぎわいゾーンの部分についてでございます。これまでもお話をずっといろいろなところでさせていただいておりますが、なかなか見える形での提案、費用対効果、要はプラスになるような計画が出てこないという中で、取りあえず、3者が今、できることを進めていくということの中で、町といたしましては、これまで神社に通じるまでの案内看板の設置であったりとか、中央公園に案内看板の設置等を進めさせていただいております。また、それ以外にも、関係団体のほうでは、新たな可能性について、それぞれの動きであったりとか、企業様に情報を聞いたりとか、そ

ういった提案を受けているという話は聞いておりますので、個々が今、それぞれの立場でそれぞれの方向に向かって進んでいるのかと考えているところでございます。

以上でございます。

【横手委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 まず、住宅取得奨励金ですけれども、今年度、140棟分というのはかなり抑えた予算であったのかという気がしています。今後、増えていけば、しっかりと対応しますということなので、そこはやっていただきたいと思いますけれども、ただ、予算の制度として、140棟というのはあまりにも、ここ数年の流れは今、課長からもありましたけれども、見ると、140棟で本当に大丈夫なんだろう、大分抑えられたのかという気はしますけれども、しっかりと対応していただければと思います。

ただ、予算の精度を上げていくという部分については、途中で大きな補正をするというよりも、当初からしっかりと組んでいるほうが正しいと思いますから、その辺についてはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それから、企業誘致促進協議会の退会の理由が、何となく分かったような分からないようなという感じなのですが、当然田端を持っていて、その前に入っていたときも、すぐには始まらないということは当然、同じ条件の中だったと思うんですが、様々な情報を得ていくとか、そういうことを考えると、退会をするということが、いい判断なのかどうかというのは、なかなか判断できないんですけれども、そう考えると、入っていたけど、あまり情報も来ないし、寒川町にとって、あまり有機的ではないという判断をされたのかと思うんですが、また、さらにここに入っていなかったとしても、しっかりと今、目に見えているところは田端になりますから、田端の産業誘致については、しっかりとここから様々な情報をいただいたりとかしなくても進めていけるという展開が見られるのかどうか、その辺についての考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、新たな総合計画によるにぎわい創出ゾーンの考え方については、これまでと変わらず、取りあえず今、様々な3者ができることを進めていくということで、これまでと同様の動きをしていくということなんだと思いますが、いろいろな団体から提案等もこれから出てくるのかと。それにはしっかりと話を聞いていただいて、町としてできることをしっかりと考えていっていただきたいと思いますので、この部分については結構です。

【横手委員長】 1つ目と2つ目についての回答ということで、よろしくお願いいたします。

原田課長。

【原田産業振興課長】 ありがとうございます。1問目、2問目、とても回答しづらいご質問でございます。

1問目のほうの住宅取得奨励金につきましてはありがとうございます。何とも少し申し上げづらいところもありますが、担当としても、しっかりと今後とも予算措置に努めてまいりたいと思います。

2点目、企業立地のほうについてでございます。こちらにつきましては、実は、私はこの担当に入ってきて、ここで2年が終わろうとしております。企業立地は1年目に来たときには、全体会議等もあるんですが、会議等は1回ぐらいなんです。どちらかというと、情報提供もあるんですが、情報提供というよりはパンフレットを作って対外的に周知していくというのが目的になっている。こんな寒川町では

計画がありますというのが中心になっているという状況でございます。

さらに、今年度につきましてはコロナ禍ということもございまして、会議自体も書面会議で終わってしまったということで、恐らく、またこの先もパンフレットが作られるだけで今回、事業は終了してしまうのかという考えもありまして、であれば、今、田端は町で専門の所管があつて、それなりにPRをしていただいているという状況もありますので、そこについては、今回については1度退会と。ただ、しっかりと周知していく必要が出てきた場合には、再度加入ということを考えているところでございます。

3点目は要望でということでございましたが、確かに関係団体からは新たな組織の立ち上げとか、そういうご相談も将来的にはさせていただきたいというお話も聞いてございますので、当然、担当課としてもしっかり関わっていきたいと考えております。

以上でございます。

【横手委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 最後1点だけ、誘致促進の協議会、これは今、課長のほうからも、またいつでも復帰できますという担保を取っているということなので特に問題ないとは思いますが、これは当然、誘致地区を持っている皆さんが入っていっちゃって、そこの自治体がそれぞれ入ってきているんだと思うんですけども、こういうのは普通、もう入ったら最後、抜けられないみたいなのが普通の団体かと思うんですけども、途中で出る、出ないも本当に自由だし、退会したところで全くデメリットもないという捉え方でよろしいのでしょうか。

【横手委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 担当者とのメールのやり取りの中では、また、今後ともいつでも入れますので、入っていただけるのであればお知らせくださいというご回答はいただいているところでございます。近隣を見ましても、茅ヶ崎も来年度は加入しないような方向で話を聞いておりますので、これは基本的には県内市町村が中心になって構成している団体でございますので、希望により、対応は可能だと考えているところでございます。

以上です。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

天利委員。

【天利委員】 私からはまず、勤労者福祉事業費の黒沢委員は個人住宅なんですけど、勤労者の教育資金利子補助金についてお伺いしたいんですが、ここは実績に基づいて減額というところで、コロナ、コロナとか言われているんですが、これは使いづらから実績が伴っていないのか、幅広い利用というのができないのかというところ、ある程度、借入金も200万とか、2分の1の利子というところとか、あと、多分これは1行のところからの契約になっているのかとは思っているんですが、そういったところの利用者からの使い勝手が悪いのではないのかというところを教えていただきたいのと、もう一つは、先ほど、黒沢委員が話していたので、立地の退会の件は分かりましたので、それと、観光振興事業費の中で、観光協会のほうに対して補助を行っているところで、コロナ禍の中で観光協会が受け持つインバウンドとかいろいろな形の祭典とか、いろいろなイベントというのが令和2年に引き続き、令和3年もほ

ば祭り関係は中止ということで情報を得られているんですが、そのほかにいろいろな形で自由産業を確保しようというところで動いている、観光協会の中で動いている令和3年、この関係で観光協会が活動できるかどうか、このところをどう捉えていらっしゃるのか、この2点を教えてください。

【横手委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 2点、ご質問いただきました。

まず、勤労者教育資金利子補助金でございます。こちらは委員、お見込みのとおり、1社、労金さんをお願いしている部分でございます。こちらはその後のところでご説明させていただきました、勤労者福利資金預託金というところの中で、預託金をお支払いさせていただいておりまして、3倍協調という形で少しメリットを持たせた中で、実施をさせていただいている事業でございます。ただ、近年、件数が減ってきたという状況の中で、平成28年度では24件の実績がございました。だんだん数が減っていきまして、令和元年度、昨年度につきましては12件という状況になってございます。12件の利用となっているところでございます。

こちらにつきましては、労金さんにも問合せをさせていただいたんですが、民間のその他の金融さんでも、かなり利率の低い、そういったメニューというか、ものが増えてきたという中で少し数が減ってきているというのが状況ではないかというようなお話を聞いている状況でございます。確かにほかの金融さんを見ても、いろいろメニューが増えてきているのは事実であって、取引があったり、自分が預金を預けているところが利用しやすいという部分が出てきますので、相当なメリットがないと減ってきてしまうのかというところでございます。

ただ、こちらにつきましては預託金の協調額が今、3倍協調ということで、可能性としては1倍協調ということも可能ではありますけれども、町として、そこまで進む必要があるのかどうなのかということ、ここは今後、慎重に検討していかなくちゃいけないかというところで、金利についても、ほぼほぼが3倍協調で今、やっている状況がありますので、その辺りについては、近隣の状況も注視しながら進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、観光協会の補助金でございます。こちらにつきましては、議員おっしゃるとおり、コロナ禍の中で令和2年度についての事業について、相当な中止が進んでいるという状況の中で、観光協会については、今、できることをコツコツという形で事業を実施していただいております。冬のひまわり等は実施させていただいております。

また、コロナ明けに向けて、インバウンド対策としても、3か国語のホームページにここで切り替えたところの状況でございます。令和3年度につきましても、ここで補助金は交付して、補助金とは少し関係ないですけども、びっちょり祭の実行委員会の事務局をやっているんですが、びっちょり祭もここで中止になるとか、そういった話が出ている中で、また事業が相当、中身が変わってくるのかということ、ここは少し予想はされているところでございます。

逆に、NHKの大河ドラマ、「鎌倉殿の13人」につきましては、来年度、令和4年の1月から放映が開始されるということもございまして、その辺りの観光PRの取組を、力を入れていきたいというお話は聞いております。具体的には、対外的に梶原景時、なかなかあまりいい評判ではないようなことが言われておりますが、ただ、一方で、とても家族思いであったり、忠誠心が強いということも言われてい

ます。その部分については、大河ドラマでございますので、悪役もないという部分もありますので、今後、どういう形で放映されていくか分かりませんが、本当はこんないい人なんだというところを視点において、しっかりとPRしていきたいということを聞いておりますので、そういったノベルティのグッズとかの予算計上も、若干ではございますが、させていただいておりますので、そういった部分について、観光PRということでしっかりと取り組んでいくというお話は聞いているところでございます。

以上でございます。

【横手委員長】 天利委員。

【天利委員】 大体分かりました。勤労者の教育費、教育ローンというのがいろいろな銀行さんで出ておりまして、金利も0.9ぐらいからか、出ておりまして、300万とか、3年とか5年ということで、低い金利で貸付けがされているということで、わざわざ言ったらおかしいですけども、その1社に、1行に行ってしまうということではないということで、令和元年では12件と半減されているということなので、いろいろなお付き合いがあるんだろうと思うんですが、いろいろな形で、信金さんとかいろいろ、寒川に大きな信金さんもいらっしゃるの、地元の銀行さんですけども、そういった方々と共に、教育の資金の活用というところで、できれば、そういった方のほうにも声を掛けていただいて、幅広い方々に利用できるような形で体制を取っていただければありがたいということで意見とさせていただきます。

もう一つは、観光協会の関係で、令和3年もこの4月で、もうすぐ公園もピンク色に染まって、ライトアップがされるであろうと期待をもってスタートして、1つの寒川の観光の目玉になってきているんです。先ほど、黒沢委員からありました、にぎわいゾーンというところ、ここは寒川を中心になるわけなので、ここから発信する。寒川の観光とインバウンドを発信するという地区になるわけでございます。そういった中で、コロナ禍でなかなか思うようにいかないというジレンマというところは、町民一人一人持っていらっしゃるところがございますので、なかなかそこは一括りにできないということは分かっているんですが、そういった中で、観光協会の役割というのが、地道になって、毎日活動されているところ、1人でも多くの方にこの町を知っていただきたい。来ていただきたいというところで、駆けずり回っている方が、本当に多く観光協会にはいらっしゃるの、そのところを無駄にしないように、ぜひ担当課として力強い支援を、お金の面だけではないんですけども、ぜひしていただきたいと思っておりますので、この1年、コロナ禍がどうなるか分からないんですけども、ぜひよろしいお願いいたしますので、鎌倉殿も待っていらっしゃるので、ぜひよろしく申し上げます。

これも意見ということでよろしく申し上げます。

【横手委員長】 何かありますか。

原田課長。

【原田産業振興課長】 ありがとうございます。まず、1点目、補助金、教育資金の部分につきましては、確かに半減しているという状況はございますけれども、必要な方にとっては絶対に必要な事業であると考えておりますので、しっかり制度自体は維持していくとともに、関係金融機関等の周知、また、労金については対象者も限定されるところがございますが、しっかり対象者に対して周知していきたいと考えております。

また、観光協会につきましても、本当にボランティアさんをはじめ、一生懸命頑張っていただい

るのは重々承知しております。今回につきましても、コロナ禍という中で、桜のライトアップにつきましても、例年どおりのライトアップはなかなか難しいかという状況ではございますが、途切れてしまいますと、なかなか次にまたつながらないというところもありますので、そうした中で、今回も3月の末と4月の頭の土日については、30分と短い時間でございます。また、中央公園の中の桜を今まではライトアップしていましたが、道路側のほうにライトアップさせていただいて、歩道側を通ってもらうような工夫もさせていただいて、しっかりできることはこつこつとになりますけれども、観光事業をつなげてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

佐藤副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 私からは1点なんですけれども、14分の13ページのところに中小企業向けの預託金であったり、信用保証料であったり、利子補給であったり、融資関係の補助なりがあると思うんですが、これは令和3年度については、こういった見通しを持っているのかということと、あとは、令和2年度の実績がどうだったのかということをお答えいただきたいと思います。

【横手委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 ありがとうございます。この部分につきましては、見通しというところなんですけれども、実際のところ、今、コロナ禍という中で、セーフティネットが融資として進んでいるところがあります。これは基本的に無利子無担保で、一定程度の売上が落ちた方が対象になっているというところになっていますので、今、利用される方については、そちらが対象になられる方は、そちらを優先して利用されているという現状があったりであるとか、今までの融資の部分をそれぞれまとめて一本化して、融資借換えもやっているという話を聞いておりますので、それほど量については思ったより伸びていないのかと感じているところが現状でございます。

令和2年度の預託分の事業の合計新規件数につきましては、全体で事業が3件で設備投資が1件の融資という状況になっているということでございます。

以上です。

【横手委員長】 佐藤副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 予想通りの答えというか、令和2年度というか、今まではいわゆるコロナ関係でのセーフティネット、政策金融公庫もありますから、それに対応していたと思うんですが、それが終わってきたとき、どうなるかというところを少し思っていて、どこまでコロナ関係の融資を継続されるのかというところが分からない。たしか、でもそろそろ終わる形になっていたと思うんですが、そう考えたときに、その後、しっかりそういったところに融資なり、支援をしていかなきゃいけないというところで、そう考えたときに、この予算というのは足りていくのかというところが不安に思っていたもので、コロナ関係の融資が終わった後、しっかり対応できるような予算になっているのかということをお答えいただきたいと思います。

【横手委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 この部分については、今年度、初めての事業というところもあったりとかも、たしかして、メニューも増やしたりとかしている中で、コロナの前の状態の中の予算組みをさせていた

だいているので、基本的には、令和3年度についても、コロナ禍が終わっても足りていくのかとは考えているところでございます。ただ、コロナのほうのセーフティネットがどの段階で終わるのかというのは、なかなか私どもも見通しがつかない中で、施策としても延長されています。元金がここで償還が始まるという中で、その部分がさらに延長とかという話も聞いておりますので、その辺りを踏まえて、今後は必要であれば、しっかりと手当をしていきたいとは考えておりますけれども、これ以外にも、マル経融資であったりとか、様々な融資制度がございますので、皆様がどこを選択するかというところにもよってくるのかとは考えているところでございます。

【横手委員長】 よろしいですか。

では、以上といたします。ここで質疑を打ち切りたいと思います。ご苦労さまでした。

以上で環境経済部産業振興課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は10時15分といたします。

【横手委員長】 休憩を解いて、特別委員会を再開いたします。

それでは、続きまして、環境経済部環境課の審査に入ります。

それでは、執行部の説明をお願いいたします。

大川環境経済部長。

【大川環境経済部長】 引き続きまして、環境課が所管いたします、予算の審査のほうをお願いいたします。説明に当たりましては、小林環境課長が、質問に対しましては出席の職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【小林環境課長】 おはようございます。それでは、環境課の令和3年度予算につきまして、ご説明させていただきます。

環境課につきましては、組織の見直しによる所管課の変更はございません。

予算書の歳入につきましては24ページから39ページ、歳出につきましては54ページから55ページ及び72ページから75ページでございます。2款総務費1項総務管理費12目環境保全対策費及び4款衛生費2項清掃費の1目清掃総務費、2目じん芥処理費、3目し尿処理費、4目美化センター費でございます。説明に当たりましては、タブレット資料020環境課、予算特別委員会説明資料を基にご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、18ページ以降が委託事業一覧でございます。また、事業の組替えにより、令和2年度の事業名から変更がある場合には、説明資料の事業名の右側に前年度事業名を記載しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、タブレットの2ページをご覧ください。12目環境保全対策費1自然環境保全の推進事業費の1自然共生推進事業費でございます。自然共生推進事業費につきましては、自然環境の保全のため、環境団体との共同等により、環境学習の機会を提供し、意識の向上と環境活動の推進を図るものです。報償費につきましては、目久尻川及びその周辺で実施する川の生き物調査隊、並びに野鳥観察会の講師謝礼でございます。委託料につきましては、相模川美化キャンペーンのごみ運搬費でございます。負担金補助及び交付金につきましては、寒川環境町民会議、さむかわエコネットへの交付金でございます。

継続して実施していただいている河川の清掃活動や環境課との共済事業に加え、さむかわ中央公園のビオトープの整備等、環境保全に寄与する活動を積極的に実施していただいております。

続きまして、3ページをご覧ください。1 自然環境保全の推進事業費の2 公害防止対策事業費でございます。事業費の被服費につきましては、水質自己対応用の胴長を購入するためのものです。委託料につきましては、水質検査や大気ダイオキシンの調査、水準測量及び成果検定委託料でございます。環境保全のための現状把握を目的としております。水質検査につきましては、継続的に小出川の2地点と目久尻川、一之宮第二排水路の4つの地点で調査を実施するものです。

大気ダイオキシン等の調査につきましては、役場の敷地内で実施しております、常時監視のほか、一般大気、道路交通大気、騒音、振動、臭気、ダイオキシン類の測定を隔年で実施するものです。さらに、地盤沈下の変動を監視するための水準測量でございますが、県及び近隣市町と調整し、隔年で実施しております。なお、公害防止対策事業費の特定財源でございますが、予算書の30、31ページ、県の地盤沈下調査補助金で、補助率は3分の1でございます。

そのほか、予算計上はございませんが、町では平成22年度より公害防止対策を推進し、町民の健康及び快適な生活環境の保全を図るため町内事業所と環境保全協定を締結し、事業所と町が一緒になって環境保全に取り組むという方針を再確認し、その取組の一環として、事業所を対象に環境保全研修会を開催してございます。

続きまして、4ページをご覧ください。1 自然環境保全の推進事業費の3 有害鳥獣等対策事業費でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費、需用費の消耗品費につきましてはハチの駆除スプレーや有害鳥獣捕獲のための箱わなの購入費でございます。委託料につきましては、アライグマやハクビシン等の有害鳥獣の駆除業務委託料とスズメバチ駆除業務委託料でございます。なお、有害鳥獣等対策事業費の特定財源でございますが、歳入番号1は予算書の26、27ページ、鳥獣狩猟許可証交付手数料、歳入番号②は予算書の30、31ページ、市町村事業推進交付金の中の有害鳥獣駆除事業に対するもので、補助率は事業費の2分の1でございます。アライグマやハクビシンなどの捕獲檻の購入費及び駆除業務委託料に充当しております。

続きまして、5ページをご覧ください。1 自然環境保全の推進事業費の4 環境衛生事務経費でございます。報酬につきましては、13名分の環境審議会委員の報酬、旅費につきましては、委員の費用弁償と職員の普通旅費でございます。役務費につきましては、隔年で実施しております放射線量測定器の点検料でございます。負担金補助及び交付金につきましては、高座地区河川をきれいにする会と桂川・相模川流域協議会の負担金でございます。

続きまして、6ページをご覧ください。2 動物共生の推進事業費の1 動物対策事業費でございます。動物対策事業費につきましては、犬の登録の推進と狂犬病予防注射の接種率の向上を図るとともに、猫の不妊・去勢手術費の助成、ボランティア団体への補助を行い、動物共生の推進を図るものです。報酬につきましては、狂犬病予防集合注射時、及び犬の登録事務に係る会計年度任用職員の報酬、報償費につきましては、愛犬のしつけ教室の講師謝礼、旅費につきましては職員の普通旅費、需用費の消耗品費につきましては、犬の登録用の観察並びに予防接種の注射済み票、災害時、救護活動用の消耗品等の購入費でございます。役務費につきましては、狂犬病予防集合注射開催通知等の郵送料、委託料につま

しては、県獣医師会への犬の登録及び注射促進協力事業の委託料と担当職員のための破傷風予防接種委託料でございます。使用料及び賃借料につきましては、犬の登録システムのリース料でございます、令和3年2月末現在、犬の登録数は2,874頭でございます、ここ数年、2,900頭前後を推移しております。

負担金補助及び交付金につきましては、飼い主のいない猫の不妊・去勢、子猫の里親探し等の動物保護活動を行う2団体への補助金と飼い主に対しての猫の不妊・去勢手術費の補助金で不妊、メスの分、70匹分、去勢、こちらはオスの分、50匹分でございます。令和3年度も引き続き、飼い猫及び飼い主のいない猫に対する不妊・去勢の助成を継続し、不幸な猫を増やさない取組を推進してまいります。

なお、動物対策事業費の特定財源でございますが、同じく6ページをご覧ください、歳入番号①は予算書の26、27ページ、犬の登録等手数料で、町手数料条例に規定された申請手数料を徴収するもので、負担金補助及び交付金を除くすべての事業費に充当しております。また、備考欄に記載のとおり、犬の登録に係る職員給与費、及び他事業にも充当しております。歳入番号②は予算書の36、37ページ、まちづくり基金繰入金の寒川キャットプロジェクトへのクラウドファンディングでございます、猫の不妊・去勢手術費助成事業や動物保護活動補助金に充当しております。

続きまして、7ページをご覧ください。3資源循環の推進事業費の1地球温暖化防止対策推進事業費でございます。温暖化防止、クリーンエネルギーの普及啓発、並びに藤沢市、茅ヶ崎市の2市1町、湘南エコウェーブの事業における支出でございます。需用費の消耗品費につきましては、夏場にヘチマ等を使用したグリーンカーテン用の有機培養土代でございます、負担金補助及び交付金につきましては、家庭用燃料電池システム「エネファーム」設置に係る補助金でございます。なお、湘南エコウェーブへの令和3年度負担金につきましては、市町村振興協会助成金を活用し、事業費の全額が対象事業ということで支出はございません。

続きまして、8ページをご覧ください。環境保全担当の最後の科目、4地域美化の推進事業費の1地域美化活動推進事業費でございます。この事業は、町民の皆さんのモラルと美化意識の向上を図りごみのないまちづくりを目指し、6月、11月の年2回、まちぐるみ美化運動等を実施しております。需用費の消耗品費につきましては、まちぐるみ美化運動や環境美化活動で使用するごみ袋及び犬猫のふんの放置禁止看板の購入、印刷製本費につきましては、小中学生の環境美化啓発ポスター最優秀作品1点を100枚印刷し、町内の公共施設や駅、金融機関、スーパーやコンビニ等に掲示し、ポイ捨て禁止、犬のふんの放置禁止、落書き禁止、野外活動に伴う料理くずの投棄の禁止、動物の適正管理、深夜花火の禁止など、住みよい環境を守り育てるまちづくり条例の啓発を実施しております。役務費につきましては、住みよい環境を守り育てるまちづくり条例の三面啓発塔の保険料、委託料につきましては、まちぐるみ美化運動、環境美化活動のごみ運搬費でございます。なお、地域美化活動推進事業費の特定財源でございますが、歳入番号①予算書の26、27ページ、先ほども説明いたしました、犬の登録等手数料でございます、消耗品費に充当しております。

続きまして、衛生費関連につきまして、ご説明いたします。予算書は72ページから73ページをお開きください。タブレットの9ページをご覧ください。4款衛生費2項清掃費1目清掃総務費1職員給与費でございますが、清掃費関係職員11名分の給与等でございます。

なお、職員給与費の特定財源でございますが、歳入番号①及び②は予算書の38ページ、39ページ、美化センター並びに広域リサイクルセンター管理運営に関する茅ヶ崎市からの負担金のうち、それぞれの職員給与費に充当するものでございまして、このほかは備考欄記載のとおり、施設の管理運営経費に充当いたします。

続きまして、10ページをご覧ください。3 資源循環の推進事業費の1 清掃総務事務経費でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費、需用費の光熱水費につきましては、寒川駅北口公衆トイレ及び宮山駅駅前の公衆トイレの電気代、水道代、下水道使用料、役務費につきましては建物共済の任意保険料、委託料につきましては清掃委託料でございまして、寒川駅北口公衆トイレにつきましては、毎日の清掃と年4回の特別清掃、宮山駅前の公衆トイレにつきましては、週3回の清掃と特別清掃を実施し、清潔なトイレの維持管理に努めております。なお、宮山駅前の公衆トイレにつきましては、駅舎の改修事業の進捗状況に合わせ、清掃委託期間を6月末までとし、7月より解体工事に入る予定でございまして、解体に係る工事請負費につきましては、令和2年度予算を繰越明許してございます。

負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県町村清掃行政協議会負担金と大気汚染負荷量賦課金でございます。また、湘南東ブロック2市1町で取り組んでおります、ごみ処理広域調整会議への負担金でございまして、令和4年度より新たにスタートいたします、第4次地域計画の策定や実施計画の改定、及びし尿処理施設の広域化検討事業の委託費用でございます。

続きまして、11ページをご覧ください。2 目じん芥処理費 1 資源循環の推進事業費の1 ごみ資源物収集処理経費でございます。収集したごみ及び資源物を環境事業センターやリサイクルセンターへ搬入して、中間処理後、最終処分に至るまでの経費でございます。需用費の消耗品費につきましては、最終処分地への挨拶時の手土産代、廃乾電池運搬用の土のう袋や蛍光灯の運搬用段ボール等の購入代、ごみ置場の境界を明確にする境界プレートの作成代で、印刷製本費につきましては、毎年作成いたします分別収集日程表の印刷代でございます。役務費につきましては、臨時ごみ用証紙の販売店への証紙売払手数料、委託料につきましては、集積所から収集した資源物をリサイクルセンターへ、可燃ごみ、可燃粗大ごみ、不燃ごみを茅ヶ崎市環境事業センターへそれぞれ搬入する収集運搬委託、資源物収集時に使用するコンテナ及びラッセル袋等を収集日の前日に配布する委託、家庭まで取りに伺う臨時ごみの収集運搬委託、事故等で亡くなった死畜の収集運搬委託、焼却灰を千葉県銚子市及び秋田県小坂町の民間処分場への運搬処分委託及び栃木県小山市と茨城県鹿嶋市の民間企業への溶融資源化处理委託、茅ヶ崎市にお願いしてございます可燃・不燃ごみ処理業務委託等でございます。原材料費につきましては、ごみ置場補修用のコンクリートブロック等の材料費でございます。負担金及び交付金につきましては、茨城県鹿嶋市への焼却灰搬入のための環境保全協力金及び茅ヶ崎市への広域粗大ごみ処理施設建設に伴う事業者選定業務、測量地質調査業務の負担金でございます。なお、秋田県小坂町への環境保全協力金につきましては、事業者経由での支出となるため運搬処分委託料に含まれております。

また、ごみ資源物収集処理経費の特定財源でございますが、歳入番号①は予算書の26ページ、27ページ、廃棄物処理業許可申請手数料、歳入番号②は予算書の28、29ページ、臨時ごみの手数料でございまして、申請時及びごみ収集時に町手数料条例に規定された料金を徴収するものです。歳入番号③、④は予算書の34、35ページ、物品売払収入の中の指定収集袋売払収入、環境課扱い分、資源物売払収入でござ

ざいまして、歳入番号⑤は予算書の38、39ページの広告掲載料で、分別収集日程表や指定収集袋の広告収入でございます。印刷製本費、可燃ごみ収集委託及び臨時ごみ収集委託に充当しております。

続きまして、12ページをご覧ください。2 ごみ減量化・資源化推進事業費でございます。ごみ減量化等の推進及び資源物の適正回収を目的に、自治会や衛生指導員等の協力により分別収集等の徹底を推進する事業費でございます。報償費につきましては、資源物分別に伴う自治会への報償金と、衛生指導員や15人で構成する廃棄物減量化等推進協議会委員の謝礼でございます。需用費の消耗品費につきましては、指定収集袋や資源物収集のための網目のラッセル袋と消滅型生ごみ処理機の購入費等でございます。印刷製本費につきましては、違反ごみに貼付いたしますシールの作成代、役務費につきましては、指定収集袋販売代金請求のための郵送料と口座振替の手数料及び衛生指導員の保険料、委託料につきましては、公共用地の剪定枝を資源化するための委託、指定収集袋の配布委託、並びにごみ質分析の委託料でございます。使用料及び賃借料につきましては、指定収集袋を保管するための倉庫の借上料でございます。

なお、ごみ減量化・資源化推進事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、②及び③は予算書の34、35ページ、物品受払収入の中の指定収集袋売払収入、環境課扱い分資源物売払収入、生ごみ処理機売払収入でございます。資源物分別自治会報償金等の報償費、指定収集袋作成費、生ごみ処理機の購入費にそれぞれ充当しております。

続きまして、13ページをご覧ください。3 広域リサイクルセンター管理運営経費でございます。施設を運営するに当たっての経費で、平成26年7月より令和14年3月までの長期包括運営責任業務委託を行っております。報償費につきましては、広域リサイクルセンター運営委員会委員の謝礼、旅費につきましては、職員の普通旅費、需用費の消耗品費につきましては、施設の維持管理に係る消耗品や共同事業で維持管理しております緑地・花壇に係る肥料や花の種の購入費、燃料費につきましては、公用車のガソリン代、修繕料につきましては、公用車の点検代でございます。役務費につきましては、火災保険や車両の保険料、委託料につきましては、長期包括運営責任業務委託料でございます。負担金補助及び交付金につきましては、瓶、ペットボトル、プラスチック製容器包装類の引取りに係る日本容器包装リサイクル協会に支出します分別基準適合物の再商品化に係る市町村負担金と資源物売払収入等の茅ヶ崎市分の分担金でございます。

なお、広域リサイクルセンター管理運営経費の特定財源でございますが、歳入番号①につきましては予算書の34、35ページ、リサイクルセンター資源物売払収入でございます。市町で収集した缶、金属類、衣類等を売却した収入でございます。歳入番号②につきましては予算書の36ページから39ページ、再商品化合理化拠出金等配分金で、日本容器包装リサイクル協会から配分されるペットボトル等の有償拠出金等でございます。搬入割合により茅ヶ崎市に案分するものです。①、②につきましては、資源物拠出金分担金に充当し、残額は委託料のリサイクルセンター長期包括運営責任業務委託に充当しております。③につきましては同じく予算書の36から39ページ、広域リサイクルセンター管理運営負担金で、茅ヶ崎市からの管理運営に係る経費について、職員給与費のほかは資源物の搬入割合等により負担されるものでございまして、資源物拠出金分担金以外の科目におおむね搬入割合により案分して充当しております。

続きまして、14ページをご覧ください。3目し尿処理費 1 資源循環の推進事業費の 1 し尿処理事務経費でございます。こちらはし尿のくみ取りに係る全ての事務関係費と町内のくみ取り世帯や工事現場等の仮設トイレよりくみ取った生し尿を美化センターに運搬する経費でございます。需用費の消耗品費につきましては、くみ取り処理券の用紙代、印刷製本費につきましては、清掃手数料納入通知書、窓付封筒・督促状等でございます。役務費につきましては、納付書等の郵送代、し尿処理手数料の口座振替の取扱手数料でございます。委託料につきましては、し尿収集運搬委託料でございます。

なお、し尿処理事務経費の特定財源でございますが、歳入番号①、②は予算書の26、27ページ、①し尿処理手数料、②滞納繰越分でし尿をくみ取る際に徴収する手数料でございまして、し尿収集運搬委託料に充当してございます。

続きまして、15ページをご覧ください。4目美化センター費 1 資源循環の推進事業費の 1 し尿処理施設運営経費でございます。美化センターの施設の維持管理経費や施設に搬入されました寒川町・茅ヶ崎市のし尿及び浄化槽汚泥の中間処理経費、中間処理した脱水汚泥の資源化処分に伴う経費でございます。報酬につきましては、美化センター運営委員会委員の報酬、旅費につきましては、美化センター職員の普通旅費、需用費の消耗品費につきましては、各種薬品や管理用消耗品、燃料費につきましては、公用車のガソリン代、設備用の灯油代、光熱水費につきましては、電気代、水道代、下水道使用料、施設用プロパンガス代でございまして、修繕料につきましては、公用車の点検代でございます。前年と比較いたしまして、大きく減となっておりますのは科目の変更によるものです。役務費につきましては、施設の電話料、火災保険や車両の保険料、委託料につきましては、自家用電気工作物保守点検をはじめとする施設管理委託料や各種水質検査をはじめとする分析業務委託料、脱水汚泥を肥料原料にするため、埼玉県大里郡寄居町にございます肥料化工場への運搬処理や脱水汚泥の放射線物質の検査を年4回実施いたします脱水汚泥運搬処理業務委託料でございます。使用料及び賃借料につきましては、コピー、FAXの機械借上料でございます。

なお、し尿処理事業費の特定財源でございますが、歳入番号①は予算書の36から39ページ、美化センター管理費に係る負担金は茅ヶ崎市からの管理運営に係る経費でございまして、定額割として双方が10%ずつ負担し、残りの80%につきまして、し尿、脱水汚泥等の搬入割合等により負担されるもので、職員給与費の充当分以外は各科目におおむね搬入割合により案分して充当しております。

続きまして、16ページをご覧ください。2公共施設再編計画実施事業費でございます。美化センターの設備機器等の修繕でございまして、計画的に実施し、安全で安定した美化センターの運営に努めております。需用費の修繕料につきましては、緊急的な修繕が必要となった場合の予算で、工事請負費につきましては、130万円以上の計画的な修繕でございまして、10件の工事を予定しております。

なお、公共施設再編計画実施事業費の特定財源でございますが、歳入番号①予算書の36から39ページ、美化センター管理費に係る負担金は先ほどご説明いたしました、茅ヶ崎市からの管理運営に係る経費でございまして、歳入番号②は予算書の32、33ページ、市町村自治基盤強化総合補助金の一部を充当しております。

続きまして、17ページをご覧ください。最後に歳入予算の概要でございまして、予算書の24、25ページ、及び30、31ページになります。13款使用料及び手数料 1 項使用料 3 目衛生使用料の行政財産使用料

は、美化センター、リサイクルセンターの駐車場等の使用料でございます。15款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金の大气汚染常時監視測定網交付金でございます。県が町役場に設置してございます大气汚染に係る常時監視測定機の電気代相当を負担していただいているもので、施設再編課、新年度は財産管理課の庁舎等維持管理経費の光熱水費に充当しております。

以上で環境課の令和3年度予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

【横手委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方、挙手でお願いいたします。

茂内委員。

【茂内委員】 よろしくお願ひします。まず、3点ございます。

1つ目なのですが、タブレット資料の8ページになります。ワンちゃんと猫ちゃんのふんの放置禁止看板はどのような基準で設置を行っているのかということをお聞きしたく、また、希望があれば原則的に設置は可能なんでしょうか。

2つ目です。タブレット資料12ページになりますが、ごみの減量化の対策の1つとして、生ごみ処理機のキエーロのあっせんの販売を行っているかと思ひます。毎年15台ほどであります、ごみの減量化を進める上で重要な取組ではないかと思ひますが、キエーロの直近の販売状況と令和3年度の販売目標について、町の考えをお聞かせください。

3点目です。同じくタブレットの12ページになりますが、衛生指導員さんの取組を通して、資源物の適切な分別を促進することも、この事業費の目的の1つではないかと思うのですが、寒川町ではごみの分別が非常によくされているという評価もある一方で、衛生指導員さんのご負担も増えているのかと思ひます。衛生指導員さんのご負担に対して、町としてはどのように対応していくのか、令和3年度、どのように取り組むことを考えていらっしゃるのかお答えいただけたらと思ひます。

【横手委員長】 小林課長。

【小林環境課長】 まずは、犬猫の看板なんですけれども、これは基準というよりも、ご希望があれば看板をお渡ししている状況でございます。また、場合によっては、役場のほうが貼りにお伺いすると、場所によってはそういう場合もございます。

次のキエーロにつきましては、令和2年度の販売実績は20件、20台が売れたというか販売いたしました。来年度につきましては、昨年が10台の販売ということで、その販売の実績から予算のほうを販売実績に合わせて予算計上しているんですけれども、まずは15台をPRして町民の方に使っていただくということを目指してございます。

最後、衛生指導員さんは確におっしゃるように、負担がかなりかかっているのは承知してございます。町のほうも衛生指導員さんは、今まで保険のほうに入っていなかったりだとか、けがした場合とかという対応も、昨年からは保険にも加入して、そういうケアもしてございます。また、指導員さんのほうには、場所、場所によって衛生指導員さん、自治会によってもやる仕事の内容が変わってきているところもあるので、町としては、あまり踏み込んだところまではやらなくていいですと。例えば、出されたものについては、そのまま全部ひっくり返して処理する、そこまでしなくていいですと。例えば、ス

プレー缶に穴が空いていないものは、出されたものはそのまま、出しに来たときに穴が空いていないときにはそういう指導をしてくださいということで、なるべく負担のかからないようにということでお願いをしている状況でございます。

以上でございます。

【横手委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 ありがとうございます。キエーロのことも台数が意外と20台ということなので、今10台で、多分、町民の方はキエーロを知ってはいても、どうしたらいいのかとか、そういうことまで多分分からず、これは知っているけれどもという形で終わってしまうと思うので、出た当時は、私たちの間の周りでも、キエーロの話はよく出たんですけども、実際に設置しているというのはなかなか周りになくて、どのように設置したらいいのかと、そこまで突っ込んだところまでは多分、皆さん分かっていない方もいらっしゃると思うので、周知の方法といたしましては、町としては、また今後も続けていただけたらいいなと思います。

あと、今、衛生指導員さんのお話がありましたが、町としては衛生指導員さんの働き方、負担があまりないようになさっているということで、ただ、負担がないだけでは、ごみもきちんと処理されないということもあると思うので、ただ、ごみの処理はとても大変だと思うんです。衛生指導員さんはいろいろなことをやらなきゃいけないので、保険加入というのを今、お聞きしたので、とてもいいことだと思います。

犬と猫ちゃんのふん尿放置の看板も希望があればということなので、これは、例えばそこで迷惑されている方かがお電話すれば、町としてもすぐ動いてくれるということだと思うので、ありがとうございます。

あと、犬と猫のことにに関してなんですけど、マイクロチップのことをお伺いしたいと思います。マイクロチップの埋め込みなんですけども、今、既に販売されているのは多分義務化されていると思うんです。既に飼われている犬猫のワンちゃんは努力義務ということになっていると思うんですけれども、町ではマイクロチップの埋め込みに関しては、どのような飼い主さんに対して、動いていращやるのかと思ひまして、お願いいたします。

【横手委員長】 小林課長。

【小林環境課長】 まず、キエーロにつきましては、いろいろなイベントで周知はしているんですけども、今度、新たに担当内で考えたのは、実際に環境課でやってみて、それをY o u T u b eとかで流せたら、すごく分かりやすいんじゃないかという意見も担当の中では出ています。ですので、そういう取組というか、そういうことを実際、大型ごみとかの出し方については、広報広聴のほうとコラボしてY o u T u b eで流してございます。第2弾としてそういうことができればというところで考えてございます。その辺、町民に分かりやすいような周知に今後も努めてまいりたいと考えております。

衛生指導員さんにつきましては、今年度、令和3年度の衛生指導員さんについては、なかなか会議が年に1回、3月に行うんですけれども、コロナの関係でなかなか集めることができなかったもので、今回は文書で分かりやすく、今までよりもより分かりやすい内容で、個人個人に郵送で送ったこともございます。今後もその辺は衛生指導員さんに何をしていただきたいのか、その辺を徹底して周知してまい

りたいと考えてございます。

それと、マイクロチップの関係ですけれども、こちらについては、予防接種、去年は集合の予防接種は残念ながら、昨年というか令和2年度については集合注射は実施できなかったんですけれども、3年度については、また集合注射をやる予定でございます。そういう場所で周知をしたりですとか、あとは、各病院でその辺の周知をしていただいている状況でございます。

以上でございます。

【横手委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 よく分かりました。ありがとうございます。マイクロチップのことなんですけれども、県によるマイクロチップの埋め込みに対する助成というのはもう終了してしまったんですけれども、町としては、埋め込みをするために助成とかいうお話はありますか。

【横手委員長】 小林課長。

【小林環境課長】 現在のところは、マイクロチップに対しての補助というものはございません。今後も、今のところ、そのところは考えてございませんが、少し前に迷子になったワンちゃんがマイクロチップがちゃんと入っていて、すぐに飼い主さんが見つかったという事例もございますので、その辺は状況に応じて検討、考えていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

青木委員。

【青木委員】 12ページから13ページ、事業に対する歳入科目等というところで、現物売払収入資源物の内訳について、まず、改めてお聞きします。それと、もう一つ、資源ごみのごみ出しの回数について質問したいと思うんですけれども、自分なんかも地元に入ると、なかなか資源ごみが月に1回というところがあって、なかなか不便だという意見を聞くんですけれども、町はそういった意見というのは聞いたりとかはしているんですか。その点をお聞きします。

【横手委員長】 小林課長。

【小林環境課長】 順番が前後しますけれども、まず、資源の1回取りを増やせないかというご質問ですけれども、確かに近隣の状況も、月に1回というのは県内でも寒川だけというところも認識してございます。担当としては、資源を、例えば、資源取りを2回にしたときには、ただ2回にするだけではなくて、今のごみ収集の日程等を全て組み替えていかなきゃいけないというところもございます。ですので、そういうものも含めて、あと、車両の問題、人員の問題、そういうものもございますので、その辺も総合的に、引き続き検討して、また、町民からの意見も今のところ、最近少し環境課のほうにはなぜ2回取りしないんだということは、皆さんご理解をいただいているのか少なくともはなっていて、リサイクルセンターに逆に直接、搬入をしていただくといった件数が増えているという状況でもございます。ただ、これでいいとは担当も思っておりませんので、引き続き、検討はしてまいりたいと考えてございます。

また、売払いにしましては、細かい内容ということなんですけれども、紙ですとか金属、あと、自転車、その辺が一般の収集、こちらの予算については一般の収集のときに、紙はそのまま紙業、紙会社

のほうに搬入です。自転車についても、金属を取り扱っているところなので、細かい内容につきましては、少しお待ちください。すいません。

紙、金属類になりますけれども、細かい……。

【横手委員長】 今、出ませんか。出ないんだったら、どうしましょうか。後で資料みたいな形で出すか、もしくは、今、出せるんだったら少し待ちます。

暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、今、休憩前の回答をいただけますでしょうか。

小林課長。

【小林環境課長】 すいません、大変お時間をいただきまして。内容につきましては新聞、雑誌、段ボール、紙パック、それと金属類としまして、自転車、鉄ガラ、それと携帯電話、PHS、あと小型家電、そういうものを入れております。ただ、その内訳につきましては、今、手元に資料がございませんので、これにつきましては、また後ほど提出させていただければと思っております。

600万につきましては、まずは実績をベースに計上したものでございます。その内訳につきましては、後で提出をさせていただければと思ってございます。

以上でございます。

【横手委員長】 青木委員、では、後ほど詳細については資料でということによろしいですか。それでは、どうぞ。

青木委員。

【青木委員】 まず、資源ごみの回数の件なんですけれども、非常に認識されているというのは分かっているんですけど、例えば、今、非常に季節として、季節で増やすと、そういう方法もあると思うんです。例えば、夏場だと缶とかが非常に増えるじゃないですか。ペットボトルとか、そういうところを、季節だけ、例えば、夏場を月2回にするとかということも何かできないんじゃないか、無理かな、そういうことと、あと、例えば、利便性を図るのに、普通のごみ置場に回収場所を設置するとかということ、そういうことができないかということ、できないかと思っているんです。いろいろと全部変えてしまうと大変なので季節で、そういう意見もあったんです。そうしてもらえれば助かるなんていう町民の方の意見もあったりして、そういうことができれば、例えば、夏の間に3か月ほど2回にするとか、缶とかペットボトルなんかを、これは一応提案という形で言っているんですけども、そういった考えもあると思うんですけど、その点についてお答えしていただきたいのと、あと2つです。

なぜ、これを今回、聞いたかということ、収入が減っているというのは、何かしらの要因があって収入が減っていると思うんです。その中で、何が減っているのか、それとも単価自体が減っているのかと、その確認をしたかったんです。その点をお聞きします。

【横手委員長】 小林課長。

【小林環境課長】 まず、資源物の月1回を季節によって増やすことはできないかというご意見、これはご意見として聞かせていただきたいと思います。そういうことも含めて検討させていただきたいと

思います。ただ、現状、この辺が今の状況でも、なかなか今日は何のごみの日、今日は何のごみの日というところでなかなか大変なところもございます。そういうものも含めて検討させていただければと思っています。

それと、2点目の売払いの収入減というところで、これはコロナの影響もあって、ここだけではなくてリサイクルセンターの売払いのほうもなんですけれども、かなり単価のほう下がっている状況もございます。以前、別の機会でご質問もいただいたこともありましたが、その辺の単価が影響しているというところもございますので、その辺も併せて、先ほど資料提出できなかったんですけれども、そういうものも含めて提出させていただければと思います。よろしくお願いします。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 検討していただくということで、1つ目のごみ出しです。先ほども課長がおっしゃっていたんですけど、ごみをストックしている人は直接行ってということも聞いているんですけど、なかなか利便性を図る上では、そういったことも検討していただきたいということで、これは意見として言っておきます。

2つ目です。単価が下がっている。いろいろと巣籠もりでごみも増えてということなのかどうか、自分も今、想像がつかないんですけれども、単価が下がっているということで、ごみは増えるけれども単価は下がっているということだと思うんです。コロナの中で巣籠もりになって生活されているということなので。分かりました。

今後の見通しについて、さらに単価が下がり続けるという町の認識かどうかということだけ、最後にお尋ねします。

【横手委員長】 2点目の質問についてだけご回答をお願いします。

小林課長。

【小林環境課長】 こちらについては、先ほどもお伝えしたように、実績ベースで計上させていただいているところもございます。平成30年から令和元年度、ここでかなりアルミですとかスチール、一番大きいのは鉄ガラ、その辺はこちらに、12ページは入っていないんですけれども、例えば、リサイクルセンターで言うと、衣類、布類、こちらがかなり、30年度から元年度にかけてかなり単価が下がっています。元年度から2年度についてはもう下げ止まりではないんですけれども、軒並み、そこからは下がっていない状況もございますので、今後はこれ以上、下がることはないのかというところで、担当としては考えてございます。

以上でございます。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

黒沢委員。

【黒沢委員】 環境課としては、寒川町は最終処分場を持たないので、焼却灰の最終処分には相当なお金をかけて処理をしているということでございます。これまでも確認してきましたけれども、町民1人当たりのごみの排出量については、県下でもかなり優秀だというお話も伺っていますが、今後についても、特に焼却ごみの減量化については、しっかりと進めていかなきゃいけないということが、これまでも話されてきたところでございますけれども、まず、焼却灰の処理について、細かいところをまずは

聞かせていただきたいと思うんですが、焼却灰の資源化率というのは今、どのぐらいで、今後、令和3年度に向けて、焼却灰の資源化率を上げていくという方向性なのかどうか、その辺についてと、あと、焼却灰の資源化について、単価はトン幾らとか出るのかどうか、何キロで幾らと出るのかどうか、その辺をお聞かせいただきたいのと、あと、埋立ての部分については、千葉と小坂町のほうに運んでいるわけですが、千葉県の方がもうすぐいっぱいになってしまうという状況の中で、当然搬入に距離、時間がかかる小坂町の方が大変で、単価も上がってくるのかという気もしますが、その辺の焼却灰処理、埋立て処理に関するそれぞれの単価がどうなっているのかというところを、まず、お聞かせをいただきたいのと、あと、ごみ減量化に向けてしっかりと取組はしていただいていると思いますが、今年度、それから来年度も含めて、コロナの影響の中で家庭にいる時間が長くなって、家庭の中で料理するというケースが増えている中で、ごみの排出量というのは増えているんじゃないかと思うんです。

そういう中で、令和3年度、目標値として、1人当たり1日750グラムとされていますけれども、その辺の見込みについて、担当課としてどう捉えているのかお聞かせいただきたいと思います。

【横手委員長】 小林課長。

【小林環境課長】 まず、資源化率というところで、令和元年度ベースで申し上げますと、資源化が73.66%で、埋立てのほうで26.34%という比率でございます。担当といたしましては、この率を保っていく方向で現在のところは考えてございます。大体7割、3割、そのぐらいをキープしているということで考えてございます。

また、資源化のほうの単価でございますが、これも決算ベースになりますが、資源化のほうは2か所に入れてございます。1つが4万6,000円、税抜きです、単価は。もう一社のほうが単価が2種類ございまして、4万5,000円と、それと5万3,000円で、この違いは何かというところなんですけど、これは灰の種類というか、固化灰と焼却灰と2種類に分かれていまして、いい灰と悪い灰という分け方で、灰の配分によって単価が変わってくるところがございまして。それと、埋立てのほうは、これも税抜きで2万6,600円と3万3,000円という単価でございます。

それと、排出量のところでございます。排出量につきましては、平成30年が777グラムで、これは県下2位だというお話をさせていただきました。令和元年度につきましては、まだ県のまとめの発表が出ていないところもございまして、順位はまだ分からないところもございまして。ただし、重さについては、784グラムということで増えてございます。これが令和元年度ですので、当然、令和2年度についても、784グラムを上回ってくるのではないかと、これはあくまでも、まだ数字は出てございませんが、担当としては感覚でございまして。

ですが、コロナで家にいるからしょうがないということで担当課は済ませるわけにはいきませんので、これは令和2年度、今、委員が言っていただいたように、当初から目標は750グラムということで、ごみについては、言い訳ではないんですけれども、例えば、イベント等、にぎわいが増えればごみも比例はしてくるという状態ではございますが、担当としては、目標の750グラムに向かっていろいろ周知をしていきたい、徹底していきたい、目標は750グラムをもって、ごみの減量化に取り組んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

【横手委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 焼却灰の資源化率については、今年度までの総合計画の中では、資源化率100%目指しますということだったんだけど、最終処分についてはいろいろな道を持っていないと何かあったときには困るということで、途中から埋立てもしっかりと維持していきますという中で、7対3を堅持していくというお話がありました。

しかしながら、資源化には相当お金がかかっているというのが現状なんです。ただ、社会の構造上、こういう方向に向かわなければいけないということは納得しなきゃいけないんだろうと思いますが、技術の向上とともに、焼却灰の資源化については、単価は安くなる方向性というのはあるんでしょうか。その辺、担当課としてどのように見ているのか、ここも皆さんからお預かりした税金で処理していますので、そこをどこまでお金をかけるかというところのバランスというのもあるんだと思うんです。当然埋立てたほうが安価で済むけど、社会構造上、それをよしとはできないので、資源化のほうに移っていかなきゃいけないんでしょうけど、資源化したときに、技術革新でもって単価が下がったりとか、しっかりとものとして使えて、市場に流通していくことによって、その辺の単価というの安くなっていくんだろうかというところのお考えについては、担当課としてどのように思っていられるのかお聞かせいただきたいと思います。

ごみの排出量ですけれども、これは総合計画の中では、各家庭から出る1人当たりどのぐらい減らしていきますという目標値が立てられているんですけれども、総対として、家庭から出るのか、企業から出るのかによって、総体として同じことをやっていたら変わらないんだと思うんです。その中で、しっかりと家庭から出るごみの分析をしていただく中で、特にいわゆる食物残渣、生ごみが大体50%ぐらい、48%ぐらいですというお話がこれまでもあったかと思います。そこをどうやって減らしていくかというところの中では、総合計画の中では、食品ロス減少の意識向上が非常に大事だとうたいながら、各家庭から出る1人当たりの1日の排出量というのを徐々に下げていきますと。年で大体10グラムずつぐらい下げていきますという目標値が設定されているということでございますけれども、令和3年度に向けて、食品ロス意識の向上について、どのような取組をされていくのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

【横手委員長】 小林課長。

【小林環境課長】 まず、資源化の単価でございます。こちらについては、私も直接、業者のほうと何回も、これはどうしたら単価が下がるのかという交渉は毎年のようにやっているところがありますが、情報としては一向に下がるという情報は、私の耳には入ってきていないところという状況がございます。

これは担当のほうにいろいろと単価を、例えば、先ほど言ったように、簡単に言ってしまうと、灰でも種類があって、その割合によって単価が変わるところもあるので、その辺の割合を、例えば、10、ゼロにした場合の単価はといったところでも交渉の中でしたこともあるんですけれども、この単価は、今の現状はこれ以上下がらないというところは業者のほうからの話では、交渉の中ではしているところがございます。

それと、資源化率というところで、現状、7割、3割を維持していると。以前は当然、今、黒沢委員が言っていたように、100%を目指していた、担当としてはそうでなければいけないというところ

ろもあるのかもしれませんが、災害時のごみの処理、そういうものを考えると、最終処分場も視野に入れながら、並行してバランスを考えてやっていかなきゃいけないのかというところで、引き続き、7割、3割ということをキープしていきたいという考えでございます。

それと、ごみの減量は食品ロスというところが、食品ロスを少しでも解決というか少なくしていけば、1人当たりのごみの量は減るのではないかというところで、今、フリーマーケットがなかなかできない状況ではあるんですけども、例えば、フリーマーケットのときに、今、社協さんのほうでもフードバンク、フードドライブ、そういうことに取り組んでいらっしゃると思うんですけども、そういうところとうまくコラボして、そういう場所でフードドライブみたいなところを環境課のイベントと併せてやっていって周知をしていく、そういう取組も今後、やっていきたいという考えは持っているところでございます。

以上でございます。

【横手委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 最終的には食品ロスの意識を上げていながら、いわゆる燃やすごみに出していただいている約半数を占める生ごみ、これをどうやって減らしていくのかということになってくるかと思います。今、課長のほうからお答えありましたけれども、新総合計画の中にも食品ロス減少の意識向上に特に必要性を感じているとうたわれていますので、その方策については、しっかりと研究をしていただかないといけないのかと。これからはまだまだ取組としては、幾つも出していかなきゃいけないのかということは思いますので、そこはしっかりと取り組んでいただきたいのと、あとは、実際にこれから、食品ロスもそうですけど、生ごみを直接資源化していく方法、ここの研究も進めていかなきゃいけないのかと考えています。

キエーロも一生懸命啓発をしていただいていますけども、様々、世話が大変だったりとか、置ける状況に一定の条件が必要になってきたりしていますので、直接、いわゆる生ごみというのを資源化していく方法とか、そういった方法もしっかりと調査研究していかなきゃいけないのかと個人としては思っているわけですけども、その辺の見解について、最後、お聞かせいただければと思います。

【横手委員長】 小林課長。

【小林環境課長】 黒沢委員のほうからは、前、一般質問で生ごみ、食品をそのまま資源化というか土に戻すと、資源化するという事例も出していただいたところもあります。これについては、食品ロス問題を解決する上で、1つ参考になる事例なのかと担当としても捉えております。その辺、今後、検討をしていきたいと、どういうことが食品ロスに結びついていくのか、また、寒川町にとって、どういう方策が地域にとって一番、なじむのか、その辺を検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。よろしいですか。

佐藤副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 1点なんですけれども、プラごみの関係を聞きたくて、去年7月から、いわゆるレジ袋というんですか、有料化になって、去年は9か月間、さらには、その中で意識がある程度、啓発されてきたかと思って、そうすると、令和3年度については、プラごみはかなり減ってくるんじゃない

ないかと思っているんですが、その点について、令和2年度と比べてどうなるとか、そこら辺の見通しをお聞かせいただきたいんですが。

【横手委員長】 小林課長。

【小林環境課長】 確かにレジ袋については、減少傾向に当然あるんですけども、町民のごみの分別意識というものがしっかり高まれば、プラごみというのは減るのではなくて逆に増えていく。製品的にもレジ袋は削減されていますけれども、プラ製品というものは減っている傾向にはございませんので、分別意識が高まれば、可燃ごみのほうからプラごみのほうに移行するところもございますので、現状はプラごみのほうも増えている状況もございますので、令和3年度についても、逆に分別意識を高まると、プラごみのほうは減る傾向にはないのかという状況ではございます。

以上でございます。

【横手委員長】 佐藤副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 その中で、レジ袋自体は少しずつ減ってくるのかと思うんですが、そこに対する意識というか、要は、今までレジ袋についてはほとんどもらっていたものが、それが当然、有料化になってもらわなくなったというところで、その点については、今後、減っていかないといけないんじゃないのかと思っていて、そこに対して、町として何らかの形で啓発というか、お考えがあったら、最後、お聞かせいただきたいんですが。

【横手委員長】 小林課長。

【小林環境課長】 おっしゃるとおり、レジ袋の削減については、町のほうも2市1町の取組として、エコバック、これは2市1町の住民全員に配れるだけ作ったのかというと、そこまでは作れないんですけども、啓発物品として、エコバックを作って、各種イベントで啓発活動は引き続きやってございます。その辺を強化し、レジ袋削減から地球環境に皆さんに興味を持っていただき、それが地球温暖化、気候変動、そういうものにつながっていくという認識を高めていただけるような取組を進めていきたいと考えてございます。

これについては、2市1町の湘南エコウェーブの中でもその辺に取り組んでいこうという話をしているところがございますので、そういう展開をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【横手委員長】 一旦、暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて、会議を再開いたします。

先ほどの青木委員の資料を求めた部分、今、答えが出たということですので、ここで回答いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

小林課長。

【小林環境課長】 今、委員長がおっしゃっていただいたように、青木委員のご質問につきまして、先ほどの部分を答えさせていただきたいと思います。

金属につきましては、93万2,000円、古紙につきましては、601万5,000円、小型家電につきましては、1万5,000円の合計、696万2,000円です。さらに内訳といたしまして、タイヤ付自転車、こちらが78万

8,000円、鉄くずが14万4,000円、これを合わせて金属の先ほど申し上げました、93万2,000円です。古紙の601万5,000円の内訳としましては、雑誌が335万7,000円。段ボールにつきましては、265万8,000円で、小型家電の1万5,000円の内訳としましては、携帯電話、スマホ、そちらが1万4,600円で、小型家電につきましては400円ということで、合計が696万2,000円となります。

以上でございます。

【横手委員長】 ありがとうございます。

それでは、環境経済部環境課の審査をこれにて打ち切らせていただきます。ご苦勞様でした。

暫時休憩いたします。

【横手委員長】 それでは、休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

続きまして、環境経済部農政課の審査に入ります。

執行部の説明をお願いいたします。

大川部長。

【大川環境経済部長】 環境経済部最後になります、農政課が所管しております、予算の審査をお願いいたします。

説明につきましては、勝又農政課長が、質問に対しては出席の職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 勝又農政課長。

【勝又農政課長（兼）農業委員会事務局長】 それでは、環境経済部農政課所管の令和3年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料により、説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、農政課につきましては、組織の見直しによる所管課の変更はございませんので、よろしくお願いいたします。事業の組替え等により、令和2年度の事業名から変更がある場合には、説明資料の事業名の右側に、前年度事業名を記載しておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。予算書は76、77ページの6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。職員給与費は、職員4名分の人件費でございます。

タブレット資料は3ページをご覧ください。農業総務事務経費は、農業の健全な発展と農業総務事業の充実を図るための経費でございます。旅費につきましては、職員の県庁等への出張旅費、負担金補助及び交付金は、神奈川県農業会議費でございます。

続きまして、3目農業振興費、タブレット資料は4ページをご覧ください。農業振興事務管理経費は、農業の健全な発展と農業振興事務管理の充実を図るための経費でございます。旅費につきましては、職員の県庁や会議等への出張旅費、手数料、使用料及び賃借料は森林台帳、農地台帳、GISシステム導入に伴うデータ移行委託と、ライセンス使用料、負担金補助及び交付金は、神奈川県森林協会、湘南梨品評会、さがみ都市農業保全対策協議会への負担金でございます。歳出予算備考欄における委託料、使用料及び賃借料における増額は、GISシステム導入による皆増でございます。

タブレット資料は5ページをご覧ください。農業振興対策事業費は、農業経営の基盤強化や生産者の

技術向上及び品質の向上、町内4地区に開設する家庭菜園179区画の貸出しなど、農業振興を図るための取組支援事業でございます。報償費は、農産物品評会、並びに、農産物立毛共進会における商品代でございます。需用費の消耗品費は、家庭菜園を維持するための消耗品の購入費と、遊休農地対策のため、JAさがみ青壮年部と連携して実施しております、保育園児による農業体験のために使用するサツマイモの苗の購入費でございます。

負担金補助及び交付金でございますが、タブレット資料の8ページをお開きください。こちらの補助事業一覧表につきまして、概要を説明させていただきます。1 農業振興補助金は、水稻の土壌病害虫防除等の薬剤購入費、農協で一括して処理する使用済みプラスチックやビニール、資材などの廃棄物処理経費や野菜の病害虫防除の薬剤購入費、また、農業団体に支援する費用としまして、後継者で組織する青壮年部及び女性農業者で組織するさわやか倶楽部の活動経費などに対する補助金でございます。

2 花き振興補助金は、カーネーションの種子や鉢物の有料母株の購入費、また、高品質化に要する費用や温室組合の活動に対する補助金でございます。3 梨振興補助金は、梨の病害虫防除の薬剤購入費、防薬・防鳥網設置に対する補助金でございます。4 施設いちご振興補助金は、優良種苗の購入費や労働力の軽減と着果率の向上及び収量の増大を図るための交配蜂、蜜蜂の導入経費等に対する補助金でございます。5 生産組合活動交付金は、町内に23あります、生産組合の円滑な活動を推進するための交付金でございます。

6 農業経営資金利子補給費補助金は、町内農家が、国、県の融資制度を利用し、農協より融資を受けた場合に利子補給を行う補助金でございます。7 農業人材力強化総合支援事業補助金は、次世代を担う新規に就農した人に対して、農業を始めてから1年目から3年目までは年150万円、4年目から5年目までは120万円補助するものでございます。8 畜産振興補助金は、酪農及び養鶏の臭気対策等、畜産環境整備のため、脱臭剤の購入費や畜舎のハエや蚊の駆除、伝染病予防のための薬剤やワクチンに係る費用に対する補助金でございます。

9 水田保全事業補助金は、緑豊かな自然環境の保全に貢献する水田の維持及び稲作経営の負担軽減などを目的に、市街化調整区域内の水田に対しまして、左岸用水路の水利費相当分1平方メートル当たり4円を補助するものでございます。

タブレット資料は5ページにお戻りください。続きまして、下表をご覧ください、農業振興対策事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は32、33ページの農業人材力強化総合支援事業補助金の150万円が国から県へ、県から町へ交付されます。対象の新規就農者へ支払う間接補助金であり、負担金補助及び交付金に充当する予定でございます。歳出予算、備考欄における報償費の減額は、実績による減額、負担金補助及び交付金における減額は、花き振興補助金の増額と梨振興補助金の減額に伴い、全体としては減額となっております。

続きまして、4目農地費、タブレット資料は6ページをご覧ください。農地事務管理経費は、農業生産基盤の整備と生産性の向上を目的とした農地事務管理費の経費になります。旅費につきましては、職員の県庁等への出張旅費、負担金補助及び交付金は、神奈川県土地改良事業団体連合会負担金及び湘南支部負担金でございます。

続きまして、下表をご覧ください、農地事務管理経費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算

書は26、27ページの諸証明手数料3,000円は、農用地証明を出したときの手数料になります。1件300円で、旅費に充当の予定でございます。

タブレット資料は7ページをご覧ください。農業生産基盤の整備事業費は、農業の生産性を確保するため、農業用排水路等の整備と維持管理を実施するものでございます。需用費の消耗品費は、工事の積算をする上での設計図書の購入費でございます。委託料は、農業用水路の除草、しゅんせつ、花川用水路の清掃などを行うもので、委託料の減額理由につきましては、農業用排水路、しゅんせつ委託料の延長の減、及び汚泥処分量の減によるものでございます。

工事請負費は、タブレット資料の9ページ、10ページをご覧ください。こちらは令和3年度工事予定箇所表及び箇所図で、花川用水路予防保全対策工事の1本を予定しており、第1期工事としまして、令和元年度から3年間をかけまして、用水の安定供給並びに施設の老朽化に起因する突発事故を防止する、予防保全対策工事に取り組むものでございます。工事箇所は、令和元年度、2年度に、田端地内のシャトル工業というところの東側から上流に向けまして、約415メートル施工済みでございます。そこから上流に向けた、一之宮愛児園の西側付近と、少し飛びまして、その北側、JR相模線から南側の開渠になっている部分の区間、約244メートルを施工する予定でございます。

工事概要としましては、老朽化した現場打ちコンクリート製の用水路の長寿命化を図る工事で、まず、高压洗浄機にて表面の汚れや劣化したコンクリートを除去し、ひび割れ等の補修をします。次に、左右の側壁は既設のコンクリートの補強剤を塗布した後、底板はFRPの格子筋によって補強した後、強度の高いモルタルで表面被覆を行うものでございます。

工事請負費の減額理由につきましては、主に予防保全対策工事の延長の減によるための工事費の減額によるものでございます。

続きまして、下表をご覧ください、農業生産基盤の整備事業費の特定財源でございますが、予算書は32、33ページの農業用施設防災、対策事業補助金でございます。歳入番号①は、工事請負費の花川用水路予防保全対策工事に伴い、国から10分の5、県から10分の2、補助金が交付されます。なお、国庫補助対象事業費3,750万円に対し、合計2,625万円が工事請負費へ充当されます。

続きまして、歳入番号の②、予算書は38から39ページの町債、農業生産基盤の整備事業債でございます。工事請負費の花川用水路予防保全対策工事の町負担分が対象であり、充当額は1,400万円の予定でございます。

続きまして、負担金補助及び交付金でございますが、神奈川県が事業を実施しております、相模川左岸用水路の予防保全対策事業費等に対する県営左岸土地改良区負担金と、相模川左岸用水路の草刈りや補修等を行うための左岸維持管理負担金でございます。なお、負担割合につきましては、流域の5市1町、相模原、座間、海老名、藤沢、茅ヶ崎、寒川の受益面積割で負担しております。

負担金補助及び交付金の増額理由としましては、県が実施します予防保全対策事業の延長の増によるものでございます。

以上、農政課所管の令和3年度予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方、挙手をお願いいたします。

天利委員。

【天利委員】 1点だけなんです、農道と言っていいのかどうか分からないんですが、町道になるのか分からないんですが、農道の今、整備というんですか、そこは今どういう形になっているのか教えていただきたいのと、以前、県費がその中で、農道の整備ということで町に入っていたことがあったと思うんですが、それについて教えていただきたいんですが。

【横手委員長】 特定の場所でなくて、全体ということでよろしいですか。それでは、お答えください。

勝又課長。

【勝又農政課長（兼）農業委員会事務局長】 農道整備の状況がどうなっているかというご質問と、その費用は県費補助を充てていたのではないかというご質問だと思うんですが、まず、農政課の整備の予算につきまして、今現在は、優先順位的に花川用水路が大分老朽化しておりますので、そちらのほうに費用を充てております。農道の整備につきましては、委員おっしゃるとおり、平成の20年代には神奈川県と緑の整備事業費ということで、県費補助をいただいております、主に岡田だとか田端の農道を整備してきたところなんです、若干岡田等にも、まだ整備は残っている状況ではございます。農業振興地域の整備計画の中にも必要性をうたっておるところなんです、先ほど申し上げたとおり、現在は花川用水路のほうに優先順位を置いておりますので、その整備、維持管理、長寿命化が落ち着いた段階で、地元の農家さんと調整しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

【横手委員長】 天利委員。

【天利委員】 今、伺ったんですが、花川用水路というのが、重要な水路を確保するために、そちらを優先しているということなんです、農道も農業従事者の方には必要な道路だと私は思っているんですが、その中で多分これは予算がないので、令和3年度は多分やらないんだろうけれども、農政課としては、大体めどとして、どのぐらいをめどにして花川用水路が令和3年に終わるのかどうかというものあるんでしょうけれども、大体そういう形で、終わるのを待っていたら多分農業が衰退してしまうのではないかという危惧もあるわけなので、そういったところはと考えていらっしゃるのかというのと、あとは、農道でせっかく整備をされているんだけど、大雨が非常に最近、つい最近も雨量が多かったんですが、それによって農道が水没してしまったという事例もあるんですけれども、そのところの整備については、どういう形でやっていくのか、その2点をお聞かせください。

【横手委員長】 勝又課長。

【勝又農政課長（兼）農業委員会事務局長】 花川用水路の長寿命化のめどということでございますが、現在は、令和元年度から3年間かけまして、1期工事ということで、先ほどお示した区間につきまして整備をする予定でございます。ただ、現在、整備を進めている中で、実は実施設計委託をかけて、メートル当たりどのくらいの費用がかかるかということで、予算を3年間の計画を立てたところなんです、実際に着手したところ、大分老朽化が進んでおまして、1メートル当たりの整備の単価が非常に高くなってございます。ですので、恐らく1期工事も七百数メートル計画しておるんですが、若干残ってしまうのではないかと捉えております。

そこで、2期工事も、実は令和4年度に実施設計委託を行って小谷地区を令和5年、令和6年にかけて実施する予定でございますが、その部分で、1期工事も含めて整備をしたいと考えておるところでございます。

その後なんです、実は、今現在、一番老朽化が進んでいる区間についての整備を1期工事、2期工事として考えておるんですが、令和6年、7年になりますと、その次に老朽化している区間が、また整備が必要な程度に落ち込んでしまうと、健全度が落ち込んでしまう予定になりますので、しばらくは老朽化の長寿命化工事を進めていかなければならない状況と捉えております。ただ、委員おっしゃるとおり、農道の痛み、別の農道整備もしていかなきゃいけないということでございますので、地元との調整をしながら、これを見て農道整備も進めていきたいと考えてございます。

もう一つの質問でございます。大雨の際に農道が水没してしまうということでございますが、農道には農業用水路として整備している水路と、農業用の排水路も整備してございます。ただ、農業用の排水路は、現在、用水で使ったものを排水するものプラス、若干、雨水の排除も計画しておるところではございますが、現在のゲリラ豪雨の雨の降り方ですと、どうしてもはけ切れないということで、実際に水没してしまっている部分ではございます。

今のところ、排水路を整備するという計画はございません。ただ、現状を把握しながら、農業に影響が出るということであれば、検討も必要だと考えております。

以上でございます。

【横手委員長】 天利委員。

【天利委員】 ありがとうございます。大体、内容的には分かったんですが、花川用水路が完成しない限りは農道整備がなかなか難しいという、財政的な問題もあるかと思うんですが、地元の住民の方々の農業を維持するためには、道がなければできないということなので、ぜひ地元の住民の方々と連携を取りながら、花川用水路が優先なんだけれども、道路も優先させていただくようにお願いをしていきたいと思いますので、意見としてよろしくお願いします。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

黒沢委員。

【黒沢委員】 まず、4ページの委託料使用料、及び賃借料の増としては、GISシステム導入のための増と書いてあるんですが、これは説明ありましたか。GISシステムを導入することによって、どのようなことができるようになるのか、そこを詳しくお聞かせをいただきたいと思います。

それから、農業振興対策事業費の中で、負担金補助及び交付金が減少の理由として、梨の振興補助金が、昨年と比べて約半分ぐらいになっています。ただ、令和元年度、平成31年度については、同額の31万4,000円がつけられていたわけですが、これは来年度の減額の理由としては、梨農家さんが減ったこともその理由の1つになるのでしょうか。その辺をお知らせいただきたいと思います。

【横手委員長】 勝又課長。

【勝又農政課長（兼）農業委員会事務局長】 まず、1点目のGISの導入に伴いましての効果性ということで、まず、目的としましては、今現在、森林台帳というものが寒川にはございまして、実は、寒川町も森林の位置づけがされてございまして、15ヘクタールちょっと、自然林と人工林というのがござ

いまして、その部分につきまして、国から今、紙データではあるんですが、電子化せよということで通達が来ておりますので、それに伴いまして、電子化するものでございます。

例えば、東電だとか一般の方が伐採するに当たって、その部分の手入れをしなきゃいけないということで、即時に地権者等の情報、その保全すべき森林に位置づけられているかどうかというものを窓口で判断をして、対応して進めていくということで、そういったものに使う予定でございます。

それと、2点目の梨振興対策補助金が減額になっているということでございますが、実は、例年は2年に一遍、減額しております。というのは防鳥網、梨はどうしても鳥の影響で食べられてしまいますので、そこで補助金を出して、数名、生産者がいますので順番に新しくしておるところなんです、1年分ですと中途半端な防除になってしまうので、1年おきに予算をいただきまして、まとめて効果的な防除に努めるための補助金を交付しているもので、令和3年度につきましては、減額しますが、また令和4年度につきましては、同じように増額という形で考えております。

以上でございます。

【横手委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 まず、システム導入の効果としては分かりましたけど、これはこのタイミングの導入で大丈夫だったんでしょうか。以前からここについては、国のほうから台帳の電子化をすべきではないかというお話があった中で、来年度導入という運びになったのか、それから近隣市は、こういったところは既に電子化されていて、寒川町は割と遅れて導入という形になっているのかどうか、その辺について、お聞かせいただきたいと思います。

梨振興補助金については理解をいたしました。ここ最近、梨畑が少なくなったという感じもしたので、梨農家さんが減ったというような影響ではないという理解でよろしいでしょうか。

【横手委員長】 勝又課長。

【勝又農政課長（兼）農業委員会事務局長】 GISの導入につきまして、このタイミングでなぜ導入したかということでございますが、実は森林環境の譲与税ということで、国から面積割で譲与税がいただけることになりまして、その譲与税を活用できるということで、財政サイド、それと国のほうと調整した結果、譲与税の分を充てることができるということでございますので、このタイミングで導入させていただくことになりました。

近隣市町の状況ですが、申し訳ございません、現在把握してございません。

それと、梨振興補助金の関係なんですが、議員おっしゃるとおり、ここ数年、梨の生産者の方が高齢化で一部辞めてしまったりということで、主に市街化の農地の部分の梨園が一気に伐採されて更地になっている状況ではございます。ただ、その部分とは関係なく、補助金は減という形で考えております。

以上でございます。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。よろしいでしょうか。

それでは、質疑がございませんので、ここで打ち切ります。

暫時休憩いたします。

【横手委員長】 それでは、休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

続きまして、寒川町農業委員会の審査に入ります。

それでは、執行部の説明をお願いいたします。

勝又事務局長。

【勝又農業委員会事務局長】 これより農業委員会事務局所管の令和3年度予算につきまして審査をお願いいたします。説明につきましては、事務局長の私勝又より、質問につきましては同席しております職員よりお答え申し上げます。よろしいでしょうか。

【横手委員長】 どうぞ。

【勝又農業委員会事務局長】 では、説明に入らせていただきます。なお、農業委員会事務局につきましては、組織の見直しによる所管課の変更はございませんので、よろしくお願ひします。事業の組替え等により、令和2年度の事業名から変更がある場合には、説明資料の事業名の右側に前年度事業名を記載しておりますので、併せてよろしくお願ひいたします。

それでは、農業委員会事務局所管の令和3年度予算につきまして、ご説明させていただきます。

予算書は74、75ページ、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。職員給与費は、農業委員会事務局職員2名分の人件費でございます。

下の表をご覧ください。職員給与費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は26、27ページの農業委員会証明手数料を職員手当等へ1万5,000円充当し、歳入番号②、予算書は26、27ページの農業者年金事務手数料を給料へ11万5,000円、同じく歳入番号③、予算書は32、33ページの農業委員会交付金は国から県へ、県から町へ公布され、給料へ82万円充当する予定でございます。

続きまして、予算書は74から77ページになります。タブレット資料は3ページをご覧ください。2の健全な行財政運営の確保事業費、1農業委員会事務運営経費でございます。報酬は、農業委員8名と農地利用最適化推進委員、3名分の年間報酬でございます。報奨費は農政課が実施しております、農産物品評会等の農業委員会会長賞として、商品代でございます。旅費は、全国農業委員会会長大会や各種農業委員研修等の委員の費用弁償及び事務職員の会議や研修会などの普通旅費でございます。公債費は、慶弔等の会長交際費でございます。需用費の消耗品費は、農業委員手帳等、農業委員活動のための消耗品の購入費でございます。役務費は、利用状況調査に伴う郵送料でございます。委託料は、農地台帳システムの保守委託料でございます。使用料及び賃借料は、農地台帳システムのソフトウェア及びパソコンのリースに伴うコンピュータ借上料でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県農業委員会職員事務研究会への負担金でございます。

以上で、農業委員会事務局の令和3年度予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【横手委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【横手委員長】 質疑はないようなので、以上で農業委員会の審査を終わります。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

再開は13時30分といたします。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

ここからは都市建設部に関する審査に入ります。

まず、都市建設道路課の審査に入りますので、執行部の説明をお願いいたします。

黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 それでは、これより都市建設部の令和3年度の予算につきまして、審査をお願いいたします。初めに、道路課所管の予算ですが、組織の見直しによる変更はございません。説明につきましては富田課長より、質疑については同席職員で対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 富田道路課長。

【富田道路課長】 それでは、都市建設部道路課が所管いたします令和3年度予算についてご説明させていただきます。なお、道路課につきましては、組織の見直しによる変更はございませんので、よろしくお願いいたします。説明に当たりまして、お手元に配付させていただいております説明資料に基づいて説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、事業の組合せ等により、令和2年度の事業名から変更がある場合は、説明資料の事業名の右側に前年度事業名を記載しておりますので、よろしくお願いいたします。

予算書の78、79ページから80、81ページをお願いいたします。タブレット資料05道路課の予算特別委員会、説明資料2ページをご覧ください。増減理由につきましては備考欄をご覧ください。8款土木費1項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費でございます。0001の職員給与費は、部長を含め道路課職員の給与、職員手当等及び共済費でございます。

資料3ページをご覧ください。0002の道路の整備事業費の01道路橋りょう管理経費は、道路や水路の適正な管理を行うための事務経費でございます。旅費は、職員の普通旅費でございます。需用費の消耗品費は、主に境界用石ぐいやプリンター用トナー、事務用品の購入でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県都市土木行政連絡協議会負担金と神奈川県道路利用者会議負担金でございます。

資料4ページをご覧ください。02の道路橋りょう維持管理事業費は道路や水路の適正な維持管理を図るための事業でございます。委託費は、町が管理する道水路の境界確定協議を行い、境界確定後に確定図を作成する境界確認業務委託5件分と諸証明のサービスを行うための複写機の保守点検委託と道路補正事業委託料は道路法28条による図面管理をするためのものがございます。道路の新規認定分、拡幅改良分1,650メートル、舗装改良、路線廃止分130メートルなどで、変更があった箇所の補正を行うものと道路台帳システム保守点検を行う委託料でございます。使用料及び賃借料は複写機の借り上げ料でございます。

続いて、道路橋りょう維持管理事業費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書24、25ページ、道路占用料を割っており、道路の占用により徴収する占用料でございます。歳入番号②、予算書26、27ページ、諸証明手数料を割っており、境界確定図、官民誘致確定証明、道路幅員証明の各交付手数料でございます。委託の詳細につきましては、12ページの参考資料、上段の表をご覧ください。

資料5ページをご覧ください。2目の道路橋りょう維持費でございます。0001の道路の道路整備事業

費の01の道路管理経費は、道路や水路の維持管理を行うための経費でございます。需用費の消耗品費は、道路維持補修に伴う作業用の皮手袋、カラーコーン等を購入する経費でございます。光熱水費は、主に街路灯の電気料でございます。被服費は、レインスーツと長靴等を購入する経費でございます。役務費は、寒川駅北口・南口エレベーター、エスカレーターの運行管理を行っていくための、NTT光ケーブルによる役場道路課へ映像を送るための通信料と路上廃物自動車の撤去に伴うリサイクル手数料でございます。原材料費は、道路補修用の碎石やアスファルト合材、側溝の溝蓋などの材料の購入費でございます。負担金補助及び交付金は、寒川町南口エレベーター、エスカレーターの電気料負担金でございます。

資料6ページをご覧ください。02の道路橋りょう維持補修事業費は、道路の利用者や近隣住民の安全を図るため、寒川町舗装維持修繕計画に基づき計画的に町道の舗装修繕を行い、また、寒川町橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、橋りょうの長寿命化や寒川町道路照明施設計画書に基づき、計画的に道路照明の修繕を図るものでございます。委託料の道路調査委託料は、令和4年以降の修繕路線の舗装構成を決める調査をするものと、橋りょう補修委託料は、令和4年以降の発注予定の大曲都市下水路第5号橋ほか5橋の設定委託をするものでございます。工事請負費は、寒川町舗装維持修繕計画に基づき、宮山1号線ほか3件の舗装改良工事と、寒川町橋りょう長寿命化修繕計画に基づき花川用水路第15号橋、ほか5橋の橋りょう長寿命化工事や、寒川町道路照明施設計画書により、道路照明4機の修繕を実施するものでございます。また、道路施設の安全を保つため、緊急を要する道路施設の維持工事を行っていくための安全対策急施工事費でございます。委託の詳細につきましては、12ページの参考資料、上から2段目の表をご覧ください。工事箇所につきましては、13、14ページの図面番号2から7をご覧ください。

続いて、道路橋りょう維持補修事業費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書24、25ページ、路面復旧費負担金を充てており、町が占用者に代わり、路面復旧を行い、その費用の一部を負担してもらうものでございます。歳入番号②、予算書28、29ページ、社会資本整備総合交付金のうち、舗装改良工事4件に対して充当しており、補助率は50%となっております。また、橋りょう長寿命化工事1件と委託料1件に対して充当しており、補助率は55%となっております。歳入番号③、予算書38、39ページ、道路橋りょう維持補修事業債は2件の委託料と6件の工事に対して、充当率は90%を充てております。こちらは財政課がまとめて説明したものとなります。

資料7ページをご覧ください。03道路橋りょう維持管理事業費は道路や水路の維持管理を行うための委託費等の事業費でございます。需用費の修繕料は道路照明修繕料でございます。委託料は道路や水路の維持管理を行っていくための道路維持管理委託料でございます。委託の詳細につきましては、12ページの参考資料、上から3段目の表、1から13をご覧ください。使用料及び賃借料は、道路用地として民地の一部を借りているもので、これらの土地借り上げ料とコンピュータ借り上げ料として、寒川町南口・北口、昇降機のモニター監視システムリース料でございます。

続いて、道路橋りょう維持事業費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書24、25ページ、道路掘さく復旧費負担金を充てており、道路占用工事を道路管理者が監督や検査をする際に係る経費でございます。歳入番号②、予算書24、25ページ、道路占用料に充てており、道路の占用により徴収する占用

料でございます。歳入番号③、予算書24、25ページ、水路占用料を充てており、町の管理に属する水路の占用により徴収する使用料でございます。

資料8ページをご覧ください。3目道路橋りょう新設改良費でございます。0001の道路整備事業費の01道路橋りょう整備事業費は、生活環境の向上に不可欠な道路整備を実施するための経費でございます。旅費は、職員の普通旅費でございます。需用費の消耗品費は、設計図面印刷のためのインクカートリッジやプリンタートナー及び設計に伴う積算資料や参考図書の購入費でございます。修繕料は、測量機器の点検修繕料でございます。

使用料及び賃借料は、工事設計書を作成するための市町村積算システム使用料でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県地区用地対策連絡協議会負担金と神奈川県都市計画街路事業促進協議会負担金でございます。

資料9ページをご覧ください。02道路橋りょう整備費は、生活環境の向上に不可欠な道路改良や歩道分離の整備を実施するための事業費でございます。役務費は、大曲14号線歩道設置事業の用地買収に伴う不動産鑑定手数料でございます。委託料は、高額資材等価格調査共同利用委託料と、狭あい道路を解消するため、道路後退用地の測量文筆委託32件分と所有権移転登記等委託32件分でございます。

使用料及び賃借料は、大曲14号線拡幅箇所の道路用地借上料でございます。工事請負費は、倉見地内改良工事でございます。工事箇所につきましては、資料13、14ページの図面番号1をご覧ください。公有財産購入費は、狭あい道路後退用地の土地購入費28件分でございます。補償補填及び賠償金は、道路後退に伴う物件補償14件分でございます。委託の詳細につきましては、12ページの参考資料、下段の表をご覧ください。

続いて、道路橋りょう整備事業費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書28、29ページ、社会資本整備総合交付金の狭あい道路整備促進事業を充てており、委託料と土地購入費に対し、補助率50%、物件補償費は補助率3分の1となっております。歳入番号②、予算書38、41ページ、道路橋りょう整備事業債を充てており、1件の道路改良工事に対し、補助率は90%でございます。こちらは財政課がまとめてご説明したものととなります。

資料10ページをご覧ください。03の道路橋りょう維持管理事業費は、交通事故防止を図るため路面標示等を設置し、また、道路反射鏡の新設、修繕を行うものや通学路の安全対策工事をするものでございます。需用費は、道路反射鏡を修繕するものでございます。工事請負費は、道路反射鏡を新たに6基設置するものと交通安全対策を図る工事でございます。

続いて、道路橋りょう維持管理事業費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書36、37ページ、まちづくり基金繰入金は、こちらは財政課がまとめてご説明したものととなります。

資料11ページをご覧ください。最後に、歳入予算の説明でございます。予算書34、35ページ、16款財産収入2項財産売払収入2目不動産売払収入1節不動産売払収入の土地売払収入は、法定外公共物のうち未利用水路、堤、畦畔の払下げによる売払収入として1,000円を計上しております。

以上で道路課が所管いたします令和3年度の予算についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。質疑のある委員は挙手をお願いします。

天利委員。

【天利委員】 それでは、2点ほど伺いたいと思っているんですが、道路橋りょう維持管理修繕のほうになるのかと思うんですが、道路行政の厳しい予算の中で維持管理を行っているということは、我々全員が理解をしているところでございまして、その中でお聞きしたいことがあります。昨今、コロナ禍において、非常に車の活用が頻繁になってきているというのは朝晩の県道を見るとよく分かると思うんですが、その中で、我々が使っている生活道路の抜け道というところ、それが車の往来が非常に激しくなっているのは皆さんご存じだと思うんですが、その中で安全対策について、どういう考えでこれから令和3年度に向けてやっていかれるのかというのが1つと、もう一つは、中央公園とふれあい公園、その道路ですけれども、途中まで拡幅されていると思うんですが、その今後の町としての考え、道路を拡幅するのかどうか、地権者の方々は先前にちょうどその、我々が開いたときには、私もよく分からないですけれども、パールロードという話が出ておりまして、あまり私も聞いたことがないんですけれども、その拡幅がされるので、この公園と相模川の公園を結ぶような、そういう話があったので、土地の一部、地権者の方が土地を提供しているというお話をいただいて、それからかなりの時間がたっていると。多分、道路課の方もいろいろな形で異動があつて分らなくなっているのかというところなんですけど、でも、このままにしていれば駄目なんだろうと思っていますが、その動きについて、町としてどこまで理解をされているのか、この2つを教えてください。

【横手委員長】 富田課長。

【富田道路課長】 まず、1点目の道路補修に対する安全対策ということなんですけれども、さがみ縦貫道路ができて、抜け道ということで一般町道に結構乗り入れているという形があると思います。それに伴いまして、道路の破損等も通常より少し早くなっているのかという気もされます。あと、コロナ禍に対しても、車の移動を使うということで、多少交通量が増えているのかというのは道路課のほうでも感じております。それに対しての安全対策なんですけれども、町のほうとしましても、舗装の打ち替えというのは修繕計画に基づいていますので、なかなか全部打ち替えはできないんですけれども、部分部分悪いところというのは皆さんの情報と、あと職員のパトロールによって、できるだけ穴が小さいうちに、大きくならないうちに補修していきたいと思っております。

2点目の場所は、恐らくそのわいわいの前の道だと思うんですが、私も国体の当時のときに、その前の道路を拡幅して、12メートルで広げて、そのまま参道までつなげようという計画がありました。そのときは国体のときなのでごく前なんですけれども、そのときに、そのわいわいの前までは地権者の方が協力できたんですけれども、その先は、そんな道路の広いのは要らないという話がありまして、それから、話はそのままになっております。ですので、そのときの地権者の方の反応ですとあまりいい回答じゃなかったんですけれども、それから少し時間がたっていますので、それから先もまた地権者の方に当たって、同じような幅員で両側に歩道をつけてやっていけたらと思いますので、そこら辺は道路課のほうで、地権者のほうにも当たってみたいと思っております。

以上になります。

【佐藤（正）副委員長】 天利委員。

【天利委員】 多分、時間がたっていて、いろいろな形で不明な部分が出てきているのかと思うんで

すが、まずは抜け道のところで、道路補修とかいろいろな形で、その都度、壊れたところとか補修しなければいけないところは随時やっていただいているとは思いますが、ただ、そこの中には抜け道というのは結構細いんです。その中で車が行き来しておったりとか、そういうところで、歩行者と自転車というのが非常に行き交うところがあると思いますので、当然、抜け道というところになると、民家が立ち並んでおりまして、かなり狭いところがあったりとか、そこには歩行者の関係とか、そういったグリーンベルトの整備とか、あと、交差点の中で、そこは危険なところだということで、例えば、道路に赤いような、ここが危険だという印をつけてもらう、そういった内容の対策というのは考えていらっしゃるのかと、あと、もう一つは、わいわいのところなんです、ここについては、今年、皆さんから、町民の方々が待望しております町営プールが開始されまして、あとは令和5年になると、給食センターが稼働されるというところで、そのところは大きなトラックとか子どもたちがそこへ、夏場だけだと思うんですけども、ちょうど休みの期間中にそこを通るわけですから、そういったところで、12メートルの拡幅をしっかりとやってくれないと、地権者の考えもあると思うので、そこは丁寧に説明していただく形になると思うんですが、そこは重要な道路の位置づけになるかと思うんです。ですから、事故があっては遅いと思いますので、あと、もう一つは、ちょうど参道の交差点のところには、道路課所管じゃないんですけど、これは警察になると思うんですが、横断歩道が全然整備されていないような状況になっておりまして、向こうに渡るにしても1回横断を横に横切らなければいけないというところがあって、そういった整備を今後やっていかないと、安全で安心して子どもたちがそこを通うことができないということが現状、起きてくるのではないかという懸念を私たちは持っておりますので、ぜひそのところを今後、町としてはどういう働きかけをするのか、意向を教えていただければと思います。

【佐藤（正）副委員長】 富田課長。

【富田道路課長】 まず、1点目の安全対策として、グリーンベルト、あと、恐らくベンガラ、赤い舗装だと思うんですけども、これも道路課のほうとしますと、主に小学生の通学路の点検等をしまして、危険なところには歩道を設置できればいいんですけども、できない場合はグリーンベルトの表示、あと、危険な交差点、いろいろと対策をしても、色で危険を周知するのが一番いいということで、ベンガラ舗装ということをやっていますので、そこら辺は通学路の点検を踏まえて、今後も危険箇所があれば実施していきたいと思っております。

それと、2点目の宮山6号線、12メートルの拡幅の関係なんですけれども、これも今後、そういう施設等の利用が必要になってくると思います。途中までやったので、また最後まで、地権者の意向もあるんですけども、やっていければと考えておりますので、そこら辺は舗装修繕のほうは今、道路課のほうでは主になっていますけれども、そのバランスと、あと優先度をいろいろ全部考えながら、そこら辺もやっていきたいと思っております。

それと、横断歩道の関係につきましては、薄くなったり消えているとかというのは関係課のほうと調整して、警察のほうにお願いをしていくという形になっていくと思いますので、よろしくお願いします。

【横手委員長】 天利委員。

【天利委員】 ぜひ住民の方が安全で使える生活道路にしていいただければと思いますので、やはり地権者の方々の考えと道路を使う方の考えと、そこは調整をしなければいけないというのは、我々は十分

分かっておりますので、ぜひいい方向性を持って、対処いただければと思います。意見としてです。

【佐藤（正）副委員長】 よろしいですね。他にございますか。

青木委員。

【青木委員】 タブレットでどこなのかあれなんですけど、カーブミラーのことについてお聞きしたいのと、あと、白線についてお尋ねしますけれども、カーブミラーは町を歩いて訪問とかをして話をしている中で、設置の要望が非常に多いわけですね。今回の予算で何か所設置の予定をしているのかというのをお聞かせください。

それと、あと白線なんですけど、今、天利議員もおっしゃっていましたが、例えば、幹線の横断歩道とかになりますと、警察が関わってきて、警察にお願いするということになるとは思うんですけど、こちらのほうも幹線で非常に自動車の量が多くて、結構横断歩道が薄くなって見えなくなっている場所というのが結構見受けられまして、そういったどうするんだという相談もあったりしているわけなんです。それで、警察にお願いするという形になるんですけども、警察のやり取りというんですか、聞いて、その後、そういった返事とか何とか、そういうものは結果を聞いたりとかということはされているんでしょうか。

【佐藤（正）副委員長】 栢沼副技幹。

【栢沼副技幹】 1点目のカーブミラーの新設の数についてお答えいたします。予算としましては、6基で両面のカーブミラーの新設を計上しております。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 富田課長。

【富田道路課長】 2点目の白線の関係なんですけれども、主要な道路というと、県道とかにはなるかと思うんですけども、横断歩道とかそこら辺の止まれとか、そういう関係は公安委員会、警察のほうになりますので、そこら辺でも随時、町民安全を通して警察のほうに言ってもらったりもしておりますので、そこら辺に関しては、恐らく町民安全で警察に連絡して、それが恐らく要望の方にはできる、できないとか、時期とかという話はしていると思います。それ以外のセンターラインとか道路管理者が引かなくちゃいけないものというの、うちのほうも全てすぐ対応できるわけじゃないんですけども、危険な箇所等で優先順位をつけて、白線のほうは順次、設置しているというのが現状であります。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 青木委員。

【青木委員】 白線のほうは分かりました。道路課直接じゃないというのもあって、ほかの管轄という課もあるということで、そちらのほうで質問すればよかったんですけども、取り組んでいることは分かりましたので、これはいいです。

カーブミラーなんですけど、6基ということで、それで、なかなか予算を組んでいる上で、限定的なものだと思うので、結構本当に要望が多いので、自治会との関連もあるのかと思うんですけども、なかなか要望が多いので、増やしていただくという要望になってしまうんですけど、その要望についてと、あと、カーブミラーは今現在、設置してあるカーブミラーが何かしらの原因で角度が変わったりして、見づらくなっているという場面もあるんですけども、そういったことについて町民の方からあった場

合は、どういった対応を取られるのか、当然それは直すんでしょうけれども、どのぐらいの期間、すぐに直すんでしょうか。その点をお聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 栢沼副技官。

【栢沼副技幹】 自治会様からの要望につきましては、大体例年15件から20件ぐらいいただいている状況でございます。その中で、占用通路だったりとか、原則つけない箇所が3か所、5か所ぐらいあるような感じで、それでいきますと、今年の例でいきますと、6基を予算計上していたんですけども、1面で済む箇所があったりとか、今年については8基設置しているような状況で、大体6割、7割ぐらい要望箇所からは付けているという状況になってございます。

あと、修繕につきましては、角度とかそういうものについては、連絡をいただければ私ども職員のほうですぐ現場のほうに向かいまして、その都度、できるものに対しては対応しておりますので、道路課のほうに連絡をいただければ、対応できるものに関してはその都度、対応しているような状況でございます。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 よろしいですか。他にございますか。よろしいでしょうか。

それでは、横手委員長。

【横手委員長】 幾つかあるので教えてください。まず、私道に関してなんですけれども、いわゆるこちら側から、行政側からどうでしょう、公道として寄附しませんかというような働きかけみたいなことは行っているのかというのを教えてください。

それから、道路の修復の原材料費のところを見ましたけども、そこそこかかるのは分かるんですけども、いわゆる穴と、それからひび割れ、今、どっちが多いのか、そこを分かれば教えてください。それと、ひび割れの場合はクラック剤を注入するところまで、シルバー人材センターの方をお願いしているのか、今、いわゆるマイルドパッチで埋めて、プレートでならすというのはシルバー人材センターの方をお願いしていると思うんですけど、そのクラックの注入のところまでお願いしているのかというのも教えてください。

それと、スクールゾーンの、いわゆる緑のところがありますよね。緑のやつ、ここはスクールゾーンですというのが分かるような、町道沿いに。それが結構、県道のところはまだ言うてあります。言うてあるんですけど、町道のところも結構剥がれていたりしているのがあって、これはそのまま放置しておくつもりなのかどうか、そこについて、そこら辺を今どのように、令和3年度、お考えなのか、お聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 富田課長。

【富田道路課長】 まず、1点目の私道から、当初は公道に寄附するという話だと思うものですが、特に町のほうからここはどうですかというのは伺っておりません。ただ、そういう方が相談に来られたときは、いろいろと基準あるんですけども、まず最初に、現地を見て、幅員とか舗装してある、していないとか、側溝施設がどうなのかということを現場で立ち会って、それでお話ししているということになるので、町からの働きかけというのは特にしておりません。

それと、あと2点目の補修に関してなんですけども、ひび割れのときの注入と、穴のときマイルドパ

ッチで埋めていると、これは両方ともシルバーさんをお願いしております。どちらもお願いして、できますという形ですので、それでやっております。

あと、3点目のスクールゾーンの緑というのは、グリーンベルトですか。それも大分前から引いていきますので、最初に引いたところというのは大分薄くなったり、はげたりしていると思いますので、そこら辺は適時、補修はしていきたいと思っております。

以上になります。

【佐藤（正）副委員長】 道路の穴とひび割れ、どっちが多いかというのはありましたか。そこが答えがなかったの。

富田課長。

【富田道路課長】 これはどちらかというと、穴のほう、ひび割れよりも穴のほうが多いです。ひび割れがひどくなると穴が開くという形になりますので、本来なら、ひび割れのときに注入すればいいんですけれども、どうしても雨が降ったりすると、ひび割れが穴になっちゃうということになりますので、どうしても穴のほう、数はあれなんですけれども、比率は多いと思います。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 横手委員長。

【横手委員長】 分かりました。まず、私道の件ですけども、こちらから言うようなことはないという話ですけど、ちなみに、自費で私道を整備するときに、寒川町私道整備補助金というのがあって、これは、例えば、今年どのくらい見込んでいるのか、来年、令和3年度、どのくらい見込んでいるのか、その実績値というのは、多分令和元年のを基に積算していると思うんですけど、どのくらい実績があつて、このくらい見込んでいるんだということを教えていただきたいのと、あと、どのような状況の私道に対して補助金、整備のときの補助をしてほしいという話が多いのかをお聞かせください。

それから、補修については、ひび割れよりも、どちらかというと穴、ひび割れから穴という形になっているのが多いと思うんですが、正直言って、マイルドパッチとかを使っていると、あれはご存じだと思いますけど、常温合材という言い方のほうがいいのか、商品名になっちゃうから。常温合材は通常6か月もたない、要するに、簡易にそこを取りあえずやっておくものという僕らの捉え方なんです。だから、3か月後、もしくは長くても半年後にはそこをひっくり返して新しいものにしちゃうと、ちゃんと合材を引くという考え方の中で割と使っているところが多いのを、今は補修メインで使っていると、どうもそこに頼り過ぎちゃって、また開いたら埋めればいいのか、開いたら埋めればいいのかという形を結局続けているので、道路がどんどん、どんどん傷んでいくという実は現象が起こっているんですが、そこをもう少し、しっかり考えていついていただきたい。例えば、部分的にそれこそ2メートルだけ掘って、土砂を引いてならして、合材を引いてプレートをかけてもいいぐらい、ランマーのプレートでもいいと思うんです。それでちゃんと整備するぐらいのつもりでもいいと思うんですが、そういう考え方というのはないのか、要するに、もう少し短い距離、簡易で取りあえずやっていくという考え方がないのか。それとも、やっぱりある程度の距離があつて、プラスそういうときに何か所かそろったときにやるんすという考え方なのか、そこをお聞かせいただけますでしょうか。

それと、スクールゾーンの件は分かりましたが、これは要望です。子どもたちが本当に危険にさらさ

れないようにしていただけることをぜひお願いしたいと思いますので、以上2つ、お答えいただけますでしょうか。

【佐藤（正）副委員長】 富田課長。

【富田道路課長】 まず、私道の整備の関係なんですけれども、委員のおっしゃるとおり、令和元年度は1件ありました。1件あって、補助金を出しております。今現在も1件、申請というか、相談というか、話があります。それを内部で調査したところ、恐らく適用になるだろうという形になっていますので、予算の絡みもありますので、取りあえずは大丈夫ですけれども、もう少し時間をくださいということで、その申請者の方には話をしております。

整備に関しましては、幾つかあるんですけれども、大体、舗装するので砂利道ということと、あと、幅員が4メートル以上と、あと道路側溝が、道路の公衆の用に供している砂利道である。あと私道の境界が明確である。先ほど、4メートル以上あると、その他の項目があるんですけれども、そこら辺に合致していれば、町のほうで調査してできますというのも申請してくださいという形で、申請されれば予算確保するようにしますということで、申請者の方には話をしております。

それと、2点目の常温合材で何回も何回もやっているということなんですけれども、私どもも現場を見て、どうしても2回、3回やるようになります。そうすると、だんだん大きくなって、雨が降ったりして濡れるとまた大きくなると思います。そういう場合に、うちのほうで安全対策急施工事というのがありますので、それで半面とか全面、大きくは取れないですけど、6メートル、10メートル範囲ぐらいで、そこは部分的に舗装を打ち替えるという形で、順次やっておりますけれども、なかなかそれが追いつかないところもあると、どうしてもまた常温合材でやっちゃうというのが現状ではございます。

【佐藤（正）副委員長】 横手委員長。

【横手委員長】 道路の補修の件については分かりました。私道の件だけ、もう1個だけ質問させていただきたいんですけれども、分かりやすく言うと、生活道路があって、ちょうど町道があって、その真ん中にいい具合に、いい具合にという言い方は変なんですけど、私道があります。私道をほとんどの方が生活道路代わりに使っていることによって、波をうっちゃって、わだちだらけになっちゃっているところがあるとします。面白いことに、その町道が、町道、町道、私道があって、私道の中側に新しくうちが6軒立って、その前の道は町道だというところがあったりした場合、ここの私道の扱いは、要するに、こちらから積極的に、要は公道にすべく何らかのアプローチをしていくべきじゃないのかと思うんです。

要は、割と開発のときに、今、ほとんどの開発業者さんが車の切り替えしのところをつけて、幅を取って、ほとんど寄附という形になっていると思うんですけど、昔だとなかなかそれに合わないところがあったりしたりするので、そういうように合う形にしていくのはできないかもしれないけど、行政側から、可能な限り、これは生活道路として必要だと思ったところについては寄附をどんどんしませんかと。しかも、もしあれなら、こういう直し方もありますというのをこちら側から、もちろん人の土地ですから、私道は。なかなか言いづらいとは思いますが、ただ、言っていくことというのも必要ではないかと思うんですけど、それについての見解を最後にお聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 富田課長。

【富田道路課長】 今、委員の言われた、そういう例ということなんですけれども、私もそういうところがあるのかなと思うんですけども、そういうところで、町道、町道、私道で抜けているところ、利用頻度が多いというところがあれば、そこら辺は地権者とは、いろいろと土地所有者の関係はあると思うんですけども、どうしてもそういうところは町のほうで声がけして、やっていかざるを得ないのかと私は思います。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で都市建設部道路課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【佐藤（正）副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、都市建設部下水道課の審査に入ります。

執行部の説明をお願いいたします。

黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 次に、下水道課所管の予算でございますが、一般会計と下水道事業特別会計がございます。なお、組織の見直しによる変更はございません。説明につきまして中村課長より、質疑につきましては同席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いします。

【佐藤（正）副委員長】 中村下水道課長。

【中村下水道課長】 それでは、下水道課所管の令和3年度予算につきましてご説明させていただきます。説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております説明資料を基にご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、下水道課につきましては、先ほど部長からお話がありましたが、組織の見直しによる所管課の変更はございませんので、よろしくお願いいたします。

まず、下水道事業特別会計に対する一般会計からの繰り出しでございます。予算書の82、83ページをお開きください。タブレットの予算特別委員会説明（参考）資料3ページをご覧ください。8款土木費2項都市計画費4目下水道費18節負担金及び交付金における下水道事業特別会計負担金は2億7,423万6,000円で、利子償還額の減により前年度に対して656万円の減でございます。タブレット4ページをご覧ください。18節負担金補助及び交付金における下水道事業特別会計補助金は1億4,996万9,000円で、下水道使用料の増収見込みに伴う減により前年度に対して1,416万円の減。タブレット資料5ページをご覧ください。23節投資及び出資金における下水道事業特別会計出資金は3,111万9,000円で、事業計画変更委託等の減により前年度に対して2,214万7,000円の減となり、繰出金の総額は前年度に対して4,286万7,000円の減となっております。

一般会計については以上でございます。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。一般会計分です。質疑のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、なければ質疑を打ち切りますので、引き続き、特別会計の説明をお願いします。

中村下水道課長。

【中村下水道課長】 引き続き、下水道事業特別会計についてご説明申し上げます。予算書の後段、

下水道事業特別会計予算の1ページをお開きください。第1条は総則。第2条は令和3年度における業務の予定量。第3条は収益的収入及び支出を定めるもので、収入では使用料や一般会計からの負担金などを、支出では事務、維持管理経費及び支払利息などで、収入における第1款下水道事業収益は13億4,440万3,000円を、支出における第1款下水道事業費用は13億2,553万1,000円を予定額としております。

第4条は資本的収入及び支出を定めるもので、収入では起債や国庫補助金など、支出では建設改良費や償還金などがございます。収入における第1款資本的収入は7億9,779万8,000円を、支出における第1款資本的支出は12億7,408万2,000円を予定し、差し引き4億7,628万4,000円の不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金を補填財源とするものでございます。

第5条の債務負担行為につきましては、寒川町水洗便所改造等資金貸付あっせん条例に基づき、金融機関から融資あっせんを受けた借受人が債務不履行を生じた場合の金融機関への損失補償を見込むものでございます。

第6条の企業債は、起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、内容は3ページに記載のとおりでございます。

第7条の一時借入金は、事業年度内に万が一資金不足が生じた際の一時借入金の限度額を定めたものでございます。

第8条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用のうち、消費税に限り流用ができることを定めたものでございます。

第9条の議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費と定めたものでございます。

第10条の他会計からの補助金につきましては、一般会計から下水道事業特別会計補助金への額を定めたものでございます。

続きまして、寒川町下水道事業特別会計予算に関する説明書でございます。7ページから9ページは予算の実施計画でございますが、後ほどご説明いたします26ページ以降の集計でございますので、ここでの説明は省略いたします。

10ページをご覧ください。令和3年度の予定キャッシュフロー計算書でございます。1年間の現金の動きを示す財務諸表で、業務、投資、財務の活動毎に表したものでございます。

11ページから15ページは給与費明細書でございます。

16ページ、17ページは予算書の第5条債務負担行為に関する調書でございます。

18ページ、19ページは令和3年度末における令和4年3月31日の予定貸借対照表でございます。

22ページ、23ページは令和2年度末における令和3年3月31日の予定貸借対照表で、令和2年度末の予定資産、負債、資本をそれぞれ記載したものでございます。

お戻りいただき、21ページでございますが、予定損益計算書で事業年度の期間内に得た全ての収益と費用を記載したものでございます。

これより事業毎の支出の説明に入らせていただきますが、下水道事業につきましては、総務省繰出基準などにより科目が多く、その充当先も多岐にわたるため、収入とその内容について一括してご説明申

し上げ、後ほどご説明いたします支出の際には、予算説明資料の事業費別支出収入予算の概要に記載しております、事業に対する収入科目等により財源と充当先のご確認をいただきたくお願いいたします。

それでは、予算書の26、27ページをお開きください。1款下水道事業収益1項営業収益1目下水道使用料1節下水道使用料につきましては、汚水私費の原則に基づき、汚水に係る維持補修、人件費、相模川流域下水道負担金、汚水の減価償却費、汚水の償還金利子などへ充ててございます。

2目他会計負担金1節一般会計負担金は、総務省繰出基準による一般会計からの繰入金で、雨水処理負担金は、雨水に係る維持補修、流域下水道負担金、人件費、雨水の減価償却費へ、水質規制費負担金は、公共用水域の水質保全に係る委託や人件費へ、水洗便所等普及費負担金は、下水道への排水設備接続に係る人件費等でございます。4目受託事業収益1節、受託事業収益のその他、受託事業収益は委託料に充ててございます。5目その他営業収益1節手数料の登録手数料は、指定工事店等の登録手数料、諸証明手数料は下水道台帳発行手数料で、充当先も同事業へ充ててございます。

2項営業外収益2目他会計負担金1節一般会計負担金につきましては、総務省繰出基準による一般会計からの繰入金で、雨水処理負担金については雨水償還金の利息へ、臨時財政特例債等負担金も同じく償還金利息へ、分流式下水道負担金につきましては、経営で賄い切れない資本費分として繰り入れ、同じく償還金利息へ充ててございます。その他負担金は、職員の事業手当に充ててございます。

3目他会計補助金1節一般会計補助金は、赤字補填分として繰り入れているもので減価償却費へ充ててございます。7目雑収益1節雑収益の延滞金は、雑入が生じた際の科目設定で、雑収益は茅ヶ崎市からの汚水流入分使用料で委託料に充ててございます。8目長期前受金戻入1節有形固定資産長期前受金戻入及び2節無形固定資産長期前受金戻入は、国庫補助金や受贈資産に係る収益化分としての非現金収入。3節元金繰入金長期前受金戻入は、臨時財政特例債等負担金の元金繰入分に伴う収益化分としての非現金収入。3項特別利益2目1節過年度損益修正益は、不測の収入が生じた際に備える科目設定。3目1節その他特別収益は、過年度の長期前受金戻入分などでございます。

以上が収入でございます。

続きまして、支出でございます。下水道事業特別会計予算に関する説明書の28、29ページ、タブレット資料の7ページをお開きください。1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費01施設管理事業費01下水道維持補修事業費でございます。

9節備消耗品費は、維持管理に必要な消耗品や備品購入費で、増額につきましては、備品の鉄蓋購入によるものでございます。13節光熱水費は、水門やマンホールポンプの電気料。16節修繕費は、水門やマンホールポンプの修繕費。22節委託料は、維持管理に伴う委託9件を予定し、増減につきましては、既設管調査委託料の増によるものでございます。各委託の概要につきましては、タブレットの29ページに記載のとおりでございます。

24節賃借料は、下水道施設用地の借地料。25節工事請負費は、維持補修工事3件を予定し、増減につきましては、工事箇所が減によるものでございます。各工事の概要につきましては、タブレットの30ページに記載のとおりでございます。26節材料費は、補修用材料の購入。27節負担金は、雨水処理に係る茅ヶ崎市への負担金。28節補助交付金は、雨水貯留施設設置に伴う助成金でございます。

タブレットの8ページをお開きください。02下水道台帳管理費でございます。22節委託料は、下水道

用地及び台帳の管理に伴う委託2件を予定し、増減につきましては、予定される幹線測量委託の増でございます。各委託の概要につきましては、タブレットの29ページに記載のとおりでございます。

タブレット9ページをお開きください。2目相模川流域下水道維持管理事業費27節負担金は、相模川流域下水道の汚水処理に要する応分の負担金で、増減につきましては、流域下水道処理場の汚水処理費に要する事業費の増でございます。

タブレットの10ページをお開きください。3目普及指導費01水質規制事業費22節委託料は、相模川流域下水道維持管理要綱に基づく特定事業場の水質検査で、公共下水道への有害物質の流入防止を目的とするものでございます。

タブレットの11ページをお開きください。02の01水洗便所等普及事業費28節補助交付金は、下水道への接続や雨水貯留を目的とする排水設備工事等に伴う助成金や利子補給でございます。

タブレットの12ページをお開きください。4目総係費01職員給与費1節給料から4節賞与引当金繰入額までは、管理担当職員8名分の人件費でございます。5節報酬は、下水道運営審議会委員の報酬でございます。

タブレットの13ページをお開きください。02の01一般管理費8節旅費は、職員の出張旅費。9節備品費は、参考図書や事務用品の購入費。10節燃料費は、公用車のガソリン代。16節修繕費は、公用車の点検や修理代。

予算書の31、32ページをお開きください。17節被服費は、雨具等の購入費。18節通信運搬費は、指定工事店などへの更新通知。19節手数料は公用車の車検に伴う収入印紙代。20節保険料は、公用車の保険料。22節委託料は、上下水道料金一括徴収や企業会計システム保守などの委託5件を予定し、増減につきましては県企業庁へ委託する上下水道料金一括徴収納付事務委託の人件費増でございます。各委託の内容につきましては、タブレットの30ページに記載のとおりでございます。24節賃借料は、プリンターや会計システムの借上料。27節負担金は、日本下水道協会など加盟団体への会費や一般会計への事務経費負担金。30節公課費は、公用車の車検に伴う自動車重量税。31節雑費は、下水道使用料の過誤納還付加算金。32節貸倒引当金繰入額は、不納欠損見込み分の計上でございます。

タブレットの14ページをお開きください。5目減価償却費01有形固定資産減価償却費でございます。増額につきましては、令和2年度取得見込みの有形固定資産によるものでございます。

タブレット15ページをお開きください。02の01無形固定資産減価償却費でございます。減額につきましては、令和2年度取得見込みの無形固定資産によるものでございます。

タブレットの16ページをお開きください。2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費01企業債利息39節下水道債支払利息は、起債に係る償還金の支払利息で、減額につきましては、償還の進捗によるものでございます。

タブレットの17ページ、03の01一時借入金支払利息41節一時借入金支払利息は、予算書の第7条に定める一時借入金が生じた場合の利子を見込むものでございます。

タブレットの18ページ、2目消費税及び地方消費税01消費税及び地方消費税44節消費税及び地方消費税は、消費税法に基づく消費税納付額で、減額につきましては前年度実績に伴うものでございます。

タブレットの19ページ、3項特別損失4目過年度損失修正損50節過年度損益修正損は、過去に納付さ

れた下水道使用料の過誤納還付金を見込むものでございます。

タブレットの20ページをお開きください。5目その他特別損失51節その他特別損失は、不測の支出に備える科目設定です。

タブレットの21ページ、4項1目予備費90節予備費でございます。

予算書の32、33ページをお開きください。資本的収入でございます。こちらも財源と内容を一括してご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。1款資本的収入1項1目企業債1節公共下水道事業債は、汚水・雨水の建設改良に係る工事や土地区画整理負担金に充てるものでございます。2節流域下水道事業債は、相模川流域下水道建設事業費負担金に充てるものでございます。2項出資金は、雨水公費の原則、並びに総務省繰入基準に基づき一般会計から受け入れる繰入金で、雨水の事業に充てるものでございます。3項負担金1目他会計負担金1節一般会計負担金の臨時財政特例債等負担金につきましても、総務省繰入基準に基づく一般会計からの繰入金で償還金元金に充てるものでございます。4項補助金2目国庫補助金は、社会資本総合整備交付金で委託や工事に充てており、2分の1の補助でございます。

以上が資本的収入でございますが、財源の充当先につきましては、先ほどの収益的収支同様、事業費別支出収入予算に記載しております事業に対する収入科目等をご参照いただきたくお願い申し上げます。また、資本的支出においては、予算書第4条でご説明申し上げました補填財源の充当がでございます。

予算書は34、35ページ、タブレットは22ページでございます。1款資本的支出1項建設改良費1目管渠建設事業費01下水道整備事業費22節委託料は、計画や設計に関する委託3件を予定し、減額につきましては委託の内容の変更に伴うものでございます。各委託の概要はタブレットの31ページに記載のとおりでございます。

23節使用料は、積算システムの使用料。25節工事請負費は、長寿命化対策工事や小動幹線枝工事など10件を予定し、減額につきましては工事箇所等内容の変更に伴うもので、各工事の概要はタブレットの32ページに記載のとおりでございます。22節負担金は、県道掘削に伴う事務負担金、土地区画整理事業費負担金で、増減は土地区画整理負担金に伴う増でございます。29節補償金は、工事の支障となる埋設物の移設に係る物件補償費で、増減は補償対象物件の減によるものでございます。

02下水道調整区域整備事業費、タブレットは23ページでございます。25節工事請負費は、小谷小動幹線枝工事など3件を予定し、減額は工事箇所等内容の変更に伴うものでございます。各工事の概要につきましては、タブレットの32ページに記載のとおりでございます。

27節負担金は、県道掘削に伴う事務負担金及び茅ヶ崎市直接流出区域改築負担金で、減額は茅ヶ崎市直接流出区建設負担金によるものでございます。29節補償費は、工事に支障となる埋設物の移設に係る物件補償費でございます。

タブレットの24ページをお開きください。2目建設総務費01職員給与費1節給料から4節賞与引当金繰入額までは、整備担当職員4名分の人件費でございます。

タブレットの25ページ、02の01一般管理費8節旅費は、職員の出張旅費。9節備消耗品費は、設計や工事に要する参考図書や事務用品の購入費。12節印刷製本費は、埋設シートの印刷代でございます。

タブレットの26ページをお開きください。3目相模川流域下水道建設事業費の27節負担金は、流域下

水道の建設に係る応分の負担金で、減額につきましては、令和2年度事業へ前倒し措置をしたことに伴うものでございます。

タブレットの27ページをお開きください。3項1目企業債償還金は、これまでの起債の償還金元金で、減額につきましては町債の償還完済によるものでございます。

以上が下水道課所管の予算に関する説明書の内容でございます。なお、タブレット資料につきましては、28ページには収入予算の概要、29ページ以降には委託工事の内容、普及状況、供用開始図を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

青木委員。

【青木委員】 4月から建設委員会でもあって、値上げということになるんですけども、下水道料金の値上げの経緯というのをまず教えてください。

【佐藤（正）副委員長】 中村課長。

【中村下水道課長】 値上げの経緯でございます。現在、寒川町、当町の下水道使用料につきましては、経費回収率という言葉がございまして、経費回収率というのは、頂いた下水道使用料で本来、賄うべきものについて、使用料をきちんと充てられているか、使っているかというものでございます。通常は100%、頂いたものに対して、その金額を維持管理等々に使うという内容でございます。ところが、当町におきましては、約75%の経費回収率ということで、実際に維持管理等に必要なお金の75%分しか使用料を頂いていないという状況でございます。このため、いわゆる赤字が発生しておりますので、一般会計繰入れ金により、いわゆる赤字補填としての補助金を頂いているという状況です。

一般会計につきましては下水道使用料、下水道を接続されていない、下水道を使っていないお宅の税金からも宛てがっているお金でございます。独立した企業としての下水道事業を運営するためには、下水道を使っていない方から頂く一般会計の繰入金をできるだけ早く減らしていくのが急務となっております。そこで、今回、下水道使用料の改定のお話を、下水道運営審議会の皆様とさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

【佐藤（正）副委員長】 青木委員。

【青木委員】 いろいろと、回収率が75%で、一般会計から補填しないということなんですけれども、説明書でもあったんですけども、コロナ禍で厳しい情勢の中、この後、幾ら値上げするのかということ具体的を教えてください。町民や中小零細の方々のことを考えると、今、値上げするべきではないのかなと思っているんです。検討に当たっては、社会情勢や使用者への負担を踏まえ、慎重に進めるということなので、今の時期は慎重に検討を進めるべきだと思うんですけど、どうでしょうか。

【佐藤（正）副委員長】 中村課長。

【中村下水道課長】 使用料の改定の時期のお話でございます。確かに委員さんおっしゃるとおり、現在、コロナ禍の状況で、かなり厳しい生活を強いられている方もいらっしゃるかと思います。そこで、

今回、審議会の皆様にお諮りしておりますのは、例えば、来年度、令和3年度なり令和4年度に、一気に先ほど言った経費回収率の現在75%しか回収できていない、残りの25%分を一気に値上げするのではなく、2回、ないし3回に分けて、複数年度にわたって改定をしていこうという論議をさせていただいているところでございます。しかも今回、コロナ禍の影響というのも反映しまして、3回を同じような利率で改定するのではなく、一番直近の改定については少し利率の低い改定率で進めていこうと現在、考えているところでございます。

以上でございます。

【佐藤（正）副委員長】 青木委員。

【青木委員】 直近は、コロナ禍を鑑みてということなんですけど、本当に経済状況は見通しが見つからないという状況で、ここは終息しても、まだ、この後、経済の状態が戻るには、前回もリーマンショックのときは、経済が戻るのに何年もかかっているわけです。そういったことを考えますと、なかなか思い切った値上げというのは難しいんじゃないかと思うんですけど、その点はどうか。

【佐藤（正）副委員長】 中村課長。

【中村下水道課長】 今、委員長がおっしゃっていただいたとおりだと思います。一気に上げるというのは、確かに使用料をお支払いいただく皆様に過大な負担を強いるということになろうかと思しますので、先ほどの答弁の繰り返しにはなりますが、複数回に分けて、少しずつ使用料を改定していき、経費回収率を100%になるように目指していきたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

【佐藤（正）副委員長】 他にございますか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）副委員長】 それでは、ほかになれば、これで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、都市建設部下水道課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【佐藤（正）副委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

続きまして、都市建設部都市計画課の審査に入ります。

執行部の説明をお願いいたします。

黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 最後に都市計画課の予算でございますが、組織の見直しによって、予算の一部について変更がございます。説明につきましては畠山課長より、質疑については同席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いします。

【佐藤（正）副委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 それでは、都市建設部都市計画課所管の令和3年度予算につきまして、予算特別委員会の説明資料、こちらはタブレット資料070でございます。こちらにより説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、当課につきましては、組織の見直しに伴い、予算の一部

について変更があり、予算特別委員会説明資料の備考欄に記載の所管課に変更となります。また、令和2年度の事業名からの変更につきましては、事業名の右側の欄に前年度事業名を記載しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。予算書につきましては、78ページから85ページの8款土木費2項都市計画費1目都市計画総務費と2目公園緑地費及び5目国県事業対策費でございます。説明資料につきましては、2ページをお開きください。2節給料から4節共済費については、都市計画課、田端拠点づくり課、倉見拠点づくり課、計19人分の人件費でございます。

説明資料3ページをご覧ください。都市計画事務費でございますが、都市計画事務及び各種負担金に要する経費で、報酬は、都市計画審議会委員の報酬、旅費は、都市計画審議会委員の費用弁償及び職員の普通旅費。需用費、消耗品費につきましては、都市計画法令要覧等、参考図書等の購入。負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県建築物震後対策推進協議会ほか4件の協議会への負担金でございます。

続いて、下の表をご参照ください。充当する特定財源でございます。歳入番号①、予算書は26、27ページの諸証明手数料を消耗品費に充ててございます。

説明資料4ページをお開きください。耐震改修促進事業費につきましては、地震被害の軽減を目的にブロック塀や木造住宅の耐震化促進を行うものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事、沿道建築物の耐震診断、危険なブロック塀などの撤去等を行う防災工事への補助金でございます。

下の表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①につきましては、予算書28、29ページの社会資本整備総合交付金、歳入番号②につきましては、予算書30から33ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金の一部、歳入番号③につきましては、予算書32、33ページの沿道建築物耐震化支援事業補助金を充ててございます。補助金及びその財源の割合でございますが、耐震診断につきましては上限を5万円とし、国・県・町の割合につきましては、国が2分の1、県は補助額マイナス国補助額の2分の1で上限が5,000円、町がその残額となつてございます。また、改修工事の補助上限額は50万円で、沿道建築物の耐震診断につきましては補助上限額が20万円で、それぞれ国が2分の1、県と町が4分の1ずつとなつてございます。ブロック塀等改修工事につきましては上限額が30万円で、国が3分の1、県は補助額マイナス国庫補助の3分の1、町がその残額となつてございます。

説明資料は5ページをお開きください。住居表示整備事業費につきましては、建物への付番や街区表示板の維持管理を行うもので、需用費の消耗品費につきましては、住居番号表示貼り付け用数字シール及びプレートの購入費でございます。

説明資料6ページをご覧ください。都市計画基礎調査関連経費につきましては、都市計画業務に不可欠なGISシステム及びデータの保守・更新に関する経費でございまして、委託料につきましては、都市計画法第6条に基づき、神奈川県が令和3年度に実施いたします都市計画基礎調査、こちらに伴いまして、町が実施いたします都市計画基礎調査関連事業委託料でございます。使用料及び賃借料につきましては、都市計画業務支援システムの賃借料でございます。

下の表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書につきましては32、33ページ

の都市計画基礎調査交付金、歳入番号②の予算書は34、35ページの地図売払収入を充当してございます。

説明資料は7ページをお開きください。空き家対策事業費の報酬につきましては、空き家対策協議会委員の報酬。旅費は空き家対策協議会委員の費用弁償。

説明資料につきましては、8ページをご覧ください。都市計画事業基金積立金につきましては、都市計画事業に充当するための積立金で、下の表、特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は34、35ページの都市計画事業基金利子を充ててございます。

説明資料9ページをご参照ください。公共交通充実促進事業費につきましては、コミュニティバスの運営をはじめ鉄道の輸送力、利便性の向上等の交通施策の推進を目的としたもので、報償費につきましては、地域公共交通会議における学識者への謝礼、需用費の印刷製本費は、ダイヤ改正を行う際の時刻表冊子の印刷代、委託料につきましては、コミュニティバス運行委託に要する費用でございます。負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議ほか1件への負担金と、寒川・海老名駅間の路線バス維持対策事業負担金でございますが、路線バス負担金の1,500万につきましては、国の補助金算定期間に準じ、予算書6ページに第3表がございますが、こちらに記載のとおり、令和3年10月1日から令和4年9月31日までの債務負担行為として設定してございます。

説明資料は10ページをお開きください。公園緑地管理費につきましては、公園の維持管理に要する経費でございまして、旅費は、職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、剪定ばさみ等公園施設維持管理用品の購入、燃料費は、一之宮公園及び川とのふれあい公園管理事務所の暖房用灯油の購入費、光熱水費は、公園の電気料や上下水道、ガスの料金など、役務費につきましては、一之宮公園管理事務所の電話料金や町内8か所の砂場における大腸菌群数及び回虫卵の検査手数料及び公園施設や遊具の保険料などでございます。委託料につきましては、公園緑道における樹木剪定や除草及び遊具の点検やトイレ清掃などの委託料で、こちらは説明資料19ページには一覧がございますので、ご参照のほどよろしく願いいたします。

使用料及び賃借料につきましては、川とのふれあい公園ほか2か所の公園等用地の借上料、原材料費につきましては、砂場や花壇への補充用土砂の購入費、負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県公園緑地行政連絡協議会ほか1件への負担金でございます。

下の表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書24から27ページの都市公園施設設置管理使用料の一部及び歳入番号②の都市公園使用料及び歳入番号③、こちらは予算書24から27ページの公園占用料及び歳入番号④の行政財産使用料を充当してございます。

説明資料11ページをご覧ください。公園等共同事業につきましては、公園等の緑化保全に要する事業費でございまして、報償費は、公園愛護活動団体への報償金でございます。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書36、37ページの緑化基金繰入金の一部を充ててございます。

説明資料は12ページをご参照ください。公園等整備事業につきましては、川とのふれあい公園サッカーグラウンド整備に要する工事費で、天然芝の植付け時期に合わせ工事を行うことから、予算書6ページ、第2表に記載のとおり、繰越明許費としてございます。また、説明資料の20ページには工事の概要及び位置図を添付してございますので、ご参照のほど、お願いいたします。

説明資料は13ページをご参照ください。緑化基金積立金は、緑地保全及び緑化の推進を図るための積

立金で、特定財源につきましては、歳入番号①、予算書34、35ページの緑化基金利子を充ててございます。

説明資料は14ページをご覧ください。みどりの保全普及啓発事業費でございますが、緑化保全及び緑化の推進を図るための事業費で、需用費、消耗品費につきましては、緑化フェアにおける配布用苗木などの購入費、負担金補助及び交付金は、保存樹木等に対する助成金でございます。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書36、37ページの緑化基金繰入金の一部を充ててございます。

説明資料は、15ページをご覧ください。こちらは令和3年度からスポーツ課の所管となるものでございます。10款教育費5項保健体育費2目体育施設費、スポーツ施設活性化需要費につきましては、総合体育館の維持管理、運営に要する経費で、役務費は体育館建物災害共済保険料、委託料につきましては、寒川総合体育館の指定管理料でございます。

下の表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は24から27ページの都市公園施設設置管理料及び歳入番号②、予算書は34、35ページの施設等命名権収入を充ててございます。なお、予算書83ページの記載額と説明資料における額の差異につきましては、現在、健康・スポーツ課で所管しております、パンプトラックさむかわに関する指定管理料を含むことによるものでございます。

説明資料は16ページをご覧ください。5目国県事業対策費、国県道整備促進需用費は、国や県が所管する道路や河川の整備事業に関する要望活動のための経費で、旅費は、国県事業に係る職員の普通旅費、負担金補助及び交付金につきましては、新湘南国道並びに藤沢大磯線新設改良促進協議会ほか2件への負担金でございます。

説明資料は17ページをご覧ください。続きまして、歳入でございます。予算書は24、25ページの13款使用料及び手数料1項使用料4目土木使用料都市公園施設設置管理使用料でございます。こちらの113万5,000円のうち、3,000円は緑地等管理経費の委託料へ充当、続く都市公園使用料195万8,000円の充当先は緑地等管理経費の委託料となっております。

予算書は24から27ページの公園占用料でございます。こちらの26万1,000円は緑地等管理経費の委託料へ充当、続く行政財産使用料2万3,000円のうち、1,000円を緑地等管理経費の委託料へ充当しております。続く、諸証明手数料の1,000円につきましては、都市計画事務経費の消耗品費に充てております。

予算書は28、29ページの14款国庫支出金2項国庫補助金4目土木費国庫補助金、社会資本整備総合補助金132万5,000円は耐震改修促進事業費への充当で、申請実績に伴う減でございます。

予算書は32、33ページの15款県支出金2項県補助金5目沿道建築物耐震化支援事業費補助金、こちらの5万円は耐震改修促進事業費へ充当でございます。続く8目交付金都市計画基礎調査交付金206万5,000円につきましては、令和3年度の事業実施に伴い、皆増となったもので、都市計画基礎調査関連経費の委託料への充当でございます。

予算書は34、35ページ、16款財産収入1項財産運用収入2目施設命名権、施設等命名権収入130万円のうち、100万円はスポーツ施設活性化需用費へ充当し、スポーツ課移管に伴う皆減となっております。続く、売払い収入6万円につきましては、都市計画総括図の売払い代金で、都市計画基礎調査関連経費への充当となっております。

予算書は36、37ページ、18款繰入金1項基金繰入金4目緑化基金繰入金84万5,000円につきましては、

保存樹木助成金や公園愛護会事業に伴う増で緑の保全普及啓発事業への充当となっております。

予算書36から39ページの20款諸収入4項雑入1目雑入、一之宮公園自動販売機電気使用料12万5,000円につきましては、自動販売機増設に伴う増でございます。

説明資料は18ページをご参照ください。休止及び廃止等事業でございますが、こちらは令和2年度において、都市マスタープラン改定に伴う印刷製本費でございましたが、事業完了に伴う廃止の事業でございます。

以上で説明を終わります。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。

青木委員。

【青木委員】 5ページの居住表示整備事業費のことについて、委託料の備考にあるんですけれども、委託表示更新の延期による減となっているんですけれども、延期の理由をまず、お聞かせください。

それと、9ページの公共交通充実促進事業費のコミュバスの印刷製本のダイヤ改正に伴うということなんですけれども、ダイヤ改正はどういった理由で改正したのかというのをお聞かせ願いますか。

【佐藤（正）副委員長】 畠山課長。

【畠山都市計画課長】 まず、1点目の街区表示板更新委託の延期による減という部分でございますが、こちらの街区表示板の更新につきましては、町内の各エリア、設置が古いところから順次、ローテーションして更新をしていっている状況でございました。しかしながら、委託でやる作業自体が、各個別の方のうちに訪問して、その方の許可を得ながら、住居表示版を更新していくという作業内容でございまして、まさしくコロナという状況下の中で、なかなか業者さんも積極的に住民の方へ、直接接触というのも難しいということもございます。そういったものも含めた中で、更新していく時期を、令和3年度については一旦、保留とさせていただいて、それ以降、作業が進められる状況になりましたら、また開始していきたいと考えているところでございます。

それと、コミュバスの印刷製本費でございますが、こちらにつきましては、ダイヤ改正を行ったということではなく、今後、地域公共交通会議を開催していきますが、その中で、今、行っています実証運行と、そういったものの検証も含めた中で改正が必要という判断がついた時点で改正を行うという目的で設定させていただいております。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 青木委員。

【青木委員】 コロナ禍の中で戸別訪問してお願いしに行くということで、このご時世だからということだったんですけれども、どのぐらい今は進捗しているんですか。ローテーションで、どのぐらいあと訪問しなければいけないのかということと、あと、一時的に止まることによって、町民の皆さんの不便とか、そういったことはないのか、そういうところはどうなっているのか、不便な思いをされないのかということが気になるんですけど、その辺のところを教えてください。

それと、コミュバスはダイヤ改正が目的ではないんですけれども、南のほうの一之宮地域は、自分も住んでいるんですけど、なかなか話を聞くと、5丁目の辺りの話を聞きますと、14時でコミュバスがな

くなってしまうので、朝のうちに行って、買物がしづらいとかという相談があったりしたんです。なかなか今のコミュバスで利用客が減少して、それに合わせたダイヤにという説明も受けたんですけども、そうしたら、もう少しコンパクトな移動手段を考えたらどうかと思うんですけど、どうですか。

【佐藤（正）副委員長】 畠山課長。

【畠山都市計画課長】 まず、住居表示のほうなんですけれども、2点目の不便さという部分で、お答えを先にさせていただきたいと思います。実際、住居表示版なんですけれども、現状、時間が経過していて見にくくなっているという部分はございます。主に、こちらを目安とする方につきましては、お住まいの方というのは、もうほとんど把握されている状況かと思います。そうしますと、ある程度、町外から来られた方とか、そういった方で若干、案内が分かりづらいという部分が生じるかというのは感じているところでございます。

そういった中でも、こちらの住居表示版と併せて、あと、地図的なものとか、そういったものも要所、要所に設置している部分がございますので、そういったものも活用していただければと。あとは、昨今、スマホを持たれている方が多い、そういった中でいくと、スマホの地図機能といったものもご利用していただければ、そういったお願いも含めて、町内にいらっしゃった方については、場所等を確認いただければと思っているところでございます。

それと、コミュニティバス南のほうで時間が早いというところでございますが、なかなか道路自体も細いという部分もあって、通れるバスの大きさも限られている。それと、実際利用者さんもゼロではないんですけども、かなり少ないという実態も逆にございます。そういった面も含めていくと、例えば、コミュニティバスのみでそれに対応するというのではなくて、オンデマンド交通であったり、そういった部分を含めて、総合的な交通の在り方というのは考えていく必要があると、我々担当としても考えているところではございます。

【佐藤（正）副委員長】 前田主査。

【前田主査】 では、住居表示の更新の現在の状況でございますが、住居表示は寒川町で最初に行ったのが昭和61年、順次、地区ごとに行っていて、平成3年までに順次、行いました。今、現状、平成26年に岡田の3丁目から8丁目までを更新しました。令和元年に小谷1丁目から4丁目を更新いたしました。今後、予定としては、一之宮3丁目から7丁目地区、それで、あとは一之宮の1丁目、2丁目、8丁目、9丁目、中瀬地区、次に大曲1丁目から4丁目地区についてを、今後、順次更新していきたいと考えております。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 青木委員。

【青木委員】 まず、表示版のほうです。まだまだ残っているというところでは、何とか先ほどもいろいろなことで考えられているということなので、進めていただきたいということと、あと、バスはオンデマンドを含めてということで考えていく必要があるということなので、ぜひ地域によっては、一之宮でも、本当に平塚に寄っているあたりのお住まいの方々が、非常に要望が多いんです。ゼロではないんですけど少ないということなんです、それでも住民サービスという観点からいきますと、そういった要望がありますので、使い勝手のいい、例えば、コミュニティバスに限らず、オンデマンドを含めて、

例えば小さい、本当に軽でもいいので、そんな形の、本当に人数に合わせた大きさの車なりをして、利便性を図っていただきたいと思うんですけど、そういった考えはございますか。最後にお聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 畠山課長。

【畠山都市計画課長】 今後の交通施策という意味合いになろうかと思います。正直なところ、現状で、先ほどもお話ししたように、通れない場所とかが実際あるのも事実です。それとルートも限定されている中というのも事実なわけで、そうすると、今の現状のルートと時間で利用しやすい方もいらっしゃるけれど、そうでない方も当然出てくる話だと思います。今後なんですけれども、例えば、バス、コミュニティバス、それと、例えば自転車であったりとか、あとはタクシー、それとオンデマンドの交通であったり、先ほどお話にありました、例えば軽でもいいからという、そういった車の大きさであったり、総合的な交通の施策を検討していく中で、皆さんが利用がしやすい乗り物であったり、運用の仕方であったりというのは総合的に考えていかなければいけないと思っていますところでは。

今後、高年齢化も進んでいくでしょうし、そういったものを含めていくと、交通については、総合的な枠組みの中で、行政として取り組むべき形、理想的な形というのは常に考えて行かなきゃいけないと思っていますところでは。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 他にございますか。

天利委員。

【天利委員】 私から2点、お聞かせいただきたいんですが、令和3年に向けてどういう取組をしているのかというところで、10ページの公園緑地の問題になるかと思うんですが、多分、樹木の健康診断とか、いろいろな形で町のほうは取り組んでいらっしゃると思うんですが、その中で、先日も非常に強い強風が吹き荒れている中、今後も台風がこれから発生をすると思うんですが、そういったところで、公園の樹木の管理を今後、どうされるのかお聞かせいただきたいのと、あと、もう一つは、15ページのスポーツ施設活性化というところで、緊急事態宣言が解除はされているんですが、その中で、変異株とかいろいろな形でウイルスが蔓延している中で、安全に施設を利用する、一部、空調とか、そういうものがないところもあるんですが、そういったところの管理、これから夏に向かってですけれども、空調が管理されていない、設置されていないところをどう令和3年に向けてやられるのか、その2点をお聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 畠山課長。

【畠山都市計画課長】 まず、1点目の公園樹木です。こちらの台風といったものに対する、倒木であったりとかという部分への対応ということでございます。先般の台風を受けまして、公園の樹木、特に高木なんですけれども、こちらは損害等を与える影響が大きいというのも改めて認識したところでございます。そんな中で、今までの取組としては、危険な樹木といったものを、職員のほうで現地調査してまいりました。その中では、委託で携わってくださっています、造園業者さんからの情報とか、そういったことも含めた形なんです、そういったことで調査をしまして、今現在でも把握して、その時点で把握した危険である樹木が76本ということを確認しております。76本に対して、令和2年度で19本、

対応している状況です。残りが57本あるんですが、こちらの57本については、今後、引き続いて高木の剪定であったり、伐採だったり、そういったもので対応していきたいと考えてございます。

実数としましては、令和2年度は、樹木を66本剪定等、対応してございます。その中に危険と思われる調査したものが19本含まれている。全体としては、調べたもの以外にもお話をいただいたりとかという中で、優先順位が高まったものもあるという中で対応してきている状況です。

それと、あと、次年度からなんですけれども、樹木とか公園の施設の損傷については、今、想定させていただいているのが建設業界の方々と、包括的な委託という枠組みの中で契約させていただいて、より機動性を持った中で動くような形で対応していきたいと考えているところでございます。

それと、具体的にいくと、体育館施設になろうかと思うんですが、コロナ等の対策ということでございますが、ここで緊急事態宣言がひとまず明けているという状況になってございますが、今、行っている人数制限、換気は空調等があって、窓も開けられるところについては当然、引き続きやっていくんですけれども、密閉されている部分、例えば、授乳室といった部屋であったり、窓がない部分については、基本、今は使えないという形にしてあります。窓が開いている部分については窓を開ける。空調も使えば空調も使うという中で、取りあえず3月末までは今、人数制限は約半分ぐらいに絞っているんですけれども、その絞った中で運営をしていくという形で考えています。

その後の状況によって、見ながら、なるべく安全な側の視点で、利用を皆さんにさせていただくという流れになっていくかと思います。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 天利委員。

【天利委員】 ありがとうございます。公園緑地のほうは分かりましたものですから、令和2年からずっとやられているというところで、ぜひ継続してやっていただきたいと思っておりますので、この部分は結構でございます。あと、もう一つはスポーツの施設については、人数制限といった形で、感染症というところで対応を取っていらっしゃるということで、一部、窓があってもなかなか外の外気が入ってこないところも中にはあるんです。そういったところを加味しながら、利用者が感染にならないような形で対応策を取っていただければと思いますので、これは意見としてということです。

【佐藤（正）副委員長】 よろしいですか。他にございますか。

茂内委員。

【茂内委員】 よろしくお願ひします。タブレット7ページになりますが、空き家対策事業費のことについてお尋ねします。

空き家と言いましても、持ち主の方が財産として幾つか持たれているのをずっと住まなくなっちゃったりとか、あと、お仕事の関係でそこに住まなくなり、長いこと年月がたつとか、あと、年老いた方が親御様が亡くなられてそのままになったりとか、いろいろな状況とか状態があると思うんですけれども、町でいう空き家対策という、空き家の建物の判断基準を教えてくださいたいと思います。

【佐藤（正）副委員長】 畠山課長。

【畠山都市計画課長】 こちらの判断基準なんですけれども、こちらは具体については、今、計画策定と合わせて、空き家対策のマニュアルというものを作ってまして、そちらのほうで盛り込んでいく

というところで考えております。

そういった中で、対象としているのが、純然たる空き家です。人が住んでいない。それと、空き家とになってしまうであろうと、例えば、高齢者の方が長らくお一人で住んでいる空き家だったりとか、長期海外に行ってしまう可能性がある方のおうちだったりとか、そういったものも含めて、空き家を我々が監視するということ変ですけれども、把握する空き家の枠組みとしては考えております。実際の部分でいくと、具体でいくと、空き家であっても管理されていれば、近隣には全く迷惑がかかったりもしない、木も草も整備されていれば、虫も寄ってこないという状況もありますので、そういったものも含めた中で、町が率先して携わっていく空き家というものは判断していければと思っているところです。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 空き家が大きな問題となっている中で、令和3年度は空き家対策の計画の策定を行うということですが、空き家についての対策計画を策定した上で、具体的にどのような対策を実行しているのか、お考えがあればお聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 畠山課長。

【畠山都市計画課長】 空き家の具体的な対策なんですけれども、現状でいくと、寒川町の中でいわゆる特定空家と言われる、周りに危険性を及ぼすような空き家というのは、今現在はないという状況なんです。そういった中で、我々がまず目指さなきゃいけないものは、空き家を出さない、増やさないというところに主体を置いていきたいと考えています。そういった意味でいくと、予防ということになってくるんですが、例えば、空き家を放置しておくことによって、税制の面でデメリットがあるとか、あとは、例えば、我々と空き家の所有者の方とお話ししていく中で、維持管理はこういった形でやったほうがいいんじゃないかとか、そういった対策を、動きをしていきたいと思っているところです。

今現在も、おくやみコーナーを町でやっていますけれども、そちらとも連携した形で、そういったところに来られた方に、我々の担当も行って、もし空き家になるのであれば、こういった形を取ったほうがよろしいですとか、そういったこともさせていただいていますので、まずは予防というところに力を注いで対応していきたいと思っています。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 よろしいですか。他にございますか。よろしいですか。

横手委員長。

【横手委員長】 公園でベンチが、例えば3つあったとして、1つが壊れてしまいましたといったら、正常なところ、普通は3つあるので、これは壊れているところを修繕するじゃないですか。ところが、あるところで、きれいなものを壊れているものと交換しちゃって、要するに、3つを2つにしていたことはありますか。そういうことじゃない、そういうことじゃない。それで、それをやるんだったら、どうせだったら、ちゃんと修繕するなり、新しいものにするなりにしたほうがいいんじゃないかという声を、実は結構いただいている、周りの方たちから悲しいベンチの話というタイトルがついていたんですけども、それについて、何かご意見があったらお聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 畠山課長。

【畠山都市計画課長】 今、ベンチの話なんですけれども、実際、そういった形で対応せざるを得なかったというのはございます。本来、もともとあったものを、そのまま修復を全てができればいいんですけれども、いかんせん数が多いという状況がございます。我々としては、できるだけ遊具もそうなんですけど、現状維持というところを何とかしたいと思っているんですが、壊れたまま危険であったりとか、だけでも、全部、直すまでもないという状況の場合には、ほかの部材を移植したりとかという形でまとめているものはございます。現時点においては、できれば集約化というイメージでお捉えいただければと思っております。

【佐藤（正）副委員長】 横手委員長。

【横手委員長】 十分分かります。それは仕方ないと思うので、ただ、見えずらだと思っているんです。見え方だと思っていて、もう少し、だったら色を変えとか、例えばですけど、ほんのちょっとした工夫かと思っていて、そうしないと「あーあ」とみんな思っちゃうんです。この一言に集約されていて、「あーあ」という言葉に。そういうことのないように、皆さん、税金を使っていて、子どもたちを遊ばせて、こんなところにも気を遣ってもらえないんだという人がたくさんいる、結構な数いたりするので、そこのところには、ぜひ今後、お気遣いいただいて、何らかの工夫、もしどうしても集約するのなら、もう少し工夫をしていただけるように要望して、僕の質問を終わりたいと思います。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労様でした。

以上で、都市建設部都市計画課の審査を終わります。

暫時、休憩いたします。

再開は15時45分といたします。

【横手委員長】 では、休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

続きまして、拠点づくり部倉見拠点づくり課の審査に入ります。

それでは、執行部の説明をお願いいたします。

廣田拠点づくり部長。

【廣田拠点づくり部長】 それでは、これより拠点づくり部の令和3年度の予算審査をよろしく願いいたします。まず、倉見拠点づくり課よりご説明を申し上げます。説明につきましては皆川課長より、ご質問に対しましては出席職員より行いますので、よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 皆川倉見拠点づくり課長。

【皆川倉見拠点づくり課長】 それでは、拠点づくり部倉見拠点づくり課所管の令和3年度予算につきましてご説明させていただきます。倉見拠点づくり課につきましては、組織の見直しによる所管課の変更はございませんので、よろしくお願いいたします。説明に当たりましては、お手元の説明資料を基にご説明をさせていただきます。

予算書は80から83ページの8款土木費2項都市計画費1目都市計画総務費でございます。タブレット端末の倉見拠点づくり課予算特別委員会説明（参考）資料をお開きください。タブレット資料は2ページをご覧ください。ツインシティ倉見地区整備事業費でございます。東海道新幹線新駅誘致及びツインシティ倉見地区のまちづくりの実現に向けた取組を行うものでございます。

8節の旅費については、職員の普通旅費でございます。12節の委託料は、ツインシティ倉見地区まちづくり事業調査委託料で、県をはじめとする関係機関との協議に必要な図面やデータ作成、事業全般にわたる技術的助言等のコーディネート支援を求めるもので152万5,000円を計上しております。

18節の負担金補助及び交付金は3件合わせて155万5,000円で、その内訳は、ツインシティ現地駐在事務所維持運営費負担金100万円、神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会分担金18万円、東海道新幹線新駅誘致地区周辺まちづくり連絡協議会交付金37万5,000円となっております。以上、ツインシティ倉見地区整備事業費の本年度予算額は316万8,000円で、前年度比32万7,000円の減額でございます。

続きまして、タブレット資料は3ページをご覧ください。東海道新幹線新駅整備基金積立金でございます。本積立金は、寒川町東海道新幹線新駅整備基金条例に基づき、新駅設置に要する資金を積み立てるものでございます。本年度は預金利子分の8万7,000円を計上しております。

続いて下表をご覧くださいまして、東海道新幹線新駅整備基金積立金の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は34、35ページの東海道新幹線新駅整備基金利子でございます。預金利子分の8万7,000円分を計上しております。なお、令和3年度末の積立額は6億7,039万3,000円となる見込みでございます。

続きまして、タブレット資料は4ページをご覧ください。都市基盤整備事業基金積立金でございます。本積立金は、寒川町都市基盤整備事業基金条例に基づき、都市基盤整備に要する資金を積み立てるものでございます。この基金につきましては、預金利子分として1,000円を計上しております。

続いて下表をご覧ください、都市基盤整備事業基金積立金の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は34、35ページの都市基盤整備事業基金利子でございます。預金利子分の1,000円を計上しております。これにより令和3年度末の積立額は768万6,000円となる見込みでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【横手委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

黒沢委員。

【黒沢委員】 2点ほど、お伺いします。

まず、倉見拠点づくり課で、今年度も予定していた中で、地元との話し合い等がですね、コロナの中でなかなか進まなかったというお話がこれまでもあったかと思いますが、令和3年度に向けてはどのように進められていくのか、お考えをお聞かせいただければと思います。

それから、新駅整備の基金積立金、これは今年度、5,000万ちょっと積立てられたわけですが、今年度、町長のほうから整備に関わる費用負担の話し合いをしていきたいと思います。テーブルに上げてくださいとお話しした中で、地元寒川として、積立てしないと、利子分だけですとなったときの本気度が図られちゃうんじゃないかという気がするんですけども、毎年のこの部分に対する積立てについての考え、当初、積立てを始めた頃は、毎年、このぐらいずつということで、予定はされていたわけですね。ただ、全然その計画どおりには進んでいないというのが現状だと思いますので、確かに厳しい財政状況の中で難しい判断にはなろうかと思いますが、その辺の担当課としての考えとしてはいかがでしょうか。

以上2点。

【横手委員長】 皆川課長。

【皆川倉見拠点づくり課長】 2点いただきまして、1点目の今年度の地元との働きかけについては、なかなかコロナ禍で事業が展開できなかった中で、来年度についてはどうするのかといった質問でしたが、昨年も10月、11月のコロナがある程度、収まっていた時期に開始させていただきました、地元の協議会の幹事さんを中心とした個別説明を引き続きやっていきたいと思っているほか、本当は昨年度、一昨年度から予定をしていたブロック別町内会ごと、あるいは生産組合別ごと、それと、地元の各種団体の皆さんとグループで説明をしたいというのは地元の協議会の会長の希望でもございましたので、それを実践するつもりが、コロナで出鼻をくじかれてしまったという状況でございます。

今後、コロナの終息を見てと、なかなか難しいところなんですけども、ワクチンの関係で、世間的にも、ある程度の集会、あるいは説明会ができるような状況になりましたら、すぐさまできるよう、各幹事、個別の対応ができておりますので、そういった部分の準備はしっかりと、夏場から秋口にかけて、ある程度ワクチンが普及しましたら始めたいと思っております。

それと、2点目の積立金について、2年度も5,000万ほど計上させていただいた中で、コロナ対策として、補正予算で減額という形で、現在、利子分というところになっております。次年度、3年度につきましても、現在は積立て部分というのは全くない状況で、利子分だけの計上とさせていただきましたが、これにつきましては当然、同盟会、県をはじめ10市町の中で、他市の方々に対しては、町のやる気度を示さなきゃいけないところなんですけども、当初はこういった形での予算計上となつてございますが、当然、財政的に余力があれば、年度途中で、補正を組んでいただくようお願いできる形で、担当課としては、引き続き、予算要求をしていきますけれども、現在はこういった形でございますので、こういう状況で現状はやらせていただきたいと思います。

以上です。

【横手委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 積立てに関しては難しい判断、こういう社会状況もありますから納得はしますが、なかなか積立金の途中の補正予算は多分考えられないんだろうと思いますし、そこはしっかりと、期成同盟会等での寒川の動向というのはしっかり見ていると思います。また、県もそういうスタンスで町のほうを見ていると思いますから、その本気度というのはこういうところに出てくるのかと思いますので、今後については、しっかりと計画的に積み立てていくという方向にしていくべきだろうと思いますので、よろしくお願いします。

それから、今年度のブロック別での説明会等を計画していたけれども、なかなか思うように進まなかったということでございます。それについては、来年度に向けて、しっかりと準備をしていますということでございましたので、しっかりと取り組める時期が来るまでに準備をしっかりといただく中で、しっかりと地元との意識共有であつたりとか、しっかりと情報提供であつたりとか、実になる事業となるように準備を進めていただければと思いますので、その辺について、もう一段、深く何かコメントありましたら、お答えいただきたいと思います。

【横手委員長】 皆川課長。

【皆川倉見拠点づくり課長】 ありがとうございます。地元の協議会につきましては、会長と常にコンタクトを取りながら、やり取りをさせていただいています。ブロック協議会を再開するに当たっては、一番重要になるのは、各ブロックの代表となっている幹事さんになりますので、そういった方々と、日頃早いうちから準備段階でお話をしながら進めていくと同時に、説明する内容についても、内部で十分精査した上で、皆さんに分かりやすいような形で説明ができるような内容を、今後も検討していこうと思っております。よろしくお願いします。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

青木委員。

【青木委員】 3ページの積立金について質問させていただきたいんですけど、今回、コロナの影響でということで、今、聞きましたけれども、積立てできなかったということで、今、コロナもありますし、見通しがつかない中、いつ新駅に取りかかるかということが見えなくて、積立金も今、6億7,000万ある中で、6億7,000万というのは、町民の方々に役に立つような使い方をするべきだという考えでいるんです。なので、積立金をやっているのは、去年も聞いたときに、ほかの期成同盟に参加されている自治体は積立金、その答えについては、町の財政レベルが違うからという答えはいただいたんですけど、周りの自治体は積立金の積立てをやっている自治体は、今回はやっているかどうか、分かれば、その辺のところもお答えしていただきたいんですけど、そういった中で、寒川町だけ積立金をしてもという感じになるんですけど、どうでしょうか。

【横手委員長】 皆川課長。

【皆川倉見拠点づくり課長】 まず、同盟会の会員市で、積立てをしているかというお問合せについては、以前も委員のほうからご質問があった件がありまして、調べましたところ、積立金をしている市はないという状況でございます。

これにつきましては、新駅を設置する地元市町として、ある程度、責任をもってしっかりと駅が設置できるとなったときに、地元として負担すべき応分の負担をしなければいけないということで、行っているところでございます。関係市町につきましては、駅設置の費用について、まだ負担の議論が十分にされていないところでございますので、当然、なかなかその辺の積立てる事情としては、各市では難しいのかと思います。当然、それなりの負担をしていただく気持ちではいていただくことにはなるんですけども、その辺は難しいかと思っております。

あと、基金について、ほかの事業に回すべきだといったご意見だと思いますけれども、当然、町全体の財政の予算につきましては、財政当局をはじめ、十分しっかり精査した上でやっていただきますので、新駅、倉見拠点づくり課としての予算として応じてもらう分は、こちらのほうで配分してもらうところで、ほかの事業はしっかりそちらでやっていただければと思います。

以上です。

【横手委員長】 よろしいですか。ほかに質疑のある方。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、ここで質疑を打ち切りといたします。ご苦労様でした。

以上で、拠点づくり部倉見拠点づくり課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【横手委員長】 それでは、休憩を解いて、特別委員会を再開いたします。

続きまして、拠点づくり部田端拠点づくり課の審査に入ります。

執行部の説明をお願いいたします。

廣田部長。

【廣田拠点づくり部長】 続きまして、拠点づくり部田端拠点づくり課より令和3年度の予算審査をよろしくお願いいたします。説明に当たりましては飯尾課長より行います。よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 飯尾田端拠点づくり課長。

【飯尾田端拠点づくり課長】 それでは、拠点づくり部田端拠点づくり課所管の令和3年度予算につきまして、予算特別委員会（参考）資料により、説明させていただきますのでよろしくお願いします。なお、田端拠点づくり課については、組織の見直しによる所管課の変更はございませんので、よろしくお願いします。それでは、お手元に配付させていただいております説明資料を基にご説明させていただきますので、よろしくお願いします。

予算書は82、83ページの8款土木費2項都市計画費1目都市計画総務費のうち田端西地区まちづくり事業費でございます。なお、タブレット資料は2ページ目をご覧ください。

田端西地区まちづくり事業費であります。が、圏央道寒川南インターチェンジ周辺の田端西地区において、新たな産業集積拠点としての整備を担う寒川町田端西地区土地区画整理組合に対して、公共施設整備に係る費用などについて、助成金の交付を行うものでございます。8節の旅費につきましては県や国などの関係機関との協議、会議などへの出席に伴う職員の普通旅費。需用費につきましては、土地区画整理組合に対しての支援に必要な書籍や消耗品の購入費でございます。

次に、負担金補助及び交付金につきましては、土地区画整理組合の事業費のうち、道路、公園や公共下水道などの公共施設整備に係る調査設計費の一部や工事費についての助成金の交付を行うものでございます。

続きまして、下の表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は40、41ページの田端西地区まちづくり事業債については、土地区画整理組合に対する助成金に充てております。本年度、助成額、3億3,830万円のうち、2億600万円を充当しています。続いて、増減の理由なんですけれども、負担金補助及び交付金につきましては、土地区画整理組合の事業期間7か年のうち、各年度における事業進捗により増減するものであり、令和3年度においては、前年比で増加となっております。

その他、田端西地区土地区画整理事業の助成金の交付の庁内体制についてご説明させていただきます。田端西地区土地区画整理組合に対する助成金交付のうち、公共下水道整備に関する助成金の交付は都市建設部の下水道課所管の下水道事業特別会計において行います。公共下水道以外の公共施設である道路や公園などの整備に対する助成金については、田端拠点づくり課で行ってございます。

以上で田端拠点づくり課所管の令和3年度予算につきまして説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【横手委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

す。

青木委員。

【青木委員】 特別委員会でも、自分も特別委員会に入っていたときに、説明を受けたときに、増える予定じゃないですか。予定していた額よりいろいろと事情があつて。税金を投入するわけですから、その点は町民の皆さんの負担になるわけですから、区画整理という性格もありますけども、増やさないための、増やさないというか負担にならないような進め方というか、留意している点とかはあるんですか。町の予算を計上しなければいけない事態にならないような何か施策とか考えというのはありますか。税金を投入するわけですから、田端西地区に、これは寒川全体の皆さんからの税金からということになりますので、そういった点で、税金の負担にならないように留意している点、注意している点ということの考えをお聞かせください。

【横手委員長】 飯尾課長。

【飯尾田端拠点づくり課長】 田端西地区の事業費に対して、前回、特別委員会でも事業費が上がっていきますという中で、事業費が上がらないような工夫という形のご質問だと思います。この辺、土地区画整理事業、確かに大きな事業費が投入される中で、当然、当初の見積もりから少しずつ、設計だとか、細かい部分について詰めていくと事業費については上がっていくということが、ある程度は想定される中で、当然、効率的に事業の費用というのは積算していかなきゃいけない。あと、執行していかなきゃいけないということになります。

そのためにも、田端西地区については、業務代行者が一括して入って、その辺のノウハウを取り入れながら、区画整理事業を進めているという形で、その辺がメリットの1つと考えてはおります。

以上です。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。よろしいですか。では、ここで質疑を打ち切ります。ご苦勞様でした。

以上で拠点づくり部田端拠点づくり課の審査を終わります。お疲れ様でした。

暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

続きまして、拠点づくり部寒川駅周辺整備事務所の審査に入ります。

それでは、執行部の説明をお願いいたします。

廣田部長。

【廣田拠点づくり部長】 それでは、拠点づくり部、最後になります。寒川駅周辺整備事務所所管の令和3年度予算について、予算審査をよろしくをお願いいたします。説明に当たりましては飯田所長より行います。よろしくをお願いいたします。

【横手委員長】 飯田所長。

【飯田寒川駅周辺整備事務所所長】 それでは、拠点づくり部寒川駅周辺整備事務所所管の令和3年度予算につきまして、予算特別委員会説明（参考）資料により、ご説明させていただきますのでよろしく申し上げます。なお、寒川駅周辺整備事務所につきましては、組織の見直しによる所管課の変更はござ

いません。また、事業の組替え等により、令和2年度の事業名から変更がある場合は、説明参考資料の事業名の右側に前年度の事業名を記載しておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。予算書は78ページから83ページの8款土木費2項都市計画費3目駅周辺整備費でございます。なお、予算の増減理由等につきましては、タブレット資料の備考欄をご覧くださいませようお願いします。タブレット資料は2ページ目をご覧ください。職員給与費であります、事務所職員2名の人件費でございます。

タブレット資料3ページをご覧ください。寒川駅南口整備事業費であります、これは南口の整備を行うためのものでございます。14節の工事請負費です。これは昨年度に取得した一之宮1丁目185から187番地の土地を道路改良工事するための工事請負費でございます。工事の内容は、タブレット資料6ページに記載のとおり、舗装工事を730平方メートル施工するものです。工事の位置はタブレット資料7ページの図1に載せていますのでご覧ください。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明させていただきます。タブレットの資料は4ページ、予算書は24から27ページ、13款使用料及び手数料1項使用料4目土木使用料4節土地区画整理使用料、5,000円でございます。こちらは寒川駅北口地区区画整理事業区域内の事業用地にある電柱の占用に伴う使用料です。

続きまして、予算書34、35ページの16款財産収入2項財産売払収入2目不動産売払収入1節不動産売払収入8,590万でございます。こちらは寒川駅北口地区土地区画整理事業区域内の町有地、3件分の土地の売払い額でございます。

続きまして、予算書36ページから39ページの20款諸収入4項雑入1目雑入5節土木費雑入のうち寒川駅土地区画整理事業清算金83万6,000円でございます。これは権利者から施行者に支払っていただく徴収清算金でございます。徴収清算金は、金額に応じて最長5年の分割納付が申し出により可能です。7名の方が分割納付の申し出をされ、そのうち3名の方が完済されましたので、残り4名分となり、令和3年度分の納付額でございます。

続きまして、タブレット資料は7ページ目をご覧ください。8款土木費2項都市計画費3目駅周辺整備費の土地区画整理事業事務経費及び土地区画整理事業費であります、令和2年度に北口緑地の長期借地契約の解約に伴い、令和3年度から予算計上を廃止するものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【横手委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方、挙手をお願いいたします。

青木委員。

【青木委員】 7ページの工事内容にお尋ねしたいんですけども、この工事費は今、見ますとアスファルトを、多分仮アスファルトを引いているんだと思うんですけど、それで、周りに単管が埋め込まれているじゃないですか。その工事費はどのぐらいにかかったんですか。教えてください。

【横手委員長】 それは決算のあれだから要るんですか、その先の何かで。

【青木委員】 どのぐらいにかかったのかだけちょっと……。

【横手委員長】 飯田所長。

【飯田寒川駅周辺整備事務所長】 今年度の工事費ということのお伺いでよろしいでしょうか。

今回、来年度、予算計上している箇所部分につきましては、その場所とほかの部分も含めての工事を今年度、発注をしていますので、その3か所分の費用でよろしいでしょうか。3か所分の費用ですと約400万ちょっとだったと思います。

以上です。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 更地にした後仮舗装したわけというのをお聞きしたいんですけど、というのは、アスファルト舗装しなくても、そのまま更地にして、周りを入れないようにすれば、そんなにお金がかからなかったのかと思ったので、単純にそういう質問になりました。それだけ教えてください。

【横手委員長】 飯田所長。

【飯田寒川駅周辺整備事務所長】 今回、舗装をさせていただいたのは、そのまま空き地の状態というのと、管理を我々が今度していく上で、除草ですとか周り、近隣への部分とかも含めて、取りあえず除草対策という部分で舗装のほうをさせていただいております。

その後、来年度に向けては、その部分を本格的というか、工事のほうを施工していきたいと思っております。

以上です。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 除草対策ということで、お金はどっちがかかるのか、管理もしなきゃいけないということで分かりました。煩わしさもあるということで、その辺は分かりました。その辺は分かりましたので、よろしいです。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

佐藤副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 3件の土地の売却収入というところがかなり高額に計上されていたんですが、これはどこの土地になるんですか。それを教えていただきたいのと、あと、もう1点、今、話題になっていた、7分の7ページのところの土地なんですが、これは令和3年度、舗装した上で、令和3年については何かしらの用途は想定しているのかどうか、お答えいただきたいと思います。

【横手委員長】 飯田所長。

【飯田寒川駅周辺整備事務所長】 まず、1点目についてなんですけれども、土地の3か所の場所なんですけど、まず、1か所目につきましては、現在、富士スーパーの駐車場、その隣の土地が町有地になっております。それと、個人名であれなんでしょうけど、大久保自動車の裏方のほうにも町有地がございます。それと、新町集会所の南方にも町有地がございます、その3か所を売る予定にしております。

それから、2点目の工事の部分なんですけど、現在、今年度取得した土地、それと今年の1月に契約できた土地が、ちょうど隣の家が今、更地になっているところの隣も、買収がここで決定をしましたので、これから除却をした後に、その土地自体を利用して、できるだけ駅利用者の利便性と交通の安全対策に向けて、今、警察のほうと協議をしながら、進めていきたいと思っております。

以上です。

【横手委員長】 佐藤副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 後段のほうは分かりました。それはしっかり活用していただけるという協議はしていただければと思います。3件土地を売却ということなんですが、これは当然町として、もう売っちゃったら当然、元には戻らないというか、そのままだと思うので、しっかり町として、もう今後活用する見込みというものがないから売却するという判断、その判断をしっかりしたのかどうかということをお答えいただきたいと思います。

【横手委員長】 飯田所長。

【飯田寒川駅周辺整備事務所長】 この3件の土地については、令和元年度というか平成31年度に、一度ネットオークションで上げております。その後、令和2年度になっても、再度、公有財産のネットオークションのほうに販売を掛けている経緯があります。いろいろと内部で検討したんですが、やはり売っていかうということで、来年度、それに向けてやっっていこうという形で今、考えているところです。以上です。

【横手委員長】 要はずっと売っていて、売り続けるということですか。

（「はい」の声あり）

【横手委員長】 追加で何かありますか。大丈夫ですか。

廣田部長。

【廣田拠点づくり部長】 補足なんですけれども、ただいま課長のほうで申し上げました、町としての必要性については、庁内できちんと手続を踏んだ上で売却するという判断に至っております。そもそもこの土地なんですけれども、北口の土地区画整理事業を行った土地の区域内にありまして、基本は土地利用を促して、土地利用をしていただきたいんです。民間に売却することによって、相応の土地利用をしていただく区域にありますので、そもそもの事業の目的の範囲内で達成していただきたいと。

併せて、土地利用をしていただければ、税収増も見込まれますので、その辺も期待した上で、今回の売却の判断に至ったということでございます。

以上です。

【横手委員長】 では、ここで質疑を打ち切りたいと思います。ご苦労様でした。

以上で拠点づくり部寒川駅周辺整備事務所の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

【横手委員長】 それでは、休憩を解いて、特別委員会を再開いたします。

続きまして、会計課の審査に入ります。

それでは、執行部の説明をお願いいたします。

石川会計管理者（兼）課長。

【石川会計管理者（兼）会計課長】 皆さん、こんにちは。これより会計課が所管いたします令和3年度の予算につきまして、私から説明をさせていただきます。なお、会計課につきましては、組織の見直しによる所管課の変更はございませんので、よろしくお願いいたします。それでは、座って説明させ

ていただきます。

予算書は50ページ、51ページの上段、2款総務費1項総務管理費5目会計管理費でございます。

タブレット資料は110番の会計課の2ページをお願いいたします。こちらは会計課における事務的な経費でございます。8節の旅費につきましては、職員の普通旅費でございます。10節、需用費の印刷製本費は、各課で使用する封筒と口座振替依頼書の印刷代でございます。3年度は封筒枚数の増、及び口座振替依頼書の費用を計上しておりますので、増額となっております。12節委託料につきましては、現在、税や保険料などの口座振替データを各金融機関とフロッピーにより受渡しを行っておりますが、令和4年度より口座振替データの伝送化を予定しておりますので、令和3年度はその導入費用でございます。

この会計管理事務経費に対する特定財源につきましては、下表の歳入番号①、予算書は38、39ページの上段の下水道事業事務費負担金334万円で、このうち9,000円を印刷製本費に充てております。

次に、歳入の一般財源でございますが、予算書は36ページ、37ページので、タブレット資料は3ページになります。20款諸収入の預金利子でございます。会計課で保管しております資金を定期預金にすることにより利子を得ているもので、3万4,000円を見込んでおります。

以上、会計課の説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【横手委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

黒沢委員。

【黒沢委員】 今、委託料のお話の中で、今年度まではフロッピーを使っていたのかという事実を知ってびっくりしたんですが、口座振替データ伝送業務なんですけど、これがデータでやり取りをするようになるということなんですけど、セキュリティーの部分ですとか、それから具体的に、どういう作業を会計課のほうでやるようになるのか、その辺をもう少し詳しくお聞かせいただけますでしょうか。

【横手委員長】 石川課長。

【石川会計管理者（兼）会計課長】 まず、セキュリティーでございますが、LGWANの回線でやり取りをするということを前提に考えております。今のフロッピーの作業は、電算室の担当のほうで、毎月、振替データのデータを作業で抽出してフロッピーに落とし、それを渡しているんですが、それがデータで行くということなので、作業工程はさほどフロッピーにする、伝送するというのでは変わりはないかと考えております。

以上です。

【横手委員長】 いいですか。ほかに質疑のある方。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

【横手委員長】 ないようなので、ここで質疑を打ち切りたいと思います。ご苦労さまでした。

以上で会計課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【横手委員長】 それでは、休憩を解いて特別委員会を再開いたしたいと思います。

続きまして、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

それでは、説明をお願いいたします。

芝崎選挙管理委員会事務局書記長。

【芝崎選挙管理委員会事務局書記長】 それでは、選挙管理委員会の令和3年度予算につきまして、予算特別委員会資料により、説明させていただきます。よろしくお願いいたします。選挙管理委員会につきましては、組織の見直しによる所管課の変更はございません。

それでは、予算書は60、61ページの2款総務費4項選挙費1目選挙管理委員会費です。タブレット資料2ページをご覧ください。職員給与費ですが、職員2名分の給料、職員手当等及び共済費です。

次に、タブレット資料3ページをご覧ください。事務局経費であります。事務局の運営を行うための経費であります。報酬は、選挙管理委員4名及び委員補充員4名の報酬。報償費は、町選挙管理委員会表彰の記念品代。旅費は、職員及び委員の会議への交通費であります。増額は、湘南4町による湘南地区選挙管理委員会連合会の当番町の変更によるものです。交際費は、委員長の慶弔費。需用費は選挙関係の法令集等追録代や図書等の消耗品であります。増額は令和3年6月17日で選挙管理委員が任期満了に伴うバッチ購入代であります。役務費は、不在者投票及び在外選挙人資格調査の郵送料。負担金補助及び交付金は、湘南地区選挙管理委員会連合会負担金であります。

続いて、下表をご覧ください。事務局経費の特定財源は、歳入番号①、予算書は34、35ページ、在外選挙特別経費委託金4,000円で、在外選挙人資格調査郵送料に充てるものです。

次に、タブレット資料4ページをご覧ください。2目選挙啓発費、選挙常時啓発事業費であります。明るい選挙の推進や選挙啓発のための経費であります。旅費は、県の明るい選挙推進研修会等への参加に伴う交通費であります。増額は、神奈川県三浦湘南地区明るい選挙推進協議会の当番町の変更によるものです。需用費は街頭での選挙啓発用物品代として、昨年度計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染症により、啓発については見直しを行いたいと思いますので、予算につきましては、皆減しております。負担金補助及び交付金は、町明るい選挙推進協議会への補助金であります。

次に、タブレット資料5ページをご覧ください。3目衆議院議員選挙費の衆議院議員選挙経費であります。これは令和3年10月21日に任期が満了するため、選挙を執行するための経費であります。報酬は、投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人、期日前投票管理者、期日前投票立会人及び会計年度任用職員の報酬。職員手当等は、期日前投票事務及び投開票事務に係る事務従事者及び書記の時間外勤務手当。共済費は、会計年度任用職員の社会保険料負担金。報償費は、ポスター掲示場設置場所謝礼。旅費は、選挙事務担当者会議等への交通費及び会計年度任用職員の通勤手当であります。需用費は、選挙事務用物品の消耗品費、期日前立会人、投票立会人の食糧費、投票所入場整理券、指名掲示等の印刷製本費であります。役務費は、投票所入場整理券や不在者投票等の郵送料及び投票用紙自動交付機や計数機等の点検手数料であります。委託料は、ポスター掲示場設置及び撤去委託料、選挙公報の配布委託料、投票事務及び期日前投票事務従事等の人材派遣委託料及び期日前投票システムや当日の投票システムの運用サポート業務委託料であります。使用料及び賃借料は、投票所用会場借上料、投票所用スポットクーラーの借上料、投票所から開票所までの投票箱送致用タクシー使用料及び当日投票システム用端末の借上料等であります。備品購入費は、開票時に使用する自書式投票用紙読み取り分類機、表裏反転

ユニット1台分であります。

続いて、下表をご覧ください。衆議院議員選挙経費の特定財源は、歳入番号①、予算書は34、35ページ、衆議院議員総選挙執行経費委託金2,157万2,000円で、衆議院議員選挙経費に充てるものです。

次に、タブレット資料6ページをご覧ください。休止及び廃止等事業であります。令和2年度に行われた町議会議員選挙に係る経費で、基本的に4年に一度の事業でありますので廃目となっております。

以上で選挙管理委員会事務局の説明を終わります。ご審査をお願いいたします。

【横手委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。大丈夫ですか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、質疑がないようなので、ここで質疑を打ち切りたいと思います。ご苦労さまでした。

以上で選挙管理委員会事務局の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【横手委員長】 それでは、休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

続きまして、監査委員事務局の審査に入ります。

それでは、執行部の説明をお願いいたします。

磯崎事務局長。

【磯崎監査委員事務局長】 それでは、監査委員事務局所管の令和3年度の予算につきまして、予算特別委員会説明資料により、説明資料は私、磯崎が、質疑につきましては遠藤主査と2人で対応いたしますので、よろしくお願いいたします。なお、監査委員事務局につきましては、組織の見直しによる変更はございません。

それでは、説明させていただきます。予算書は62、63ページの2款総務費6項監査委員費1目監査委員費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。職員給与費については、職員2人分の給与、職員手当等共済費でございます。財源については一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料は3ページをご覧ください。監査委員事務運営経費であります。監査委員が行う検査、監査、決算審査等の実施に伴う経費でございます。

1節の報酬については、監査委員2名分の報酬。旅費は、監査委員の費用弁償と職員の普通旅費。交際費は監査委員交際費。需用費は、追録代等の消耗品費。負担金補助及び交付金は、湘南地区監査委員連合会及び神奈川県町村監査委員協議会への負担金でございます。財源については、一般財源でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、質疑がないようなので、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で監査委員事務局の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は16時55分といたします。

【横手委員長】 休憩を解いて、特別委員会を再開いたします。

暫時時間延長いたします。

それでは、続きまして、消防本部消防総務課、予防課、消防署の審査に入ります。

それでは、執行部の説明をお願いいたします。

小林消防長。

【小林消防長】 皆さん、こんにちは。それでは、消防本部消防総務課、予防課、消防署所管の令和3年度の予算につきまして、審査をお願いいたします。説明につきましては、一括で濁川消防総務課長が、質疑につきましては、出席職員で対応しますので、よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 濁川消防総務課長。

【濁川消防総務課長】 それでは、総合本部消防総務課、予防課、消防署所管の令和3年度予算につきまして、予算書及び説明資料を基に、ご説明させていただきます。また、消防総務課、予防課、消防署につきましては、組織の見直しにより所管課の変更はございません。なお、事業の組替え等により、令和2年度の事業名から変更がある場合には、説明資料の事業名の右側に、前年度事業名を記載しておりますので、よろしくお願いいたします。

タブレット資料140、消防総務課、予防課、消防署をお開きください。2ページをご覧ください。令和2年中の火災と救急の状況を掲載してございます。火災件数は17件で、前年に比べ1件の増となり、救急出動については2,281件で、前年より111件の減となっております。

それでは、ご説明させていただきます。予算書は84、85ページの9款消防費1項消防費1日常備消防費でございます。令和3年度の消防費の予算総額は6億9,821万5,000円で、前年度当初予算額は7億4,189万5,000円であり、前年度比では5.9%、4,368万円の減となっております。これは、消防広域化に伴う職員用被服の購入及び東京オリンピック活動用備品購入が皆減となったためでございます。

タブレット資料10ページをご覧ください。令和3年度の消防費予算につきましては、記載のとおり、事業の組替え等により大きく変更してございます。事業の統合、新設、分割、名称変更等を表にしてございます。令和2年度の中事業では17事業ございましたが、新たな総合計画や令和4年度から実施する茅ヶ崎市の消防広域化を見据え、14事業を統合、1事業を2分割するなど、合計6事業とさせていただきます。

それでは、タブレット資料は3ページにお戻りください。職員給与費でございます。消防職員60人分の給料、職員手当等共済費でございます。

続いて、下表をご覧ください。職員給与費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は28、29ページの消防費国庫補助金については、東京オリンピック競技大会における江の島に出動する救助隊の活動に要する費用を国が負担するもので、職員の時間外手当に充ててございます。

次に、タブレット資料は4ページをご覧ください。消防体制充実事業費で、あらゆる事案に迅速かつ

的確に対応するために、地域特性を踏まえ、計画的に整備、維持、強化し、消防体制の充実を図る事業でございます。これまでの常備消防管理経費、消防庁舎維持管理経費、火災予防推進事業費、消防活動事業費、救急活動事業費、救助活動事業費、通信業務維持管理経費、消防車両維持管理経費、警備業務維持管理経費、応急手当等普及啓発事業費、消防職員研修事業費の11事業を統合、新設した事業となっております。報償費は、永年勤続団員など被表彰者に対する記念品代。旅費は、各種会議や研修、講習、全国消防庁会などに出席するための職員旅費。交際費は、消防本部における交際費。

需用費、消耗品は再生紙、庁舎管理用のごみ袋、インクカートリッジ、街頭消火器、消防ホース、空気呼吸器用面体、消火薬剤、感染防止衣、シューズカバー、サージカルマスク、N95マスク、吸引器チューブ、人工呼吸器回路、除細動機用バッテリー、ゴーグル、救助ロープ、カラビナなどの購入でございます。需用費、印刷製本費は、火災予防啓発ポスターの印刷。需用費、修繕費は、消防車両の車検、点検、移動式クレーンの法定点検費用で、備考欄に記載のとおり、減額してございます。需用費、被服費は、備考欄に記載のとおり、皆減となっております。需用費、医薬材料費は、救急活動に使用する除細動パットなどの購入。需用費、燃料費は、緊急消防援助隊として出動する際の燃料費及び消防車両12台分の燃料費でございます。需用費、光熱水費は、消防庁舎の電気料、上下水道使用料、ガス使用料でございます。

役務費は、各種郵送料、緊急車両等の携帯電話、庁舎の電話回線及び専用回線の使用料、貯水槽法定点検、消火器処分、空気ボンベ検査、廃棄、救急救命士の特定行為に対する医師からの指導や助言、医師事後検証、毛布及びタオルケットのクリーニング、酸素ボンベ管理、船舶中間検査などの手数料、車検用印紙代、救急救命士消防業務賠償責任、庁舎火災、車両の任意及び自賠責などの保険料でございます。

委託料は、職員の健康診断や肝炎の検査、予防接種、消防庁舎清掃管理、電気設備保安管理事業、消防設備保守点検、高圧空気製造設備定期点検、高度救急医療機器点検、医療廃棄物処理ガス測定器保守点検、潜水器具点検、耐電衣点検、茅ヶ崎と共同運用している通信指令業務、デジタル簡易無線機共通波設備撤去、病院研修等消火薬剤の処分などでございます。

使用料及び賃借料は、放送受信料、公用車での有料道路の通行料、AED、消防庁舎空調設備、自家発電設備、キュービクル設備、当直用寝具などの借上料でございます。

備品購入費は、救命講習などで使用するAEDトレーナー一式の購入でございます。減額理由は備考欄に記載のとおりでございます。

負担金補助及び交付金は、全国消防長会、神奈川県消防長会、湘南地区メディカルコントロール協議会、各教育研修などへの負担金及び危険物安全協会への補助金でございます。

公課費は、車検時の自動車重量税でございます。

続いて、下表をご覧ください、消防体制充実事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は26、27ページの消防手数料、危険物取扱許可及び検査手数料111万円のうち、69万1,000円は予防事務の消耗品、防火ポスターの印刷製本、役務費の消火器処分の手数料に充ててございます。歳入番号②、予算書は28、29ページ、消防費国庫負担金については、消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動に要する費用を国が負担するもので、緊急消防援助隊として出動した場合には、燃料費に充

ててございます。歳入番号③、予算書は28、29ページ、消防費国庫補助金については、東京オリンピック競技大会における、江の島に出動する救助隊の活動に要する費用を国が負担するもので、燃料費に充ててございます。歳入番号④、予算書は30、31ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金は、街頭消火器の購入、指導救命士養成教育負担金、大型自動車免許負担金に充ててございます。歳入番号⑤、予算書38、39ページの救急業務支援金446万9,000円でございますが、高速自動車国道における救急業務に関する覚書に基づき、救急隊1隊当たりの維持費用に高速道路への出動率やインターチェンジ計数等により算出されたもので、全額救急活動の事業費全般に充ててございます。歳入番号⑥、予算書は38、39ページの雑入については、光熱水費に充てており、消防庁舎内に設置してある自動販売機の設置者により電気使用料をいただくもので、光熱水費に充ててございます。

タブレット資料は5ページをご覧ください。02消防広域化準備経費は、新設した経費であり、令和4年度から実施する茅ヶ崎市の消防広域化に伴う準備にかかる経費で、全て皆増となっております。需用費消耗品は、データ移行用のDVD、食料などの非常用品、階級章、職員証、予防啓発用懸垂幕、車両に積載するキーボックス、墜落防止用器具、茅ヶ崎市の住宅地図などの購入でございます。

需用費修繕料は、消防庁舎看板取替え、消防庁舎施設扉交換、スチールドアノブ交換、放水受水等扉交換の修繕でございます。

委託料は、消防本部に設置してございます、防災行政用無線の遠隔装置を茅ヶ崎市消防本部へ移設する委託料でございます。

備品購入費は、茅ヶ崎消防本部職員用として使用する平机、収納ワゴン、事務椅子、災害支援バイク、災害対応特殊救急自動車の購入費でございます。

負担金補助及び交付金は、パソコン、プリンターのリース、ネットワーク構築などの費用で、令和4年4月1日の午前0時から茅ヶ崎消防本部となるため、茅ヶ崎市と事前に回線等をつなぐための経費負担金でございます。

続いて、下表をご覧ください、消防広域化準備経費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は26、27ページの消防手数料、危険物取扱許可及び検査手数料111万円のうち、41万9,000円は予防啓発用懸垂幕の消耗品に充ててございます。歳入番号②、予算書は30、31ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金は消耗品費、修繕費、委託料、備品購入費、負担金補助及び交付金全般に充ててございます。歳入番号③、予算書は40、41ページの消防車両等整備事業債1,220万円でございますが、災害対応特殊救急自動車の購入に充ててございます。

タブレット資料は6ページをご覧ください。予算書は84から87ページの2目非常備消防費、消防体制の充実事業費、消防団活動事業費でございます。消防団員の報酬、退職報奨金、被服費などの消防団運営に関わる経費、消防団員の出動に対する費用弁償や災害活動用資機材、消防団車両の維持管理、整備、更新及び県及び町の操法大会に出場するための事業費であり、非常備消防事務経費と消防団活動事業費を統合し、消防車両等整備事業費の一部を統合した事業になってございます。

報酬は、条例に基づき支給する消防団員178名分の報酬。災害補償費は、消防団員等公務災害補償費の科目設定でございます。報償費は、町消防操法大会入賞者への記念品、消防団員として5年以上勤務された方が退職された場合に支給いたします退職報償金。旅費は、消防団員が災害出動訓練等の職務に

従事した際の費用弁償、需用費消耗品は、階級章、消防ホースなどの購入。修繕料は、消防車両の法定点検、車検などの修繕。被服費は、消防団員被服として、安全確保のため、高性能防火衣、編上靴、耐切創性手袋、雨衣、ヘルメット、皮手袋、防寒服、アポロキャップ、黒長靴で、防火服一式につきましては、新基準のものに更新し、消防団員全員に貸与するものでございます。燃料費は、消防団車両10台分の燃料費。光熱水費は、消防団車庫待機室の水道代、電気代、下水道使用料。役務費は、町消防操法大会の案内はがき代、消防団車庫待機室の浄化槽法定検査手数料、車検の印紙代、火災保険料、車両の任意保険料。委託料は、消防団待機室の浄化槽保守点検委託料。使用料及び賃借料は、県大会時の送迎用バス借上料。備品購入費は、小動第6分団の車両が平成18年11月に更新され、今現在において、車両の走行不能ポンプが使用できないことはございませんが、経年劣化等により、細かい修理や部品交換が頻繁に起きておりますので、様々な災害にも対応できる救助資機材も搭載した小型動力ポンプ積載型消防自動車に更新するものでございます。

負担金補助及び交付金は、公務災害補償や退職報償金等に対する共済基金への掛金、県消防協会等への負担金、消防団活動の運営交付金、デジタル簡易無線機23台分の電波使用料負担金。公課費は、自動車重量税でございます。

続いて、下表をご覧ください、消防団活動事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は30、31ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金は、消防団被服費のうち、防火衣、活動服、編上靴、耐切創性手袋に充ててございます。歳入番号②、予算書は38、39ページ、消防団員退職補助金345万4,000円については、5年以上在団した消防団員に対しまして、退職報償金条例により、階級、勤続年数により支給し、消防団員等公務災害補償等共済基金より、雑入で同額を受け入れるものでございます。歳入番号③、予算書は40、41ページの消防団活動事業債990万円でございますが、小型動力ポンプ積載型消防自動車の購入に充ててございます。

タブレット資料は7ページをご覧ください。予算書は86、87ページの消防施設費でございます。消防施設整備事業費は、町内の消防施設や設備の保守管理を行い、消防施設を最良の状態に保つ経費でございます。需用費消耗品は、分団のホース掛け用ロープの購入。修繕料は、備考欄に記載のとおり、分団車庫の外壁屋根等修繕で、計画上、本年度は行わないため、皆減となっております。

タブレット資料は8ページをご覧ください。消防推移関係経費は、公設消火栓や防火水槽の維持管理を行い、災害時の万全な消火体制の確保を図る経費でございます。消耗品費は、防火水槽等用地借り上げに伴う収入印紙代。役務費は賃貸借契約書類の返信用切手代。委託料は、消火栓表示ライン塗装委託料。使用料及び賃借料は、消防車庫や防火水槽などの土地の借上料。負担金補助及び交付金は、町内消火栓580基の維持管理負担金で、備考欄に記載のとおり、消火栓維持管理経費は前々年度の工事实績により算出されるもので、令和元年度は、平成30年度と比較して修繕等の工事が多かったことから増額となっております。

タブレット資料は9ページをご覧ください。令和3年度歳入予算の概要でございます。予算書は26、27ページの使用料及び手数料でございますが、行政財産使用料の2万円は消防庁舎や消防団待機室などの消防施設内に設置している自動販売機及び電話中などの占用料で、一般財源に充当してございます。

次に、予算書38、39ページの諸収入、その他の4万3,000円でございますが、消防団員福祉共済返戻

金及び事務費で、こちらも一般財源に充当してございます。

タブレット資料は10ページをご覧ください。令和3年度消防費、新旧事業一覧を掲載させていただきました。中事業の常備消防管理経費から消防職員研修事業の11条を、消防体制充実事業費に統合、新設、消防車両等整備事業費は、消防体制充実事業費及び消防団活動を充実事業費に分割、消防広域化準備経費は新設事業、非常備消防事務運営経費は、消防団活動事業費に統合、消防施設整備事業及び消防水利関係経費は大事業の名称変更でございます。

最後に、予算説明資料はございませんが、予算書の6ページをお開きください。第3表の債務負担行為で、上から3つ目、消防広域化に伴う消防救急通信指令システム改修負担金6,999万3,000円でございます。こちらにつきましては、令和4年度から開始する茅ヶ崎市の消防広域化に伴います、指令システムの改修費用で、契約につきましては令和3年度、予算執行につきましては4年度なので、令和3年度から4年度にかけて行う事業となるため、債務負担行為として設定をさせていただきました。令和4年度に予算化し、半額の約3,499万6,000円は県補助金を充当する予定となっております。

以上で消防本部の消防総務課、予防課、消防署の説明を終わらせていただきます。よろしくご審査くださるよう、お願いいたします。

【横手委員長】 説明は終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方、挙手をお願いいたします。

天利委員。

【天利委員】 それでは、何点かお聞かせいただきたいんですが、まず、寒川町の消防力のところで、消防団の備品があるんですけども、ボートを買ったような気がしたんですけど、これはここには載らないのかというのが1つと、あと、もう一つは、5ページの消防広域化の準備経費についてなんですが、いよいよ令和4年4月1日の0時をもって広域化がスタートするということで、多分何も変わらないのではないかと考えております。電話をかけても同じように、今のようなことになるということで、着々と広域化のほうに進める準備をされているということで、円滑な移行が進められているということで、予算額が、4,488万5,000円というのが出てきたのではないかなと思うんですが、その中で一番町民の方が心配、気にしているのが体制のところだと思うんです。目に見えるところの体制、ホームページとか、何回は説明を受けていますので、7回か8回ぐらいか説明を受けているので、大体は我々はよく分かってるんですが、町民に対してのアピールというかPRというか、報告書には書いてあるんです、1本部1省2分掌5出張所という案が示されているんですが、4月1日からすぐにこういう形になると思いがちなので、そういった体制がある程度、整う、我々は説明を受けているので、すぐには体制ができませんというのは重々分かっているんですが、蓋を開けてみたら消防署がなくなってしまったということにならないように、町民の方々に開示できるというか、具体的な内容が示されるというスケジューリングというのは、令和3年について、どのような考えでいらっしゃるのか、そこをお伺いします。

【横手委員長】 甲予防課長。

【甲予防課長】 1点目の令和2年度にボートの備品を買いましたが、令和3年度については、全分団にボートが行き渡りましたので、令和3年度にはボートは購入する予定はございません。

【横手委員長】 濁川課長。

【濁川消防総務課長】 1点目のボートの関係なんですけど、先ほど甲課長が説明したとおり、2年度に10艇、10分団全部に配備させていただき、夏にも訓練をさせていただきまして、昨年度の大雨とか、そういうときのために、団員の方々にそういったものも周知徹底してございますので、来年度につきましても、そういった訓練ができるように計画はしてございます。

実際、2点目の広域の部分の円滑の消防広域化に伴う住民への周知やアピール、PRといった部分のスケジュールといったご質疑かと思います。茅ヶ崎市さんととともに、当然住民の皆様は、令和4年4月1日から消防の広域化がスタートするといった広報を、今現在も調整してございます。同じような質疑が実は茅ヶ崎市議会でもございまして、向こうと今、調整しているのは、条例改正等につきましては、令和3年12月会議でお願いしたいと考えてございます。それで4月スタートで、その後、1月、2月等をかけまして、広報でも特集等を組んでいただけるような形、住民の皆さんに基本的には119番しても何も変わらない、寒川消防の今の救急体制2隊、消防体制1隊という状況が2隊2隊、消防が2隊、救急が2隊という形で配備はされるといった内容だとか、救助事案、例えば、はしご車を使う救助事案についても活用できるといったところとか、広域化のメリットの部分につきましても含めて、広報等周知徹底していきたいと考えてございます。

以上でございます。

【横手委員長】 天利委員。

【天利委員】 私の質問の仕方が悪かったんですけども、最初のボートの件については、もう購入されているので、2番の消防団の防災活動車の下にボートがついてくるのかなという、ただ疑問があったので、それは令和3年3月1日現在と書いてあったので、というところの質問なので、結構です。多分今、ご説明いただけていましたので、ありがとうございます。

それと、あと消防の広域化について、令和3年3月31日……。

【横手委員長】 令和4年3月31日。

【天利委員】 ああ、令和4年3月31日ということなんですが、それで4月1日からという、ちょっと私の感覚では遅いのかなというイメージがあるんですけども、それで十分なのかと、そこが心配です。

【横手委員長】 濁川課長。

【濁川消防総務課長】 1点目のボートの部分、2ページのところに、寒川町の消防力といったところで消防団のところにボードが載っていないというところで大変失礼しました。ボートにつきましては10艇入れていますので、ここに当然載せなきゃいけない部分で、私どもの掲載ミスでございます。大変失礼しました。10艇ということで、次年度以降は確実に載せてまいりたいと考えています。

2点目の広報の部分につきましては、当然平成31年3月27日に両首長、市長、町長で締結をしてございますので決定しておりまして、それまでもパブリックコメントや広報の部分だとかの広報はさせていただいておるんですけど、そこから今現在、期間が開いてございますので、そういったパンフレットとか、そういうのも作成してございますが、町民の方が知らないとかそういったことがないように、広報等につきましては、時期も含めまして、再度検討してまいりたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 よろしいですか。ほかに質疑のある方。よろしいですか。

青木委員。

【青木委員】 今、コロナの中で大変な思いをされていると思うんです、消防団員の方々。コロナ関連で、今回、予算計上は、コロナに対応した備品というものは購入しているんですか。

【横手委員長】 飯塚署長。

【飯塚消防署長】 コロナに対応した備品等を購入しているのかということに対して、一応、特にコロナ関係で特化したものは特に購入しておりません。なぜならば、通常、感染症等の対策に対しては、コロナ以前より慎重に行っていますので、若干、感染予防シートとかマスク等の消耗品は少し余計に買わせていただいておりますが、特にコロナに特化した備品等は購入する予定はございません。

以上です。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 そうですね。当然、そういった対策も取られた上でやっているから、特化しているわけではなくてということは分かりました。実際のところ、すごく気になるところなんですけど、コロナの患者さんを病院に搬送したという実績というのはあるんですか。そこだけちょっと。

【横手委員長】 それは大丈夫ですか。飯塚署長。

【飯塚消防署長】 コロナ患者さんを搬送した実績というのは、本来であれば、コロナ陽性患者は保健所が対応することとなっております。保健所が対応できない場合は、消防に搬送依頼等、もしくは自宅療養者の様態が急変した場合に、患者さん自らが119番して要請してくる場合と2通りあります。現在、昨年の令和2年の7月1日より統計を取っておりますが、令和3年の3月20日現在で、陽性患者は9名搬送しております。

以上です。

【横手委員長】 よろしいですか。ほかに質疑のある方。

佐藤副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 そうしたら、何点が質問いたします。

まず、消防広域化の準備経費とあると思うんですが、いろいろ県からの補助金になりが入ってきているんですが、総務省の資料なんかを見ると、ある程度、国からの交付金なり補助金というのがもう少しあるのかなという感じがしていて、資料だと特別交付税の関係で何らかの形で入ってくるというようなことも書いてあったりしているんですが、その点について、見込み違いがあったのか、それとも何らかの形で今後、交付税なり補助金なり入ってくるということを見込んでいるのかどうかということを教えてください。

2点目が消防団の活動充実事業費のところなんですけど、まず、被服費のところ、被服、活動服を新しくするというので、これについては、機能的なものは今までと変わるのか、向上するのかということをお答えください。

3点目は常備消防の体制については、ある程度、質疑の中で明らかになったと思うんですが、3月から4月の変更がないというところなんですけど、消防団について、ある程度、令和3年度中に、令和4年度を見越した準備というのを何らかの形でしていくのかということについて、お答えいただきたいと思

います。

【横手委員長】 濁川課長。

【濁川消防総務課長】 まず、広域化準備経費の部分で、国からの財政的な支援というか、補助金とか交付金とか、そういったものがあるのかといった部分の見込み違いがあったのかというご質問かと思います。広域化につきましては、当然国や県の財政支援を見込んでおりました。国のメニューの中で、寒川町が実際、補助金として受けられるものは基本的にはそんな多くはございません。財政的支援につきましては県の補助金、こちらにつきましては、先ほど来、説明させていただいているとおり、神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金、こちらは2分の1が割落とすなしで保証されておりますので、こちらにつきましては、2分の1の補助を受けていくといった部分です。

また、国のほうの支援につきましては起債、いわゆる借金です。借金の有利な起債のものだとか、施設の建設をする際に、そういった部分の補助金の部分となりますので、今、準備の段階で、施設をまだ作るという段階ではございませんので、国の財政的支援というのは、基本的には交付税の算定に入る程度で、寒川町の場合、交付税が不交付団体でございますので、それを入れても交付にならないのではないかという見込みで、見込み違いとかそういうことは一切ございません。

2番の被服費、団の被服の部分でございます。こちらにつきましては、視認性等々の向上、いわゆる今、着ていらっしゃる活動服よりもオレンジの部分も結構多くなってございます。副委員長は多分ご覧になったことがあると思うんですけど、現在、倉見の消防分団、第8分団、第7分団の宮山分団の方々には、全部新しい仕様でお渡ししてございます。そちらのものに全消防団員の方々に、その仕様のものを貸与したいと考えております。

2点目までは以上でございます。

【横手委員長】 甲課長。

【甲予防課長】 3点目の、広域後の消防団活動の準備はというご質問ですが、茅ヶ崎市消防本部とも、その辺は入念に準備を進める予定でございます。ですから、実際の災害を想定した、茅ヶ崎市の指揮本部と消防団との連携等の訓練を何回か実施する予定でございます。

【横手委員長】 佐藤副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 1点目については、そういうことですね。見込み違いはなかったということで、ただ一方で、交付税の基準財政需要に参入という形ですか、それはなかなか不交付団体として厳しいなというところを感じました。その点については大丈夫です。

被服については、視認性の向上ということで、それはそれで充実するものになるのかというところを思いますが、その中で、被服については上着だけですよね。ズボンについては、新しく特に購入したりとか、そういうことはないということなんですか。ないとしたら、それはどういった理由なのかということをお答えいただきたいと思います。

最後、消防団の準備というか引継ぎとかの部分なんですけど、当然、来年の3月から4月になって、消防団の組織自体は変わらないという形になろうかと思うんですけど、恐らく消防団の担当者とかが変わったりとかというところがあると思っていて、ある程度、令和3年中に令和4年の、例えば訓練計画であるとか、消防団の方が安心して活動できるような形、なるべく変えないような形というのを当然作って

いただきたいと思います、そういうスケジュールとか計画とか、そういったものについては、今年度中にある程度、きっちり固めていただきたいと思います、その点についてお答えをいただきたいと思います。

【横手委員長】 濁川課長。

【濁川消防総務課長】 ご質疑の２点目になる被服の関係でございます。現在、全消防団員、現員でいらっしゃる方に採寸、いわゆるこのサイズでどうですかというのを全部完了しております。その際に、上のサイズとウエストサイズを全部表記していただきました。当然、被服を貸与するに当たり、上だけではなくて上下、ベルトを貸与していきますので、今ある下も当然同じもの、似ているものなので使うことはできますし、訓練等で使用していただければと考えてございます。

２点目については、以上でございます。

【横手委員長】 甲課長。

【甲予防課長】 消防団の訓練計画でございますが、来年度については、年度当初に、消防団長等の団幹部と茅ヶ崎市消防本部と、町の担当となるべき人員と訓練計画、令和４年度以降の訓練計画等を早めに計画いたしまして、消防団員の方々にお示しできるように努めていきたいと思っております。

以上です。

【横手委員長】 よろしいですか。

ほかにないようなので、ここで質疑を打ち切ります。お疲れさまでした。

以上で、消防本部消防総務課、予防課、消防署の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて、特別委員会を再開いたします。

本日の審査はここまでといたしますので、よろしくお願いいたします。また、明日９時から４日目の審査に入りますので、よろしくお願いいたします。

また、明日４日目に入ります。そろそろそれぞれ委員の皆様、総括質疑に備えていただければと思います。明日、終了次第、要旨等を出すことになっておりますので、そこも含めて、そろそろ準備をしていただければと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。本日は迅速な会議が皆様のお力添えできました。本当にありがとうございました。

それでは、最後に副委員長のほうからお願いします。

【佐藤（正）副委員長】 スムーズな進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、予算特別委員会３日目の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

午後５時３５分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 ３年 ６月 ２日

委員長 横 手 旭